障害者福祉のあんない

2025年度版

1 相　談 …… P 8
2 手　帳 …… P20
3 障害福祉サービス等 P22
4 日常生活用具・補装具・在宅サービス等 P28
5 医　療 …… P44
6 手　当 …… P49
7 年　金 …… P52
8 難　病 …… P54
9 住　宅 …… P56
10 自動車 …… P60
11 講習会 …… P66
12 就　労 …… P68
13 税　金 …… P72
14 教　育 …… P75
15 選　挙 …… P76
16 公共料金 …… P78
17 ボランティア …… P84
18 施設等 …… P85

○内容は簡単に説明してあります。
　詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
○内容は原則２０２５年４月１日現在で作成しています。
　内容が変わることがありますのでご了承ください。

千　葉　市

各ページ下の四角いコードは「音声コード」といいます。
専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリなどで読み取ると
この冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。

障害者に関するマーク①

名称	概要等
【障害者のための国際シンボルマーク】	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。 **問合せ先** **公益財団法人　日本障害者リハビリテーション協会** **https://www.jsrpd.jp/** **TEL：03-5273-0601　　FAX：03-5273-1523**
【身体障害者標識】	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示は、努力義務となっています。 **問合せ先** **警察庁交通局交通企画課** **警察庁 TEL：03-3581-0141（代表）**
【聴覚障害者標識】	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 **問合せ先** **警察庁交通局交通企画課** **警察庁 TEL：03-3581-0141（代表）**
【盲人のための国際シンボルマーク】	世界盲人会連合で１９８４年に制定された盲人のための世界共通のマークです。 視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。 **問合せ先** **社会福祉法人　日本盲人福祉委員会** **https://ncwbj.or.jp/** **TEL：03-5291-7885**
【耳マーク】	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです **問合せ先** **一般社団法人　全日本難聴者・中途失聴者団体連合会** **https://www.zennancho.or.jp/** **TEL：03-3225-5600　　FAX：03-3354-0046**

これらのマークを見かけたら、ご理解とご協力をお願いします。

※巻末にも障害者に関するマークの紹介がありますので、ご覧ください。

目　　次

障害程度別該当事業一覧……２

１　相談 ……８
２　手帳 ……２０
３　障害福祉サービス等 ……２２
４　日常生活用具・補装具・在宅サービス等 …２８
５　医療 ……４４
６　手当 ……４９
７　年金 ……５２
８　難病 ……５４
９　住宅 ……５６
10　自動車 ……６０
11　講習会 ……６６
12　就労 ……６８
13　税金 ……７２
14　教育 ……７５
15　選挙 ……７６
16　公共料金 ……７８
17　ボランティア ……８４
18　施設等 ……８５

・身体障害者障害程度等級表　……　１０８
・療育手帳障害程度基準表、
　精神保健福祉手帳障害程度等級表 …　１１０
・障害福祉サービスの対象となる
　　難病等の対象疾病一覧　……　１１２
・福祉団体　……　１１４
・障害者の窓口　……　１１６
・地域による避難行動要支援者
　　支援体制構築の紹介 ……　１１８
・家具転倒防止対策事業 ……　１１９
・千葉市家具転倒防止対策事業
　　取付事業者一覧　……　１２０

この「障害者福祉のあんない」に記載している各種サービスにつきましては、各区保健福祉センター高齢障害支援課が窓口となり手続きができるものと、利用料金や税金等の減免制度の紹介として記載しているものがあります。各種サービスのご利用やご質問については、各サービスの担当窓口へお問い合わせ、もしくはご相談ください。各事業の必要書類等の他にマイナンバー関係書類の提出が必要になる場合があります。詳しくは各申請窓口にお問い合わせください。

介護保険が優先するサービスについて

障害者等の福祉サービスと介護保険とで共通するサービスは、原則として、介護保険が優先になります。

■介護保険の対象者

身体障害者手帳をお持ちで、下記のいずれかに該当して要介護等の認定を受けた方は、介護保険サービスの対象者となります。

・６５歳以上で要介護等の状態にある方
・４０歳以上６５歳未満で特定疾病により要介護等の状態となった方

介護保険の対象となった方は、介護保険サービスから利用していただくことになります。
詳しくは、各区保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室（電話・FAX　１０頁参照）へお問い合わせください。

音声コードに関するお知らせ

このあんないに掲載している「音声コード」は、専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリなどで読み取ると、音声で掲載内容を聞くことができます。

なお、「障害程度別該当事業一覧（２～７頁）」、「身体障害者障害程度等級表（１０８～１０９頁）」、「障害福祉サービスの対象となる難病等の対象疾病一覧（１１２～１１３頁）」は、冊子作成上切り込みはありますが、書式などの理由から音声コードはついていませんので、ご了承ください。

また、音声コード化できる文字量には限界があり、掲載文字量の多いページは、音声コードの読み上げを前後のページに割り振っていますので、実際の紙面掲載上のページと異なる場合があります。あわせてご了承ください。

障害程度別該当事業一覧

※○印はおおむね全部が対象、△印は一部が対象となります。なお、事業によって年齢・所得・等級（程度）等により制限がある場合や障害の状況により○△印がなくても対象となる場合がありますので、詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。
※難病の方が対象となるサービスの詳細については、各担当窓口にお問い合わせください。

制度 ＼ 障害の区別	等級・程度	4　日常生活用具・補装具・在宅サービス等																				
		日常生活用具費の支給	補装具費の支給	おむつ給付	補助犬給付	福祉カーの貸出	福祉バスの運行	住民票の写し・戸籍関係証明等宅配サービス	視覚障害者用ごみ指定袋配布	粗大ごみの運び出し収集	寝具乾燥サービス	訪問理美容サービス	障害者家具転倒防止対策	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	在宅巡回機能回復訓練	点字図書費支給	自宅配本サービス	郵送貸出サービス	対面音訳サービス	メール119・NET119緊急通報システム	ちばし安全・安心メール／電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス	防災行政無線のテレホンサービス／消防情報メール
本文ページ		28	33	33	33	34	34	34	34	35	35	35	35	36	36	36	36	36	36	37	38	39
身体障害者手帳	視覚障害 1	△	△		○		○		○	粗大ごみを排出場所まで運び出すことが困難で、身近な方の協力が得られない世帯			金具を取り付けることが困難な重度の障害者のみの世帯	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児童の方		○	○	○	○		パソコン、携帯電話等で、電子メールの受信が可能な方／電話がかけられる方	パソコン、携帯電話等で、電子メールの受信が可能な方／電話がかけられる方
	視覚障害 2	△	△				○		○							○	○	○	○			
	視覚障害 3	△	△				○		○							○	△	○	○			
	視覚障害 4	△	△				○		○							○	△	○	○			
	視覚障害 5・6	△	△				○		○							○	△	○	○			
	聴覚・平衡機能障害 2	△	△		○		○													○		
	聴覚・平衡機能障害 3	△	△				○													○		
	聴覚・平衡機能障害 4	△	△				○													○		
	聴覚・平衡機能障害 5・6	△	△				○													○		
	音声・言語 3	△					○													○		
	音声・言語 4	△					○													○		
	肢体不自由 1	△	△	△	○	○	○	○			△	△			○		○					
	肢体不自由 2	△	△	△	○	○	○	○			△	△			○		○					
	肢体不自由 3	△	△				○	△							○		△					
	肢体不自由 4	△	△				○								○		△					
	肢体不自由 5・6	△	△				○								○		△					
	内部障害 1	△	△				○										○					
	内部障害 2・3	△	△				○										△					
	内部障害 4	△	△				○										△					
療育手帳	Ⓐ	△		△		○	○	△														
	Aの1	△		△		○	○	△														
	Aの2	△		△		○	○	△														
	Bの1			△			○	△														
	Bの2			△			○	△														
精神障害者保健福祉手帳	1	△					○															
	2	△					○															
	3	△					○															
所得制限		あり	あり	あり	あり											あり						
お知らせサービス																						
本文ページ		28	33	33	33	34	34	34	34	35	35	35	35	36	36	36	36	37	37	37	38	39

※この制度は「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象制度です。（詳細は P.41）

4　日常生活用具・補装具・在宅サービス																				制度	障害の区別	等級・程度
その他のサービス																						
ボランティア活動支援	心のふれあいフェスティバル	デイケアクラブ	盲婦人家庭生活訓練	生活訓練（盲婦人・盲青年・中途失明者）	視覚障害者自立生活訓練	点字図書・声の図書	点字市政だより	声の市政だより	市議会だより点字版・音声版	点字情報ネットワーク	手話通訳者の派遣	要約筆記者等の派遣	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	ろうあ者社会生活教室	ちばしパラスポーツコンシェルジュ	身体障害者スポーツ大会	ゆうあいピック	精神卓球	精神障害者ソフトバレーボール大会			
40	40	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	42	42	42	43	43	本文ページ		
			○	○	○	○	○	○	○	○			重度の盲ろう者の方		○	○				1	視覚障害	身体障害者手帳
			○	○	○	○	○	○	○	○					○	○				2		
			○	○	○	○		○	○						○	○				3		
			○	○	○	○		○	○						○	○				4		
			○	○	○	○		○	○						○	○				5・6		
											○	○		○	○	○				2	聴覚・平衡機能障害	
											○	○		○	○	○				3		
											○	○		○	○	○				4		
											○	○		○	○	○				5・6		
											○	○		○	○	○				3	音声・言語	
											○	○		○	○	○				4		
															○	○				1	肢体不自由	
															○	○				2		
															○	○				3		
															○	○				4		
															○	○				5・6		
															○	△				1	内部障害	
															○	△				2・3		
															○	△				4		
○															○		○			Ⓐ	療育手帳	
○															○		○			Aの1		
○															○		○			Aの2		
○															○		○			Bの1		
○															○		○			Bの2		
	○	○													○			○	○	1	精神障害者保健福祉手帳	
	○	○													○			○	○	2		
	○	○													○			○	○	3		
																				所得制限		
																				お知らせサービス		
40	40	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	42	42	42	43	43	本文ページ		

※○印はおおむね全部が対象、△印は一部が対象となります。なお、事業によって年齢・所得・等級（程度）等により制限がある場合や障害の状況により○△印がなくても対象となる場合がありますので、詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。
※難病の方が対象となるサービスの詳細については、各担当窓口にお問い合わせください。

障害の区別	等級・程度	制度	5 医療							6 手当						7 年金	
										20歳未満			20歳以上		その他		
			自立支援医療（更生医療・育成医療）	自立支援医療（精神通院医療）	精神障害者入院医療費助成	心身障害者（児）医療費助成	心身障害者（児）の歯科診療	高齢者インフルエンザ予防接種	高齢者肺炎球菌予防接種	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	市福祉手当（児）	特別障害者手当	市福祉手当（者）	児童扶養手当	各種障害年金	心身障害者扶養共済
本文ページ			44	44	44	45	46	47	47	49	49	49	50	50	51	52	53
身体障害者手帳	視覚障害	1	△			○	○			○	○	○	△	○	○	○	○
		2	△			○	○			○	△	○	△		△	○	○
		3	△				○			○						△	○
		4	△				○									△	
		5・6	△				○									△	
	聴覚・平衡機能障害	2	△			○	○			○	△	○	△		○	○	○
		3	△				○			○						○	○
		4	△				○									△	
		5・6	△				○									△	
	音声・言語	3	△				○			○						○	○
		4	△				○									△	
	肢体不自由	1	△			○	○			○	○	○	△	○	○	○	○
		2	△			○	○			○	△	○	△		△	○	○
		3	△				○			○					△	○	○
		4	△				○			△						△	
		5・6	△				○									△	
	内部障害	1	△			○	○	△	△	△	△	○	△	○	△	△	○
		2・3	△			○	○			△					△	△	○
		4	△				○									△	
療育手帳		Ⓐ				○	○			○	○	○	△	○	△	△	○
		Aの1				○	○			○		○	△	○	△	△	○
		Aの2				○	○			○		○		○	△	△	○
		Bの1				○	○			△		○		○	△	△	○
		Bの2					○			△					△	△	○
精神障害者保健福祉手帳		1		○	○	○				△	△	○		○	△	△	○
		2		○	○					△	△				△	△	○
		3		○	○										△	△	△
所得制限			あり	あり	あり	あり				あり	あり		あり		あり	あり	
お知らせサービス				あり					あり	あり		あり			あり		
本文ページ			44	44	44	45	46	47	47	49	49	49	50	50	51	52	53

※この制度は「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象制度です。（詳細は P.41）

9住宅					10自動車									12就労						制度 ／ 障害の区別 等級・程度		
住宅改造費助成	住宅改造相談	グループホーム等家賃助成	公営住宅	UR賃貸住宅（旧公団住宅）	自動車燃料費助成	福祉タクシー利用券	駐車禁止除外標章	高齢運転者等専用駐車区間制度	通所施設通所交通費助成	運転適性検査	ちば障害者等用駐車区画利用証制度	自動車運転免許取得助成	自動車改造費助成	求職登録	職場適応訓練	障害者テクノスクール	国立職業リハビリテーションセンター	職親委託	生活福祉資金の貸付			
56	56	57	58	59	60	61	62	62	63	63	64	65	65	69	70	70	70	70	71	本文ページ		
△	○	△	○	○	○	○	○		○	自動車運転適性検査を希望する身体障害者手帳所持者	○			○	○	○	○		○	1	視覚障害	身体障害者手帳
△	○	△	○	○	○	○	○		○		○			○	○	○	○		○	2		
	○	△	○	○			○		○		○			○	○	○	○		○	3		
	○	△	○	○			△		○		○			○	○	○	○		○	4		
	○	△	○						○					○	○	○	○		○	5･6		
△	○	△	○	○	○	○	○	△	○		○	○		○	○	○	○		○	2	聴覚・平衡機能障害	
	○	△	○	○			○	△	○		○	○		○	○	○	○		○	3		
	○	△	○	○				△	○			○		○	○	○	○		○	4		
	○	△	○					△	○			○		○	○	○	○		○	5･6		
	○	△	○	○					○		○	○		○	○	○	○		○	3	音声・言語	
	○	△	○	○					○		○	○		○	○	○	○		○	4		
△	○	△	○	○	○	○	○	△	○		△	○	○	○	○	○	○		○	1	肢体不自由	
△	○	△	○	○	○	○	○	△	○		△	○	○	○	○	○	○		○	2		
	○	△	○	○			△	△	○		△	○		○	○	○	○		○	3		
	○	△	○	○			△	△	○		△	○		○	○	○	○		○	4		
	○	△	○					△	○		△	○		○	○	○	○		○	5･6		
△	○	△	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○		○	1	内部障害	
△	○	△	○	○	△	△	○		○		○	○		○	○	○	○		○	2･3		
	○	△	○	○					○		○	○		○	○	○	○		○	4		
△	○	△	○	○	○	○	○		○		○			○	○	○	○	○	○	Ⓐ	療育手帳	
△	○	△	○	○	○	○	○		○		○			○	○	○	○	○	○	Aの1		
△	○	△	○	○	○	○	○		○		○			○	○	○	○	○	○	Aの2		
	○	△	△						○					○	○	○	○	○	○	Bの1		
	○	△	△						○					○	○	○	○	○	○	Bの2		
	○	△	○	△	○	○	○		○		○			○	○	○	○		○	1	精神障害者保健福祉手帳	
	○	△	○						○					○	○	○	○		○	2		
	○	△	△						○					○	○	○	○		○	3		
あり		あり		あり	あり	あり							あり							所得制限		
																				お知らせサービス		
56	56	57	58	59	60	61	62	62	63	63	64	65	65	69	70	70	70	70	71	本文ページ		

※○印はおおむね全部が対象、△印は一部が対象となります。なお、事業によって年齢・所得・等級（程度）等により制限がある場合や障害の状況により○△印がなくても対象となる場合がありますので、詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。
※難病の方が対象となるサービスの詳細については、各担当窓口にお問い合わせください。

制度			１３税金					１４教育		１５選挙					１６公共料金							
障害の区別	等級・程度		所得税・住民税の所得控除等	個人事業税	相続税	贈与税	自動車税・自動車取得税等の減免	千葉市養護教育センター	特別支援学校・特別支援学級	郵便等による不在者投票	代理記載制度	投票所での代理投票	投票所での点字投票	選挙の候補者情報（選挙のお知らせ）	ＪＲ旅客運賃の割引	私鉄旅客運賃の割引	タクシー運賃の割引	バス運賃の割引	千葉モノレール運賃の割引	国内航空運賃の割引	有料道路通行料金の割引	市営駐輪場・駐車場利用料の免除
本文ページ			72	73	73	73	74	75	75	76	76	77	77	77	78	78	78	79	79	80	80	81
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	○	○	○	○	○	○		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	△	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○		○		△	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
		5･6	○		○			○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	聴覚・平衡機能障害	2	○		○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○		○		○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○		○			○	○						○	○	○	○	○	○	△	○
		5･6	○		○			○	○						○	○	○	○	○	○	△	○
	音声・言語	3	○		○		△	○	○						○	○	○	○	○	○	△	○
		4	○		○			○	○						○	○	○	○	○	○	△	○
	肢体不自由	1	○		○	○	○	○	○	△	△	△			○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○		○	○	○	○	○	△		△			○	○	○	○	○	○	△	○
		3	○		○		△	○	○			△			○	○	○	○	○	○	△	○
		4	○		○		△	○	○			△			○	○	○	○	○	○	△	○
		5･6	○		○		△	○	○			△			○	○	○	○	○	○	△	○
	内部障害	1	○		○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
		2･3	○		○	△	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○		○		△	○	○						○	○	○	○	○	○	△	○
療育手帳		Ⓐ	○		○	○	○	○	○			△			○	○	○	○	○	○	○	○
		Aの1	○		○	○	○	○	○			△			○	○	○	○	○	○	○	○
		Aの2	○		○	○	△	○	○			△			○	○	○	○	○	○	○	○
		Bの1	○		○			○	○			△			○	○	○	○	○	○		○
		Bの2	○		○			○	○			△			○	○	○	○	○	○		○
精神障害者保健福祉手帳		1	○		○	○	△	△	○			△			○	○		△	○			○
		2	○		○			△	○			△			○	○		△	○			○
		3	○		○			△	○			△			○	○		△	○			○
所得制限																						
お知らせサービス																						
本文ページ			72	73	73	73	74	75	75	76	76	77	77	77	78	78	78	79	79	80	80	81

※この制度は「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象制度です。（詳細は P.41）

16公共料金								18施設等										制度 ＼ 障害の区別 等級・程度		
NHK放送受信料の免除	NTT電話番号案内料金の免除	携帯電話料金の割引	ニュー福祉定期貯金	水道料金の一部免除	下水道使用料の一部免除	農業集落排水処理施設使用料の一部免除	有料施設使用料の免除	障害福祉サービス事業所	障害者支援施設	障害児入所施設	障害児通所支援	地域活動支援センター	知的障害者生活ホーム	福祉ホーム	グループホーム	心身障害者ワークホーム	精神障害者共同作業所			
81	82	82	82	82	83	83	83	85	94	94	95	104	105	105	105	106	106	本文ページ		
△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	知的障害児、肢体不自由児または重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童	○	○		○	○	○		1	視覚障害	身体障害者手帳
△	○	○	△	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		2		
△	○	○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		3		
△	○	○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		4		
△	○	○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		5・6		
△		○	△	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		2	聴覚・平衡機能障害	
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		3		
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		4		
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		5・6		
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		3	音声・言語	
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		4		
△	△	○	△	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		1	肢体不自由	
△	△	○	△	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		2		
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		3		
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		4		
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		5・6		
△		○	△	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		1	内部障害	
△		○	△	△	△	△	○	○	○		○	○		○	○	○		2・3		
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		4		
△	○	○	△	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		Ⓐ	療育手帳	
△	○	○	△	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		Aの1		
△	○	○	△	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		Aの2		
△	○	○	△				○	○	○		○	○	○	○	○	○		Bの1		
△	○	○	△				○	○	○		○	○	○	○	○	○		Bの2		
△	○	○	△	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	1	精神障害者保健福祉手帳	
△	○	○	△				○	○	○		○	○		○	○		○	2		
△	○	○	△				○	○	○		○	○		○	○		○	3		
あり				あり	あり	あり												所得制限		
				あり	あり													お知らせサービス		
81	82	82	82	82	83	83	83	85	94	94	95	104	105	105	105	106	106	本文ページ		

1 相　談

保健福祉センター高齢障害支援課

身体障害者（児）・知的障害者（児）の各福祉法の援助、身体障害者手帳・療育手帳の受付、障害者総合支援法の支給決定、各種給付（手当・医療費助成）等に関する相談等を行っています。

区	所　在　地	電　話	ＦＡＸ	手話通訳者専用ＦＡＸ
中央区	〒260-8511 中央区中央４－５－１ Qiball（きぼーる）13 階	043-221-2152・2153	043-221-2602	043-221-7675
花見川区	〒262-8510 花見川区瑞穂１－１ 花見川保健福祉センター１階	043-275-6462・6466	043-275-6317	043-271-1105
稲毛区	〒263-8550 稲毛区穴川４－１２－４ 稲毛保健福祉センター１階	043-284-6140	043-284-6193	043-284-6193
若葉区	〒264-8550 若葉区貝塚２－１９－１ 若葉保健福祉センター１階	043-233-8154・8155	043-233-8251	043-233-8835
緑区	〒266-8550 緑区鎌取町２２６－１ 緑保健福祉センター１階	043-292-8150	043-292-8276	043-292-4770
美浜区	〒261-8581 美浜区真砂５－１５－２ 美浜保健福祉センター１階	043-270-3154・3155	043-270-3281	043-279-3333

手話通訳者の設置　各保健福祉センター・障害者自立支援課に配置しています。

	月	火	水	木	金
中央区・花見川区	○	○	○	9:00 ～ 11:00	○
稲毛区	○	9:00 ～ 11:00	○	○	○
若葉区	○	13:00 ～ 15:00	○	○	○
緑区	○	○	9:00 ～ 12:00	9:00 ～ 16:00	○
美浜区	○	○	○	○	○
本庁	○		9:00 ～ 11:00		○

※○は 9:00 ～ 17:00

保健福祉センター健康課

地域の住民を対象に保健師が結核・難病・精神・低体重児・乳幼児・高齢者等の家庭訪問等を行っています。精神保健福祉に関する相談・訪問指導、自立支援医療（精神通院医療）の申請受付等も行っています。

区	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
中央区	〒 260-8511 中央区中央４－５－１ Qiball（きぼーる）１３階	043-221-2583	043-221-2590
花見川区	〒 262-8510 花見川区瑞穂１－１ 花見川保健福祉センター１階	043-275-6297	043-275-6298
稲毛区	〒 263-8550 稲毛区穴川４－１２－４ 稲毛保健福祉センター１階	043-284-6495	043-284-6496
若葉区	〒 264-8550 若葉区貝塚２－１９－１ 若葉保健福祉センター１階	043-233-8715	043-233-8198
緑区	〒 266-8550 緑区鎌取町２２６－１ 緑保健福祉センター１階	043-292-5066	043-292-1804
美浜区	〒 261-8581 美浜区真砂５－１５－２ 美浜保健福祉センター１階	043-270-2287	043-270-2065

開所時間（各区共通）月曜日～金曜日　8：30 ～ 17：30（祝日及び年末年始は除く）

相談支援事業

地域で生活する障害者等からの様々な相談に応じ支援します。

千葉市障害者基幹相談支援センター

■対象者　障害のある方及びそのご家族、地域の方、関係機関
※年齢や障害種別、障害の診断の有無は問いません。
医療的ケアの必要な方への相談にも応じています。

■内　容　障害のある方が住みなれた地域でその人らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関するさまざまなご相談をお受けいたします。また、地域の方や関係機関と連携し、障害のある方を地域全体で支える地域づくりに取り組みます。

■開所時間　月曜日～土曜日　午前９時～午後５時まで（日曜日、祝日、年末年始を除く）
※緊急の場合は、開所時間外でも電話に応じます。

■相談方法　電話、ＦＡＸ、Ｅメール、来所、訪問などご希望にあわせてご相談に応じます。お住まいの区の障害者基幹相談支援センターへご相談ください。

■窓　口

中央区障害者基幹相談支援センター 住所：〒 260-0855　千葉市中央区市場町 2-15-201 電話：043-445-7733　FAX：043-445-7785 E ﾒｰﾙ：chuo-kikan@cckikan.or.jp	**花見川区障害者基幹相談支援センター** 住所：〒 262-0018　千葉市花見川区畑町 591-17 電話：043-239-6427　FAX：043-239-6428 E ﾒｰﾙ：hanamigawa-kikan@seishinkai.or.jp 令和 7 年 10 月以降は以下に変更（※） 住所：〒 262-0025　千葉市花見川区花園 1-10-8
稲毛区障害者基幹相談支援センター 住所：〒 263-0015　千葉市稲毛区作草部 2-4-6 電話：043-254-0671　FAX：043-290-6530 E ﾒｰﾙ：inage-kikan@houjin-chibacity-ikuseikai.jp	**若葉区障害者基幹相談支援センター** 住所：〒 264-0016　千葉市若葉区大宮町 2112-8 電話：043-312-2853　FAX：043-265-5405 E ﾒｰﾙ：wakaba-kikan@wakabaizuminosato.or.jp
緑区障害者基幹相談支援センター 住所：〒 266-0031　千葉市緑区おゆみ野 4-22-6 初芝第 5 ビル 101 電話：043-312-4891　FAX：043-312-4892 E ﾒｰﾙ：midori-kikan@mirai-kobo.or.jp	**美浜区障害者基幹相談支援センター** 住所：〒 261-0011　千葉市美浜区真砂 2-3-1 電話：043-304-5454　FAX：043-304-6322 E ﾒｰﾙ：mihama-kikan@shunyoukai.or.jp 令和 7 年 10 月以降は以下に変更（※） 住所：〒 261-0004　千葉市美浜区高洲 3-14-1-508

※令和７年１０月以降変更となる基幹相談支援センターの電話・ＦＡＸ・メールアドレスについては、ホームページでご確認ください。

福祉まるごとサポートセンター

置かれた状況や年齢を問わず、福祉に関する困りごとをまるごと受け止めます。困りごとを整理し、必要に応じて専門機関と連携しながら、困りごとの解決に向けたサポートをします。

所　在　地	千葉ポートサイドタワー１１階（中央区問屋町１－３５）
業務時間	月～土曜日　８：３０～１７：３０（祝日及び年末年始を除く）
電　　話	０４３－３０６－７１２５、７１３０　ＦＡＸ　０４３－３０６－７３２０
電子メール	fukumaru-sc@city.chiba.lg.jp

保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室

介護保険被保険者の資格管理、要介護認定、保険料の賦課・徴収、保険給付等を行っています。

区	電　話	ＦＡＸ	区	電　話	ＦＡＸ
中央区	043-221-2198	043-221-2602	若葉区	043-233-8264	043-233-8251
花見川区	043-275-6401	043-275-6317	緑　区	043-292-9491	043-292-8276
稲毛区	043-284-6242	043-284-6193	美浜区	043-270-4073	043-270-3281

千葉市障害者相談センター

満１８歳以上の身体障害者・知的障害者を対象に、医師や各種専門職員が医学的・心理学的判定や相談・指導を行っています。

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 260-0844 中央区千葉寺町１２０８－２ 千葉市ハーモニープラザ１階	043-209-8823	043-209-8826

千葉市児童相談所

身体障害児・知的障害児について、医師や各種専門職員が相談に応じ判定・指導を行っています。

※ 障害児入所施設の利用に係る障害児入所給付費の支給決定や措置を行います。
※ 療育手帳判定等の業務は、お住まいの区に関わらず千葉市西部児童相談所が担当します。

区	名　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
中央区 若葉区 緑区	千葉市東部児童相談所	〒 261-0003 美浜区高浜３－２－３	043-277-8820	043-278-4371
花見川区 稲毛区 美浜区	千葉市西部児童相談所	〒 261-0003 美浜区高浜３－３－１ はまのわ　３階	043-277-8821	043-277-8905

千葉市療育センター

療育相談所	身体障害児・知的障害児の相談、医師による診断・検査・判定・指導・訓練を行っています。（電話受付時間　９：００～１７：１５）	
所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 261-0003 美浜区高浜４－８－３ ※大規模改修工事に伴い、中央区末広３－２２－２１に仮移転中です。（令和８年４月頃まで）。	043-216-2401	043-277-0220

身体障害者福祉センターＢ型（ふれあいの家）	身体障害者の相談・機能訓練・講習会（６６頁参照）等を行っています。	
所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 261-0003 美浜区高浜３－３－１	043-216-5130	043-277-0291

千葉県医療的ケア児等支援センター　ぽらりす

医療的ケアの必要な方や重症心身障害の方に対する包括的な相談援助や、これから医療的ケアを実施したい事業者等に対する研修の実施、地域の支援体制作りのバックアップなどを行っています。

所　在　地	開所時間	電　話	E-mail
緑区誉田町１－４５－２ 千葉県千葉リハビリテーション センター内	9：00 ～ 17：00	043-291-1831	polaris@chiba-reha.jp
【インターネットからの相談】ＵＲＬ：https://www.chiba-reha.jp/nursing/ikeajicenter/			

千葉市障害者福祉センター

障害者の相談・機能訓練・社会適応訓練・スポーツ講座・創作的活動事業を行っています（６７頁参照）。

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 260-0844 中央区千葉寺町１２０８－２ 千葉市ハーモニープラザ１階	043-209-8779	043-209-8782

千葉市発達障害者支援センター

■対象者　自閉症・アスペルガー症候群やその他広汎性発達障害（ＰＤＤ）、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）などの発達障害のある障害者（児）及び支援する方々、関係機関

■内　容　相談支援、発達支援、就労支援等、発達障害者本人と家族が安心して地域で暮らしていくことができるよう支援します。（検査、診断や療育訓練、職業紹介は行っておりません。）

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 261-0003 美浜区高浜３－３－１（千葉市療育センター分館はまのわ２階）	043-303-6088	043-279-1353

千葉市こころの健康センター

心の健康の保持増進や知識の普及、精神障害者の保健福祉の増進などを目的とした業務を行っています。

精神保健福祉相談

精神科一般相談や思春期、高齢者、アルコール・薬物やギャンブル依存など、精神保健福祉に関する相談を行っています。
来所相談は予約が必要です。

所　在　地	開所時間	電　話	ＦＡＸ
〒 261-0003 美浜区高浜２－１－１６	平日 8:30 ～ 17:30	043-204-1582	043-204-1584

こころの電話

心の健康や悩みに関する相談に専門電話相談員が「傾聴するこころ」で応じます。

専用電話	043-204-1583
受付時間	月～金曜日（祝日・年始年末を除く）10：00 ～ 12：00 / 13：00 ～ 17：00

千葉市配偶者暴力相談支援センター

千葉市にお住まいで、配偶者やパートナーから暴力を受けている方の相談に応じています。

対応時間	平日９：００～１６：００（年末年始・祝日除く）
電話番号	043-245-5110

夜間・休日の心のケア相談（電話・LINE）

※ 平日夜間・土日祝日年末年始はこちらをご利用ください。

眠れない、やる気がでない、家庭や仕事の不安やイライラなどを気軽にご相談下さい。
臨床心理士、精神保健福祉士等の専門相談員が相談に応じます。

曜　日	受付時間	相談方法
月曜日から金曜日	１７時～２１時	（電　話）０４３-２１６-２８７５ （LINE） 右記の二次元コードをＬＩＮＥアプリで読み取り、「千葉市心のケアＳＮＳ相談」を「友だち追加」してご利用ください。 二次元コード
土曜日・日曜日・祝日 年末年始（12/29～1/3）	１３時～１７時	

千葉市こころと命の相談室（対面相談）

職場の人間関係、家庭のこと、こころの悩み、生活の不安などについて、産業カウンセラー等の専門相談員が相談に応じます。

所　在　地	相　談　日	予約方法	電　話	メールアドレス
〒 260-0028 中央区新町１８－１２ 第８東ビル 501 号室	毎週月、金曜日の 18:00 ～ 21:00 （祝日、年末年始を除く） 月2回　土　10:00 ～ 13:00 月1回　日　10:00 ～ 13:00	電話・メールで受付	〈予約専用〉 043-216-3618 （平日 9:30 ～ 16:30）	hkt-chibacocoro@counselor.or.jp

千葉いのちの電話

一人で悩まず、こころの声をお聞かせください。電話相談、対面相談、インターネット相談、LINE 相談ができます。

所　在　地	開所時間	電　話
〒 260-0012 中央区本町３－１－１６ CID ビル１階	電話相談　２４時間３６５日 対面相談　予約制（問合せ／平日９時～１７時） インターネット相談・LINE 相談についてはホームページをご覧ください。	相談専用電話 043-227-3900 予約専用電話 043-222-4331

千葉市ひきこもり地域支援センター

■対象者　市内に在住の方で、ひきこもりの方およびその家族等
■内　容　電話、来所によりひきこもりに関する様々な相談・助言や家庭訪問などの支援を行います。
■窓　口

所　在　地	開所時間	電　話	ＦＡＸ
〒 261-0003 千葉市美浜区高浜 2-1-16 千葉市こころの健康センター内	月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00 ※祝・休日、年末年始を除く	043-204-1606	043-204-1607

小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談

■対象者　市内に在住で、小児慢性特定疾病の認定を受けている方及びその家族
■内　容　電話、来所により小児慢性特定疾病に関する様々な相談・助言や家庭訪問などの支援を行います。
■窓　口

名　称	所　在　地	開所時間	電　話	ＦＡＸ
健康支援課	千葉市中央区問屋町 1-35 千葉ポートサイドタワー 11 階	月曜日～金曜日 9:00 ～ 15:00 （祝日、年末年始を除く）	043-238-9968	043-238-9946

高次脳機能障害支援センター

■内　容　電話、来所により高次脳機能障害に関する様々な相談・助言などの支援を行います。
■窓　口

所　在　地	開所時間	電　話
〒 266-0005 千葉市緑区誉田町 1-45-2 千葉県千葉リハビリテーションセンター内	月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00 （祝祭日を除く）	043-291-1831 （総合相談部が窓口となります）

消費生活相談

商品・サービスの契約トラブルや多重債務に関する相談に応じます。
■対象者　市内在住・在勤・在学の方（事業者は対象外）
■窓　口

名　　称	相談専用電話	相談時間
消費生活センター	043-207-3000	月～土曜日 9:00 ～ 16:30 （日・祝・年末年始を除く）
【インターネットからの相談】https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/shohi/net-soudan.html		

手話相談

■対象者　聴覚障害者
■内　容　聴覚障害者のために手話による専門の相談員を配置して、各種の相談に応じています。
■窓　口　※令和７年４月１日現在、休止中。

名　　称	相　談　日	相談員専用ＦＡＸ
中央保健福祉センター高齢障害支援課	月・水・金曜日	043-221-7675

千葉市こども発達相談室

就学前の子どもの発達に不安を抱える保護者からの相談に応じます。
※ WEB からの事前予約による来所相談になります。ご予約は市ホームページで受け付けています。

二次元コード

所　在　地	開所時間	電話	ＦＡＸ
〒 260-0025 中央区問屋町 1-35 千葉ポートサイドタワー９階	月曜日～金曜日 9：00 ～ 17：00 ※祝・休日、年末年始を除く	043-441-8268 （問い合わせ専用）	043-441-8273

権利擁護関係相談窓口

千葉市障害者虐待防止センター

「虐待かも」と思ったら、迷わず千葉市障害者虐待防止センターまでご連絡ください。

- 通報した方の情報は守られます。
- 通報は 24 時間受け付けています。
- 夜間・休日等は障害者相談支援事業者が対応します。

区	電話 /FAX	区	電話 /FAX	区	電話 /FAX
中 央 区	043-221-2943	稲 毛 区	043-284-2943	緑　　区	043-292-2943
花見川区	043-275-2943	若 葉 区	043-234-2943	美 浜 区	043-270-2943

障害者虐待防止法

この法律は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。また、虐待をしてしまう家族（養護者）も支援します。

障害者に対する虐待を発見した方は、障害者虐待防止センターに通報するように定められています。

障害者人権１１０番事業

■対象者　千葉県内に居住する障害のある方、またはその家族

■内　容

法律相談	月１回（第１火曜日）　※予約が必要 千葉県弁護士会より派遣される弁護士が相談に応じます。
一般相談	生活相談、家庭・地域・施設等における諸問題について相談に応じます。 電話または来所による相談が可能です。

■窓　口

名　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
千葉県手をつなぐ育成会	〒 260-0026　中央区千葉港４－５ 千葉県社会福祉センター４階	043-246-2282	043-246-2282

千葉市成年後見支援センター

■対象者　千葉市在住の方（本人、親族、関係機関職員、介護事業者等）
■内　容　成年後見制度に係る相談や家庭裁判所への申立てに関する支援、日常生活自立支援事業等の利用に関する相談に応じます。

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 260-0844　中央区千葉寺町１２０８－２ 千葉市ハーモニープラザＣ棟３階	043-209-6000	043-209-6021

成年後見制度

認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力の不十分な方を保護し、支援するため家庭裁判所に成年後見人等を選んでもらい、安心して生活ができるようにすることを目的とした制度です。

本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長などが家庭裁判所に法定後見の開始の審判を申し立てることができます。

■対象者　精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が不十分な方
■窓　口

千葉家庭裁判所	〒 260-0013 中央区中央 4-11-27	後見係 043-333-5321

千葉県社会福祉士会

■対象者　障害者・高齢者
■内　容　成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護に関する相談を無料で行っています。
■窓　口

名　　称	所　在　地	相談日時	電　話	ＦＡＸ
権利擁護センター ぱあとなあ千葉	〒 260-0026 中央区千葉港４－５ 千葉県社会福祉センター５階	火・木曜日 10：00 ～ 16：00	043-238-2866	043-238-2867

千葉県弁護士会

■対象者　障害者・高齢者
■内　容　成年後見制度・権利擁護など、法律問題全般に関する相談等を行っています。
■窓　口

名　　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
高齢者・障がい者支援センター	〒 260-0013　中央区中央 4-13-9 千葉県弁護士会館内	043-227-1800	043-225-4860

千葉司法書士会

■対象者　判断能力が減衰した方
■内　容
- 家庭裁判所の選任により、センター登録の司法書士が成年後見人・任意後見人等として直接支援します。
- 手続きの内容により、費用が発生します。

■窓　口

名　　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
公益社団法人成年後見センター リーガルサポート千葉県支部	〒 261-0001　美浜区幸町 2-2-1 千葉司法書士会館内	043-301-7831	043-301-7832

千葉県行政書士会

■対象者　高齢者・知的障害者
■内　容　成年後見制度の相談等を行っています。
■窓　口

名　　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部	〒 260-0013　中央区中央 4-13-10 教育会館４Ｆ	043-221-4192	043-225-8634

障害者・高齢者のための無料電話法律相談

■対象者
- 障害者、６５歳以上の高齢者
- 障害者、高齢者を支援する方

■内　容
- 弁護士が無料で電話法律相談を受けます。相談内容は法律問題に限ります。
- 同一内容の相談は年１回限りです。
- 相談時間は一人２０分程度です。

■窓　口

名　　称	相談日時	相談専用電話
千葉県弁護士会 （高齢者・障がい者支援センター）	月曜日：10:00 ～ 12:00 水曜日：13:00 ～ 15:00 ※年末年始・お盆、祝祭日を除く	043-227-1800

障害児等療育支援事業

■対象者　障害児、知的障害者、保護者
■内　容　地域で療育相談及び指導が受けられるよう、支援事業者が訪問又は外来による療育相談及び指導を行います。
また、障害児保育を行う保育所等の職員に対し、療育に関する技術の指導も行います。
■窓　口

名　　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
多機能型事業所ぷれも	〒 260-0001　中央区都町 1-55-2	043-234-6363	043-234-5655
父の樹園	〒 263-0001　稲毛区長沼原町 321-3	043-257-7315	043-306-1833
地域生活支援センターふらる	〒 263-0015　稲毛区作草部 2-4-6	043-207-4110	043-206-4220
アースウェル	〒 264-0023　若葉区貝塚町 880-2	043-309-6245	043-309-6247
千葉市桜木園	〒 264-0028　若葉区桜木 8-31-15	043-231-5865	043-231-7862
中野学園	〒 265-0051　若葉区中野町 1574-31	043-228-6114	043-228-4651
千葉リハビリテーションセンター愛育園	〒 266-0005　緑区誉田町 1-45-2	043-291-1831	043-291-1853
こども発達支援ハートシード・ハートシード風	〒 266-0031　緑区おゆみ野 3-7-5	043-497-5111	043-497-5117
わくわくぎふと鎌取	〒 266-0031　緑区おゆみ野 3-37-2	043-308-3475	043-308-3476
ほうきぼし	〒 293-0058　富津市佐貫 255 佐貫ビル 202 号	0439-66-1750	0439-29-7269

相　談　員

身体障害者（児）・知的障害者（児）・その家族の方に、身近な問題について地域で相談・助言するため、次の相談員がいます。

身体障害者相談員

（２０２５年１０月改選予定）

区	障害区分	相　談　員	電　話・ＦＡＸ
中央区	肢体	卯田	043-264-8250
	肢体	小嶋	043-227-6021
	肢体	飛嶋	090-5185-5663
	肢体	永井	043-263-6648
	肢体	平本	043-268-0872
	視覚	大川	043-263-7871
	視覚	深澤	090-4174-8523
	聴覚	山本	ＦＡＸ 043-208-5744
	音声言語	白井	043-261-1356
花見川区	肢体	石川	090-1255-4782
	視覚	梅田	043-273-1846
	聴覚	川上	ＦＡＸ 043-271-3163
	内部膀胱	岡	043-273-3058
	内部直腸	永留	043-259-8790
	音声言語	金安	043-250-2125
稲毛区	肢体	小倉	043-255-1545
	肢体	木村	043-287-8578
	視覚	大石	043-421-1233
	視覚	高梨	090-7429-1908
	聴覚	伊藤	ＦＡＸ　043-350-5125

区	障害区分	相談員	電話
若葉区	肢体	嶌田	043-239-0827
	肢体	髙田	043-265-1780
	視覚	米井	070-8436-8315
	内部腎臓	吉田	043-422-3287
	内部直腸	山本	043-232-5985
	内部直腸	渡辺	043-287-5783
	音声言語	石橋	メール ishibashi.2413@vega.ocn.ne.jp
緑区	肢体	砂原	043-300-0257
	肢体	高山	043-375-9691
	肢体	林	043-294-1344
	肢体	宮武	043-266-1410
	視覚	廣田	043-295-2668
	聴覚	寺村	ＦＡＸ 043-291-3856
	内部直腸	中園	043-295-5068
美浜区	肢体	佐川	043-278-4510
	視覚	上田	090-2177-7508
	聴覚	佐藤	ＦＡＸ 043-279-6517
	聴覚	平岡	ＦＡＸ 043-277-8200
	内部腎臓	木下	090-5329-4691
	内部直腸	中曽根	043-386-8767
	音声言語	上條	043-243-6225

※原則として土曜日・日曜日・祝祭日を除く平日の９時から１７時の対応となります。相談員不在等のため曜日や時間帯により、対応が出来ないことがあります。

知的障害者相談員

（２０２５年４月現在）

区	相談員	電話
中央区	新田	043-261-0924
	長谷川	043-224-6100
花見川区	土戸	043-275-1786
稲毛区	松川	043-421-3729
	成田	043-287-0424
若葉区	梶川	043-237-5231
	佐久間	043-235-0217
緑区	池田	043-293-0138
	野口	043-292-6141
美浜区	西前	043-244-7723
	島田	043-278-1738

※原則として土曜日・日曜日・祝祭日を除く平日の９時から１７時の対応となります。相談員不在等のため曜日や時間帯により、対応が出来ないことがあります。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

この条例は、障害のある方に対する理解を広げ、差別のない社会をつくるため、なくすべき差別とその解消のための仕組みを定めています。

そこで、障害を理由として不利益な取り扱いを受けたり、合理的な配慮に基づく措置が行われない等、障害のある方の暮らしの中の差別に関わる様々な問題について、専門職員である「広域専門指導員」や身近な相談役である「地域相談員」が相談に応じています。

■窓　口

千葉県障害者福祉推進課	電話　043-223-1020	ＦＡＸ　043-221-3977
	電子メール　sjourei@pref.chiba.lg.jp	
千葉圏域相談専用電話	電話　043-292-1317	ＦＡＸ　043-291-8488

障害者差別解消法

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害を理由とする差別については、民間事業者や主務官庁の相談窓口のほか、下記相談窓口へご相談ください。（下記相談窓口は、原則として市職員による差別に関する相談窓口です。）

■窓　口

障害者差別解消相談窓口	電話　043-245-5157	ＦＡＸ　043-245-5549
	電子メール　shogaisabetsu@city.chiba.lg.jp	

身体障害者手帳

■対象者　視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体不自由・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能障害のため、日常生活に著しく制限を受けている方

■内　容
- 障害程度によって１級～６級に区分されます（１０８～１０９頁参照）。
- 各種制度を利用するために必要な手帳です。

■申　請　必要書類等
（１）身体障害者手帳交付申請書（窓口にあります）
（２）指定医の診断書（窓口にあります）
（３）写真（たて４㎝×よこ３㎝）
※申請から１年以内に撮影したもので、帽子やサングラスを着用していないもの。
（４）印鑑

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

療育手帳

■対象者　西部児童相談所又は障害者相談センターにおいて知的障害と判定された方

■内　容
- 障害程度によってⒶからＢの２に区分されます（１１０頁参照）。
- 各種制度を利用するために必要な手帳です。

■申　請　必要書類等
（１）療育手帳交付申請書（窓口にあります）
（２）写真（たて４㎝×よこ３㎝）
※申請から１年以内に撮影したもので、帽子やサングラスを着用していないもの。
（３）印鑑

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

障害のある方のサポートファイルについて

ライフサポートファイル

・発達障害に限らず、特別な支援や配慮が必要な方を支援するために作成されたファイルです。
・お子さんやご本人様の発達の特徴や行動の特性、相談機関からのアドバイスの記録等のシートを１冊のファイルにまとめたものです。
詳しくは、こちらをご覧ください。→ chiba-shakyo.jp/development/download/

この子の記録

・知的障害のある方を支援するために作成されたファイルです。
・知的障害のある方の生育歴や病歴などのほか、衣服の着脱や食事など身の回りのことや移動のポイント、普段の日と休日の生活の様子などを記載するシートを１冊のファイルにまとめたものです。
詳しくは、千葉市手をつなぐ育成会（電話：043-206-4050）にお問い合わせください。

精神障害者保健福祉手帳

※この制度は、「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象制度です。（詳細は 41 頁）

■対象者　一定の精神障害の状態にある方（初診日から６か月以上経過した方）

■内　容
- 障害程度によって１級～３級に区分されます（１１０頁参照）。
- 各種制度を利用することができます。

■申　請　精神障害者保健福祉手帳の申請方法は「診断書による申請」と「年金証書による申請」の２通りがあります。なお、必要書類のうち「障害者手帳申請書」「診断書（精神障害者保健福祉手帳用）」「年金照会についての同意書」は窓口にあります。

必要書類等	診断書による申請	年金証書による申請
障害者手帳申請書	○	○
診断書（精神障害者保健福祉手帳用）	○	－
年金証書の写し（年金裁定通知書を含む）	－	○
直近の年金振込（支払）通知書の写し	－	○
年金照会についての同意書	－	○
写真（たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ）	○※	○※

※障害者手帳に既に写真が貼付されている方で、更新手続きをされる場合は、原則写真の提出をする必要はありません。

※申請から１年以内に撮影したもので、帽子やサングラスを着用していないもの。

■窓　口

各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

手帳所持上の注意

次の場合は、下記の必要書類を提出してください。
また、変更・再交付・返還の際には、お手持ちの手帳を添付してください。

■手続き別　必要書類一覧

手帳の種類		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
窓口		保健福祉センター 高齢障害支援課	保健福祉センター 高齢障害支援課	保健福祉センター 健康課
居住地・氏名変更届		申請書	申請書	申請書
再交付（判定）申請	障害の程度変更	新規と同じ	—	新規と同じ
	障害の追加		—	—
	障害名の変更		—	—
	手帳の紛失・破損	申請書・写真	申請書・写真	申請書・写真
	再認定（時期は手帳に記入）	新規と同じ	—	—
	再判定（時期は手帳に記入）	—	申請書・写真	—
	更新（有効期間２年間）	—	—	新規と同じ
返還届（1か月以内）	本人の死亡	返還届	返還届	返還届
	障害が軽くなり障害者に該当しなくなった時	返還届 （診断書が必要となる場合あり）	返還届 （再判定が必要）	返還届

3 障害福祉サービス等

■対象者　身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者（児）・発達障害者（児）・難病の方（児）

※ 介護保険のサービスを利用できる方（６５歳以上で要介護等の状態にある方、もしくは４０歳以上６５歳未満で特定疾病により要介護等の状態となった方）は、原則として、介護保険が優先となります。なお、介護保険が優先する障害福祉サービスについては、各保健福祉センター高齢障害支援課（電話８頁参照）へお問い合わせください。

難病等の方々が障害福祉サービス等の対象となります

難病等の方々で対象疾病に該当する方は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の利用が可能です。また、対象が児童の場合は、児童福祉法による障害児支援も利用できます。

- 対象となるサービス：障害福祉サービス、障害児通所支援（２７頁）、日常生活用具（２８頁）、補装具（３３頁）、
- 対象となる疾病：１１２～１１３頁の対象疾病一覧表をご確認ください。
- 手続きに必要な書類：対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定医療費（指定難病）受給者証等）

利用の手続　＊すべての対象者共通

利用申請
お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課で申請します。その際、心身の状態、生活環境、介護の状況、サービス利用の意向などについて聞き取りをします。

↓

サービス等利用計画案の作成依頼
サービス等利用計画案の作成を求めます。（事業所は 24 頁参照）

↓

障害支援区分の調査
自宅等に区の職員が訪問して、障害支援区分（標準的な支援の必要度）の調査（80 項目）をします。

↓

障害支援区分の判定
コンピューターにより障害支援区分を判定（一次判定）します。介護給付利用の場合は、審査会において、一次判定の結果と医師の意見書などに基づき障害支援区分を判定（二次判定）します。

↓

障害支援区分の認定
判定結果に基づいて、障害支援区分を決定します。

↓

サービス利用の意向聴取
必要に応じて、再度サービス利用の意向などの聞き取りをします。

↓

暫定支給決定
訓練等給付を利用する場合は、訓練効果の可能性や利用者の利用意思を確認するため、一定期間の暫定的な支給決定をします。

↓

支給決定（受給者証交付）
サービスの種類や利用料を決定し、受給者証を交付します。なお、サービス量が特に多いなどの場合は審査会に意見を求め、その結果に基づいて決定します（介護保険サービスを利用できる方は介護保険が優先となります）。

↓

サービス等利用計画の作成
支給決定内容に基づいて、サービス等利用計画を作成します。

↓

サービス事業者と契約
サービスを受ける事業者を選択して契約を締結します。

↓

サービス利用
契約に基づいてサービスを利用します。利用したサービス費用の一部を事業者に支払います。

サービス等の種類

◆介護給付

種類		内容
居宅介護	身体介護	居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護などを行います。
	家事援助	居宅で、調理、洗濯、買物等の家事などを行います。
同行援護		重度の視覚障害のある人に、外出時における移動の支援等を行います。
行動援護		自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 ※ 行動上著しい困難がある知的障害者（児）及び精神障害者（児）のみ対象
短期入所		居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
重度訪問介護		居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 ※ 常時介護を要する重度の肢体不自由者及び行動上著しい困難がある知的・精神障害者のみ対象
重度障害者等包括支援		居宅介護等、複数のサービスを包括的に行います。 ※ 常時介護を要する障害者（児）で、介護の必要性が著しく高い方のみ対象
生活介護		昼間において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 ※ 常時介護を要する障害者のみ対象
療養介護		医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。 ※ 医療を要する障害者であって常時介護を要する方のみ対象
施設入所支援		施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

◆訓練等給付

種類		内容
共同生活援助（グループホーム）		夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立生活援助		一般居宅で一人暮らしをしている障害者に、定期的な居宅訪問や随時の対応等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
自立訓練	機能訓練	身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	生活訓練	生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型生活訓練	生活能力の向上のために泊まりによる訓練を行います。
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）		一般企業等での就労が困難な障害者に、一定期間、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持のために必要な訓練を行います。
就労定着支援		就労移行支援等を利用し、一般企業等に就労した障害者に、一定期間、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所等との連絡調整等の支援を行います。
就労選択支援		就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して支援します。

◆地域相談支援給付

種類	内容
地域移行支援	障害者支援施設や病院等に入所または入院している障害者に、住居の確保などの地域における生活へ移行するための支援を行います。
地域定着支援	一般居宅で一人暮らしをしている障害者に、夜間も含む緊急時における連絡等の支援を行います。

◆計画相談支援給付・障害児相談支援給付

種　　類	内　　容
計画相談支援	障害福祉サービス等を申請した人について、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を申請した人について、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。

※ 障害児通所支援については２７頁をご参照ください。

◆計画相談支援・障害児相談支援実施事業所

名　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ	計画相談支援	障害児相談支援
あおば	〒 260-0852　中央区青葉町 1255-2	043-265-4424	043-265-4424	○	○
アルマケアサービス	〒 260-0832　中央区寒川町 1-232	043-308-0133	043-308-0151	○	
かずさ相談支援事業所	〒 260-0824　中央区浜野町 751 番地 浜野インタープラザ 1-2	043-235-7601	043-235-8364	○	○
ジョブシティアルクス	〒 260-0013　中央区中央 2-3-16 千葉センタースクエアビル 701	043-305-5676		○	
相談支援サービスみやび	〒 260-0801　中央区仁戸名町 357-20 ナリトモビル 2F A 室	043-497-2556	043-497-2557	○	○
相談支援事業所　アセプトハート	〒 260-0811　中央区大森町 514-236	043-312-3895	043-332-7909	○	○
相談支援事業所　笑顔	〒 260-0006　中央区道場北 1-11-22-201	043-300-7788	043-209-3000	○	○
相談支援事業所メビウス	〒 260-0006　中央区道場北 2-10-9	043-201-5019	043-307-3500	○	
相談支援事業所　並木道	〒 260-0834　中央区今井 2-5-23　天満ビル 2F	043-312-4370	043-312-4371	○	○
相談支援センターこすもす	〒 260-0802　中央区川戸町 468-1	043-497-2728	043-497-2127	○	○
相談支援事業所　こねくと	〒 260-0854　中央区長洲 2-9-7 元旦ビル 2 階	043-308-5885	043-488-4582	○	
相談支援事業所　Vita	〒 260-0843　中央区末広 3-5-18 クレセントパーク末広 102	050-5235-5655		○	
そふとけあ	〒 260-0842　中央区南町 3-3-5 古市第 3 ビル 201 号	050-8887-7740	043-312-5517	○	○
千葉聴覚障害者センター	〒 260-0022　中央区神明町 204-12	043-308-6372	043-308-5562	○	○
ハピネス浜野	〒 260-0824　中央区浜野町 649-1	043-264-4109	043-268-2257	○	○
みやこ訪問看護ステーション	〒 260-0001　中央区都町 2-11-6 両総ビル 1 階	043-308-9399	043-290-9037	○	○
オリーブ相談事業所	〒 260-0856　中央区亥鼻 2-10-16	043-301-6422	043-227-0952	○	○
ちばとん相談支援事業所	〒 260-8712　中央区仁戸名町 673	043-261-5171	043-268-2613	○	
はる相談支援事業所	〒 260-0013　中央区中央 4-10-8 コーケンボイス千葉中央 801	043-441-6044	043-441-6045	○	○
相談支援事業所　Amour	〒 260-0813　中央区生実町 2503-5	043-308-8533	043-308-8534	○	
相談支援事業所チャコ	〒 260-0818　中央区院内 2-17-25	043-225-6503	043-225-6525	○	○
相談支援事業所医療福祉千葉くらし	〒 260-0854　中央区長洲 1-10-24 ライオンズマンション千葉県庁前 2-301	070-1291-0766		○	
まめ大福	〒 260-0831　中央区港町 13-1 グリーンハイツ藤Ｂ 106 号室	043-301-3994	043-301-3995	○	○
ｊｏｃｃａ川戸相談支援事業所	〒 260-0802　中央区川戸町 510-1	043-312-9263	043-312-9264	○	
障害福祉サービス事業所 桜が丘晴山苑	〒 260-0802　中央区川戸町 7-1	043-231-4321	043-231-4322	○	
相談支援事業所　浬	〒 260-0807　中央区松ケ丘 20-4 松ケ丘ガーデンヒル 1A	043-308-6628	043-497-5076	○	○
いちご相談支援事業所	〒 262-0045　花見川区作新台 8-12-2-406	043-250-2475	043-257-5817	○	○
ケイワ介護サービス	〒 262-0012　花見川区千種町 166-90	043-250-5622	043-250-5623	○	
支援センターはなみがわ	〒 262-0043　花見川区天戸町 757-3	043-258-1400	043-258-1389	○	
畑町ガーデン	〒 262-0018　花見川区畑町 591-17	043-350-1550	043-350-1555	○	○
ななうた相談支援室	〒 262-0019　花見川区朝日ヶ丘 4-3-10 スカイメゾン新検見川 203	070-3223-9868		○	○
ひなぎく相談支援事業所	〒 262-0047　花見川区長作台 1-10-12 アルカディア 101	043-304-6088	043-304-5896	○	○
福祉の相談室花見川	〒 262-0014　花見川区さつきが丘 2-34-1-403	043-306-2067	043-306-2068	○	○
みすず相談支援事業所	〒 262-0019　花見川区朝日ケ丘 1-21-13	043-306-8460	043-350-0182	○	○
れんげきぼう相談室	〒 262-0021　花見川区花園町 1574-18	043-276-5434	043-276-5447	○	○
相談支援事業所ＢＩ－ＷＡ	〒 262-0044　花見川区長作町 999-3	043-306-2385	043-306-2386	○	○
千葉相談支援センター	〒 262-0045　花見川区作新台 5-17-3	043-258-2507	043-301-6183	○	○
ｉｃｈｉｅ	〒 262-0025　花見川区花園 1-19-2	080-3122-2752		○	
ＢＲＩＤＧＥ８	〒 262-0022　花見川区南花園 2-2-15 ＣＩ-２３ビル ５０２	043-306-1274	043-306-1275		○

名　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ	計画相談支援	障害児相談支援
あけぼの園	〒 263-0001　稲毛区長沼原町 321-2	043-250-5992	043-250-5982	○	
おおぞら園	〒 263-0001　稲毛区長沼原町 324-17	043-306-3912	043-306-3913	○	
かめむしゃぷらん	〒 263-0054　稲毛区宮野木町 1722-15	043-259-3030	043-250-1747	○	○
ケアプラン　むすびめ	〒 263-0016　稲毛区天台 4-5-4	043-307-2007	043-332-9221	○	
ケアプラン恵の花	〒 263-0001　稲毛区長沼原町 317-1 ヴィルフォーレ稲毛 3-808	043-376-5131	043-284-6636	○	
ゴールデン相談室	〒 263-0031　稲毛区稲毛東 3-6-18-303	043-441-3428	043-441-3438	○	○
相談支援事業所りぼん	〒 263-0053　稲毛区柏台 1-5-101 BI	043-215-7139	043-331-6849	○	○
相談支援事業所すばる	〒 263-0054　稲毛区宮野木町 395-2	043-305-5986	043-305-5987	○	
相談支援事業所 apple	〒 263-0002　稲毛区山王町 25-2	043-497-6276	043-497-6277	○	○
相談支援事業所わくすま	〒 263-0024　稲毛区穴川 2-4-4 リヴファーム ANAGAWA 102号	043-306-5296	043-306-5297	○	○
地域生活支援センターふらる	〒 263-0015　稲毛区作草部 2-4-6	050-3734-0480	043-206-4220	○	○
父の樹園	〒 263-0001　稲毛区長沼原町 321-3	043-257-7315	043-306-1833	○	
花いちりん千葉	〒 263-0054　稲毛区宮野木町 1722-89 ベルシオン宮野木 102 号	043-259-2771	043-250-1104	○	○
ひだまり	〒 263-0005　稲毛区長沼町 32	043-258-8604	043-310-5061	○	○
相談支援事業所れが～と	〒 263-0051　稲毛区園生町 348-43	043-306-8428	043-305-4908	○	○
相談支援事業所ここから	〒 264-0016　若葉区大宮町 3421-1	043-310-5645	043-310-5116	○	
相談支援事業所クローバー	〒 264-0006　若葉区小倉台 5-20-10-2w	043-312-0802	043-312-0880	○	○
相談支援事業所こんぱす	〒 264-0026　若葉区西都賀 4-2-19	043-304-5480	043-304-5461	○	○
相談支援事業所　ポルコ	〒 265-0066　若葉区多部田町 538-7	090-3516-4169		○	○
千葉ハートケア訪問介護サービス	〒 265-0066　若葉区多部田町 1592-2	043-228-6887	043-228-6889	○	○
千葉光の村授産園	〒 265-0046　若葉区小間子町 1-8	043-228-5300	043-228-5400	○	
ディアフレンズ大宮	〒 264-0016　若葉区大宮町 2838-1	043-312-6377	043-231-6105	○	○
中野学園	〒 265-0051　若葉区中野町 1574-31	043-228-6114	043-228-4651	○	○
もんじゅのちえ	〒 265-0043　若葉区中田町 2378-9	043-308-5926	043-308-5926	○	
若葉泉の里大宮センター	〒 264-0016　若葉区大宮町 2112-8	043-312-2727	043-265-5405	○	○
相談支援事業所ウィズ YOU	〒 264-0006　若葉区小倉台 2-1035-27 エムコーポ 103 号	043-497-2826	043-497-2827	○	○
相談支援事業所　あーぶる	〒 264-0006　若葉区小倉台 4-19-1 作田ビル２階Ａ	043-497-6708	043-497-6718	○	○
アガペの里	〒 266-0003　緑区高田町 109-2	043-293-5255	043-293-5256	○	
エルピザの里	〒 266-0003　緑区高田町 149-2	043-291-0761	043-291-0764	○	
鎌取相談支援センター	〒 266-0007　緑区辺田町 605-2	043-300-3155	043-300-3156	○	○
指定相談支援事業所くくる	〒 266-0003　緑区高田町 1784-2	043-310-4440	043-309-7445	○	○
障害者支援施設　鎌取晴山苑	〒 266-0011　緑区鎌取町 2810-23	043-265-2277	043-265-3388	○	○
相談支援事業所エルフの森	〒 267-0066　緑区あすみが丘 6-49-23	090-6536-3388	043-356-4356	○	○
相談支援かもみ～る	〒 266-0005　緑区誉田町 3 丁目 69 番地 28	090-9635-4126	050-4561-5449	○	○
相談支援センター　ココナッツ	〒 267-0066　緑区あすみが丘 8-16-27　ハイツ和 101	070-9117-5572	050-3588-6204	○	○
相談支援センターしいのみ	〒 266-0003　緑区高田町 1953-1	043-291-2941	043-291-2181	○	○
相談支援事業所 LILY	〒 266-0005　緑区誉田町 1-212-7	043-306-7625	043-306-7624	○	
相談支援事業所ワンズワース	〒 267-0055　緑区越智町 1821 番地 52	080-9404-4857		○	○
千葉県千葉リハビリテーションセンター	〒 266-0005　緑区誉田町 1-45-2	043-291-1831	043-291-1857	○	○
特定相談支援事業所 セルプ・ガーデンハウス	〒 267-0057　緑区大木戸町 1423-3	043-295-7401	043-295-7406	○	
ふる里学舎あすみが丘	〒 267-0061　緑区土気町 446-52	043-294-1211	043-294-1212	○	○
相談支援事業所さつき	〒 266-0003　緑区高田町 1020-21	043-386-3859	043-386-3859	○	○
リハリンクス相談支援センター	〒 266-0031　緑区おゆみ野 3-24-1 アイ・ティー・オーおゆみ野Ｂ号室	080-7626-4559	043-290-9572		○
千葉市療育センター相談支援事業所 ぱれっと	〒 261-0003　美浜区高浜 3-3-1 はまのわ２階	043-279-4311	043-279-4300	○	○
ディアフレンズ美浜	〒 261-0012　美浜区磯辺 2-21-1	043-303-0586	043-303-0583	○	○
ななくさ	〒 261-0005　美浜区稲毛海岸 4-10-2	043-441-7083	043-238-8666	○	
美浜クローバーサポートささえ愛	〒 261-0012　美浜区磯辺 6-3-10	043-270-6130	043-270-6120	○	○
ドットセンター　稲毛海岸（相談支援）	〒 261-0004　美浜区高洲 1-24-2 千葉市不動産会館 3-B	043-307-8066	043-307-9561	○	○
相談支援事業所カメの子	〒 261-0013　美浜区打瀬 1-2-3 セントラルパークウエスト A 棟 804	043-306-6512	043-306-6512	○	○
しーさぽーと相談室	〒 261-0003　美浜区高浜 1-10-1 高浜ショッピングセンター 4-2	043-400-3201	043-400-3202	○	○
指定相談支援センターさいわい	〒 261-0005　美浜区稲毛海岸 2-3-1	043-242-1230	043-248-2884	○	○

利用者負担

- 利用したサービス費用の１割を負担していただきますが、世帯の市民税課税の状況やサービスを利用する方の収入などにより、１か月に負担する費用の上限額が定められています。
- 収入の少ない方などへの各種軽減措置があります。
- 生活保護世帯、市民税非課税世帯（低所得）の負担上限月額は無料です。
- 税制改正により年少扶養控除・特定扶養控除の一部が廃止となりましたが、２０１２年７月以降についても税制改正前の年少扶養控除・特定扶養控除があるものとして負担上限額を算定します。

◆月額負担上限額表（日常生活用具・補装具については、一般１の区分はありません）

所得区分		負担上限月額
一般２	市民税課税世帯（一般１に該当する方を除く）	37,200 円
一般１	市民税課税世帯 （所得割 16 万円（障害児は 28 万円）未満※） （２０歳以上の施設入所者、グループホーム利用者を除く）	施設入所、グループホーム利用以外の障害者　9,300 円 施設入所以外の障害児　4,600 円 ２０歳未満の施設入所者　9,300 円
低所得２	市民税非課税世帯（低所得１に該当する方を除く）	0 円
低所得１	市民税非課税世帯のうち、本人の年収 80 万９千円以下	
生活保護	生活保護受給世帯	

※２０１８年度から、政令市における個人住民税所得割の標準税率は、市民税が８％（従来は６％）となる一方、道府県民税が２％（同４％）となりました。政令市で課税される方は、実際の税額ではなく、従来の税率６％を適用した金額を市民税所得割額とみなして区分の判定を行います。

◆所得を判断する際の世帯の範囲

種　別	世帯の範囲
１８歳以上の障害者（施設に入所する１８、１９歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する１８、１９歳を含む）	同一の世帯に属する方 （住居および生計を同一とする者）

軽減措置

軽減措置	内　　容	対象者
施設入所者の補足給付	食費・光熱水費の自己負担額を、収入に応じて軽減します。	【２０歳未満】すべての利用者 【２０歳以上】生活保護、低所得１、低所得２の利用者
通所施設等の食費負担軽減	食費の人件費相当分を軽減します。	生活保護、低所得１、低所得２、一般１の ・日中活動系サービス利用者 ・短期入所利用者
高額障害福祉サービス等給付費	同じ世帯の中に、障害福祉サービスを利用する方が２人以上いる場合、障害福祉サービスを利用する方が介護保険も利用している場合、障害児通所・入所支援を利用する場合、又は補装具費の支給を受ける場合は、それぞれの負担額を合算して、一定額を超える分を償還します。	すべての利用者
	６５歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた障害者が介護保険に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担額を償還します。	市民税非課税、生活保護で、一定の要件を満たす利用者
生活保護への移行防止	利用者負担や食費・光熱水費等を支払うと生活保護になってしまう場合は、生活保護にならないよう利用者負担や食費・光熱水費を軽減します。	すべての利用者
障害児通所支援の多子軽減	年上のきょうだいがいる場合（所得要件等有）や、就学前の兄・姉が保育所等（※）に通っていた場合、障害児通所支援の負担額を軽減します。	児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援の利用者 （就学前に限る）
就学前の障害児の発達支援の無償化	満３歳になった後の最初の４月から小学校入学までの３年間において、障害児の発達支援の利用料を無償化します。	児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用者（左記期間に限る）

※保育所等：保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設・障害児通所支援特例保育・家庭的保育

地域生活支援給付

障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むため、地域の実情に応じ、市町村が主体となって行うこととされた地域生活支援事業において、千葉市では、障害福祉サービスと同様の個別給付型のサービスを地域生活支援給付事業として提供します。

サービスを利用するには、事前に支給決定を受ける必要があり、支給決定の後、障害者が自らサービスを選択し、登録を受けた事業者との契約によりサービスを利用します。サービスを利用した場合には、サービス費用の一部（原則として１割）を、利用者負担額として負担します。

なお、利用者負担額については、障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者負担額と合算した額が障害福祉サービス及び障害児通所支援における負担上限月額を超えないようにします（障害福祉サービス・障害児通所支援との統合上限）。

種　　類	内　　容
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動中の介護を行います。 ※ 屋外での移動が困難な障害者等のみ対象
訪問入浴サービス	居宅に訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を提供します。 ※ 居宅において入浴が困難な重度の身体障害者等のみ対象
日中一時支援	障害のある方等を障害者支援施設等で一時的に預かり、見守り等の支援を行います。
重度訪問介護利用者等大学修学支援	重度の障害がある方が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間、修学に必要な身体介護などの支援を行います。
重度障害者等就労支援特別事業	重度障害者が就労する場合に、通勤の支援や職場での身体介護などの支援を行います。

障害児通所支援

各区保健福祉センター高齢障害支援課で障害児通所給付費の申請をします。サービスを受けるには、事前に支給決定を受ける必要があります。支給決定の後、保護者が障害児通所支援事業者と契約を結び、サービスを利用します。サービスを利用した場合には、サービス費用の一部（原則として１割）を、利用者負担額として負担していただきます。（障害福祉サービス制度と同様に、１か月に負担する費用の上限額など各種軽減措置が定められています）。

（利用者負担・軽減措置については２６頁をご覧ください）

■内　容

種　　類	対　象	内　　容
児童発達支援	未就学の障害児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由がある障害児	児童発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）と治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児	授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児等であって児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児	居宅を訪問して発達支援等を行います。
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園等の集団生活を営む施設に通う障害児	保育所等を訪問し、障害児以外のクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

4 日常生活用具・補装具・在宅サービス等

日常生活用具費の支給

■対象者　身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者・難病等の方（児）
※対象となる疾病については１１２～１１３頁の対象疾病一覧表をご確認ください。

■内　容
- 以下の用具を所有していない場合に、一定の要件と基準額により用具費を支給します。
- 原則１割を負担していただきますが、世帯の市民税課税の状況やサービスを利用する方の収入などにより、１か月の負担する上限額が定められています（２６頁参照）。
- 所得による制限があります。
- 事前の手続きが必要です。
- ※印の付いている種目は介護保険制度が優先となります。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

（２０２５年４月１日現在）

区分	種　目	障害区分及び程度			年齢要件等	耐用年数	基準額（消費税込）
介護訓練支援用具	特殊寝台 ※（訓練用ベッド）（注３）	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	２級以上	原則として学齢児以上（難病患者等については、寝たきりの状態にある者若しくは下肢又は体幹機能に障害のある者）	８年	200,000 円
		難病患者等	―				
	特殊マット ※（注３）	身体（者）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	１級	３歳以上（常時介護を要する者。難病患者等については、寝たきりの状態にある者）	５年	19,600 円
		身体（児）		２級以上			
		知的（者・児）	重度～最重度				
		難病患者等	―				
	特殊尿器 ※（注３）	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	１級	学齢児以上（常時介護を要する者。難病患者等については、自力で排尿できない者）	５年	67,000 円
		難病患者等	―				
	入浴担架 ※（注３）	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	２級以上	３歳以上（入浴に介護を要する者）	５年	82,400 円
	体位変換器 ※（注３）	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	２級以上	学齢児以上（下着交換等に当たって、介護を要する者。難病患者等については、寝たきりの状態にある者）	５年	15,000 円
		難病患者等	―				
	移動用リフト ※（注３）	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	２級以上	３歳以上（難病患者等については、下肢又は体幹機能に障害のある者）	４年	159,000 円
		難病患者等	―				
	訓練椅子（注３）	身体（児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	２級以上	３歳以上	５年	33,100 円

介護訓練支援用具は在宅での利用を想定しているため、施設入所者への支給については原則対象外となりますが、一定の要件を満たす場合、支給が認められる場合があります。
詳細については各区保健福祉センター高齢障害支援課にお問い合わせください。

区分	種　目	障害区分及び程度			年齢要件等	耐用年数	基準額（消費税込）
自立生活支援用具	入浴補助用具 ※	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	―	３歳以上（入浴に介護を必要とする者）	８年	90,000 円
		難病患者等	―				
	便器 ※	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	２級以上	学齢児以上（難病患者等については、常時介護を要する者）	８年	4,450 円（手すり付の場合は 5,400 円を加算）
		難病患者等	―				
	Ｔ字状・棒状のつえ（注３）	身体（者・児）	平衡機能障害、下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	―	―	３年	4,000 円
	移動・移乗支援用具 ※	身体（者・児）	平衡機能障害、下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	―	３歳以上（家庭内の移動等において介護を必要とする者。難病患者等については、下肢が不自由な者）	８年	60,000 円
		難病患者等	―				
	頭部保護帽（注３）	身体（者・児）	平衡機能障害、下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	―	―	３年	15,700 円（主材料：スポンジ・革） 37,900 円（主材料：スポンジ・革・プラスチック）
		知的（者・児）	重度～最重度		（てんかんの発作等により頻繁に転倒する者）		
		精神障害者	―				
	特殊便器（温水洗浄便座）（注４）	身体（者・児）	上肢機能障害	２級以上	学齢児以上	８年	151,200 円
		知的（者・児）	重度～最重度		学齢児以上（訓練を行なっても自ら排便後の処理が困難なもの）		
		難病患者等	―		学齢児以上（上肢機能に障害のある者）		
	火災警報器（注４）	身体（者・児）	―	２級以上	（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯（注１））	10 年	7,000 円（１台の機器代金） 15,500 円（聴覚障害者用） 取付料 5,000 円＋ 500 円×設置必要台数※２
		知的（者・児）	重度～最重度				
		精神障害者	―				
	自動消火器（注４）	身体（者・児）	―	２級以上	（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	８年	28,700 円
		知的（者・児）	重度～最重度				
		精神障害者	―				
		難病患者等	―				
	電磁調理器（注４）	身体（者）	視覚障害	２級以上	（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	６年	19,000 円
		知的（者）	重度～最重度		１８歳以上		
	歩行時間延長信号機用小型送信機	身体（者・児）	視覚障害	―	学齢児以上	10 年	12,000 円
	聴覚障害者用屋内信号装置	身体（者）	聴覚障害	２級	（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	10 年	87,400 円

（注は３２頁を参照）

区分	種　目	障害区分及び程度			年齢要件等	耐用年数	基準額（消費税込）
在宅療養等支援用具	透析液加温器	身体（者・児）	腎臓機能障害	3級以上	（自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者）	5年	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	身体（者・児）	呼吸器機能障害又は同程度の身体障害者（児）（注2）	3級以上	（難病患者等については、呼吸器機能に障害のある者）	5年	36,000円
		難病患者等	―				
	電気式たん吸引器	身体（者・児）	呼吸器機能障害又は同程度の身体障害者（児）（注2）	3級以上	（難病患者等については、呼吸器機能に障害のある者）	5年	56,400円
		難病患者等	―				
	酸素ボンベ運搬車	身体（者）	―	―	（医療保険における在宅酸素療法を行う者）	10年	17,000円
	盲人用体温計（音声式）	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上（単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	5年	9,000円
	盲人用体重計	身体（者）	視覚障害	2級以上	１８歳以上	5年	18,000円
	パルスオキシメーター	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）※4	―	①医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器の装着が必要な者 ②①に該当する者のうち、難病患者等で人工呼吸器を装着していて、呼吸状態を継続的にモニタリングする機能を必要とする者	5年	① 42,000円 ②157,500円
		難病患者等	―				
	正弦波インバーター発電機（注5）	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）※4	―	（医療保険における在宅酸素療法を行う者又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用している者）	5年	120,000円
		難病患者等	―				
	ポータブル電源（蓄電池）（注5）	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）※4	―		5年	60,000円
		難病患者等	―				
	DC/ACインバーター（カーインバーター）（注5）	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）※4	―		5年	30,000円
		難病患者等	―				
	足踏み式・手動式吸引器	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）※4	―	（医療保険における在宅酸素療法を行う者又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用している者）	5年	12,000円
		難病患者等	―				
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置（注3）	身体（者・児）	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由	―	学齢児以上（肢体不自由者については、医師の診断書等により発声・発語に著しい障害を有することの証明が必要）	5年	98,800円
	情報・通信支援用具（注3）	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上	5年	100,000円
			上肢機能障害	2級以上			
	点字ディスプレイ（注3）	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上	6年	383,500円
	点字器（注3）	身体（者・児）	視覚障害	―	―	7年	① 10,700円 ② 6,800円
						5年	③ 7,400円 ④ 1,700円
	点字タイプライター	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る）	5年	63,100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー（注3）	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上	6年	85,000円（録音再生機） 35,000円（再生専用機） 23,000円

（注は３２頁を参照）

区分	種　目	障害区分及び程度			年齢要件等	耐用年数	基準額（消費税込）
情報意思疎通支援用具	視覚障害者用活字文書読上げ装置（注３）	身体（者・児）	視覚障害	２級以上	学齢児以上	６年	99,800 円
	視覚障害者用音　声 IC タグレコーダー（注３）	身体（者・児）	視覚障害	２級以上	学齢児以上	５年	59,800 円
	視覚障害者用拡大読書器（暗所視支援眼鏡含む）（注３）	身体（者・児）	視覚障害	－	学齢児以上 （本装置により文字等を読むことが可能になる者）	８年	198,000 円
	盲人用時計（注３）	身体（者・児）	視覚障害	２級以上	－	10 年	10,300 円 （音声時計の場合）13,300 円
	聴覚障害者用通信装置（ファックス等）（注４）	身体（者・児）	聴覚障害又は発声・言語に著しい障害を有する者	－	学齢児以上 （コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者）	５年	71,000 円
	聴覚障害者用情報受信装置（注３）	身体（者・児）	聴覚障害	－	（本装置によりテレビの視聴が可能となる者）	６年	88,900 円
	人工喉頭（注３）	身体（者・児）	喉頭摘出等により発声が困難な者	－	人工喉頭を使用することにより発声が得られる者	４年（笛式） ５年（電動式）	（笛式）5,100 円 （気管カニューレ付きの場合）8,300 円 （電動式）72,200 円
	緊急通報装置	身体（者）	－	２級以上	１８歳以上 （身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって、必要と認められるもの）	－	66,000 円
	点字図書（注３）	身体（者・児）	視覚障害	－	主に情報の入手を点字によって行っている者（３７頁を参照）	－	別に定める。
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ（注３）	身体（者）	視覚障害	２級以上	１８歳以上	５年	29,000 円
排泄管理支援用具	ストマ装具（付属品を含む）（注３）	身体（者・児）	ストマ造設の障害者(児)で、ぼうこう又は直腸機能障害者	－	－	－	ストマ１か所につき月額 8,800 円（蓄便袋） ストマ１か所につき月額 11,600 円（蓄尿袋）
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ、おしりふき等衛生用品）（注３）	身体（者・児）	(1)ぼうこう又は直腸機能障害かつ高度の排便若しくは排尿機能障害 (2)乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害かつ意思表示が困難な者	－	３歳以上 (1)のうちストマ造設の障害者（児）については、皮膚のびらん、ストマの変形等によりストマ装具の装着が不可能な者。 (2)については、次の状態のいずれにも該当する者。 ①自力でトイレに行けないこと ②自力で便座（排便補助具の使用を含む）に坐ることができないこと ③介助による定時排泄をすることができないこと	－	月額 12,000 円
	収尿器（注３）	身体（者・児）	脊髄損傷等により高度の排尿機能障害がある者	－	（脊髄損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）のために収尿器を要する者）	－	月額 7,900 円（男性用） 月額 8,700 円（女性用）

（注は３２頁を参照）

区分	種　目	障害区分及び程度			年齢要件等	耐用年数	基準額（消費税込）
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 ※	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	総合等級３級以上	学齢児以上（難病患者等については、下肢又は体幹機能に障害のある者）	－	200,000 円
			上肢機能障害（特殊便器への取換えに限る）	総合等級２級以上			
		難病患者等	－				

注１　住宅用火災警報器の設置必要台数は、千葉市火災予防条例第２９条の３に規定する設置基準とします（２００８年６月１日からは、すべての住宅への設置が法令等により義務付けられています）。また、古くなった住宅用火災警報器は内部部品の寿命や電池切れで正常に火災を感知しない可能性があります。定期的に作動確認を行い、異常があったものや設置から概ね 10 年を経過しているものについては本体の交換をお勧めします。
設置または本体の交換を含めた適切な維持管理に関するご相談は、千葉市住宅用火災警報器相談室または最寄りの消防署予防課へお問い合わせください。

■窓　口

千葉市住宅用火災警報器相談室（千葉市消防局予防部予防課内）	電話　043-202-1688
受付日時：月～金曜日　９：００～１７：００（土日、祝日、年末年始を除く）	
URL　http://www.city.chiba.jp/kurashi/anzen/kasai/kehoki/index.html	
E-mail　yobo.FPP@city.chiba.lg.jp	

消防署	電　話	消防署	電　話	消防署	電　話
中　央	043-202-1617	稲　毛	043-284-5144	緑	043-292-6147
花見川	043-259-2571	若　葉	043-237-8041	美　浜	043-279-0196

注２　ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）及び DC/AC インバーター（カーインバーター）、足踏式・手動式吸引器における「同程度の身体障害者（児）」とは、認定されている障害の原因となっている疾病等が原因で現に呼吸器機能（パルスオキシメーター、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）、DC/AC インバーター（カーインバーター）、足踏式・手動式吸引器においては呼吸器機能又は心臓機能）に障害があり、在宅での生活が困難な為、本品が必要であり、そのことが医師の意見書等により証明された者をいいます。
注３　日常生活用具費の支給は在宅者に限りますが、注３の種目については、この限りではありません。
注４　注４の種目については、申請をする障害者と同一世帯に、他にも支給対象となる障害者がいる場合は申請者ごとに当該種目を支給するのではなく、世帯として支給します。
注５　当該種目の給付は、耐用年数内ではいずれか一種目とします。また、当該用品を直接、医療機器に接続するなどの誤った方法による使用が原因で医療機器に故障が発生した場合、本市はその責を負うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

小児慢性特定疾病児童日常生活用具費の支給

■対象者　小児慢性特定疾病の認定を受けている方
※ただし、対象品目によっては２８～３２頁の日常生活用具費の支給が優先されることがあります。

■内　容
- 世帯の収入の状況に応じて費用の一部を負担していただきます。
- 事前の手続きが必要です。
- 対象品目については下記窓口にお問い合わせください。

■窓　口

各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

補装具費の支給

■対象者
- 身体障害者（児）・難病等の方（児）
  ※対象となる疾病については１１２～１１３頁の対象疾病一覧表をご確認ください。

■内　容
- 身体上の障害を補うため一定の基準により補装具費（購入・修理・借受）を支給します。
- 支給に際しては、障害者相談センターで判定を受けていただくことがあります。
- 原則１割を負担していただきますが、世帯の市民税課税の状況やサービスを利用する方の収入などにより、１か月の負担する上限額が定められています（２６頁参照）。
  ※障害福祉サービス制度と同様に、高額障害福祉サービス等給付費の対象となる場合があります。
- 所得による制限があります。（障害児は除く。）
- 事前の手続が必要です。
- 介護保険制度が優先となります（※印の付いている種目）。

区　分	種　目
視覚障害者	盲人安全杖、義眼、眼鏡
聴覚障害者	補聴器
肢体不自由者	義手、義足、装具、歩行補助杖（一本杖除く）※ 車いす※、電動車いす（簡易型を含む）※等

＊ 借受については対象者種目がさらに限定されますので、窓口にご相談ください。
＊ 車いすの交付について、入院患者の場合は、取扱いが異なりますので窓口にご相談ください。
＊ 千葉市社会福祉協議会各区事務所（電話・ＦＡＸ７１頁参照）で、短期間車いすを貸与しています。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

おむつ給付

■対象者
- 在宅でねたきりの重度身体障害者（１８歳～６４歳でかつ身体障害者手帳１・２級）
- 在宅の重症心身障害児（者）（肢体不自由１・２級でかつ知的障害をあわせもつ３歳以上の方）
- 難病等により障害福祉サービスの支給決定を受けている方で、在宅でねたきりの方（１８歳～６４歳）

■内　容
- 紙おむつの給付を行います。
- １か月あたりの支給上限額が決められています（支給額のうち、１割は自己負担していただきます）。
- 所得等の制限があります。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

補助犬給付

■対象者
県内に１年以上お住まいで満１８歳以上の在宅の身体障害者の方
盲導犬（視覚障害１級）、介助犬（肢体不自由２級以上）、聴導犬（聴覚障害２級）
※ いずれも上記以外に所得制限や給付訓練等への適応、補助犬の飼育環境などの要件を満たす必要があります。

■内　容
- 補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付します。
- 訓練等に伴う交通費・食費、補助犬の管理費用等は、利用者の負担となります。

■窓　口

千葉県障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	電話　043-223-2340	ＦＡＸ　043-221-3977

※ 申請窓口は各区保健福祉センター高齢障害支援課（電話・ＦＡＸ ８頁参照）です。

福祉カーの貸出

■対象者　市内の障害者で日常の歩行が困難な方・家族

■内　容
- 障害者の社会参加を促進するために、リフト付ワゴン「ゆうあい号」を貸出します。
- 無料（燃料費は利用者負担）

■窓　口

千葉市療育センターふれあいの家	電話　043-216-5130	ＦＡＸ　043-277-0291

障害者福祉バスの運行

■対象者　市内の障害者団体・障害者福祉施設

■内　容
- 障害者の社会参加を促進するために、リフト付バス「たいよう号」を運行しています。
- 無料（有料道路等通行料、有料駐車場使用料、宿泊の際のドライバーの宿泊代金（２名２部屋。食事代除く）は利用者負担）

■窓　口

千葉市療育センターふれあいの家	電話　043-216-5130	ＦＡＸ　043-277-0291

住民票の写し・戸籍関係証明等宅配サービス

■対象者　歩行等が困難な第１種身体障害者・知的障害者、要介護４以上の介護認定を受けた外出困難な高齢者等（区役所保健福祉センターに確認させていただく場合がございます）

■内　容　お住まいの区役所市民総合窓口課へ電話で申請していただくと、自宅または入居している施設（市内のみ）まで証明書をお届けします。

受　付　時　間	対象となる主な証明書
月～金曜日　８：３０～１７：３０ （祝日・年末年始除く）	●戸籍全部・個人事項証明書または戸籍謄抄本 ●除籍全部・個人事項証明書または除籍謄抄本 ●住民票の写し　●戸籍の附票の写し ●身分証明書　●年金の現況証明書

■窓　口　各区役所市民総合窓口課

区	電　話	区	電　話	区	電　話
中　央　区	043-221-2109	稲　毛　区	043-284-6109	緑　　区	043-292-8109
花見川区	043-275-6236	若　葉　区	043-233-8126	美　浜　区	043-270-3126

視覚障害者用ごみ指定袋配布

■対象者　視覚障害者の単身世帯

■内　容　びん・缶・ペットボトルを出すときに使用する資源物用の特別指定袋を年４回（６月・９月・１２月・３月の上旬）希望者に発送しています。

※資源物用の特別指定袋は、びん・缶・ペットボトルを出すときに使用できます。また、資源化のできない点字用の紙類をその袋に入れ、可燃ごみの収集日に出すこともできます。

■窓　口

収集業務課	電話　043-245-5249	ＦＡＸ　043-245-5477

粗大ごみの運び出し収集

■対象者　障害者のみの世帯または６５歳以上の高齢者世帯（一人暮らし又は高齢者のみの場合）

■内　容　粗大ごみを排出場所まで運び出すことが困難で、身近な方の協力を得られない世帯を対象に市の職員等が室内からの運び出し収集を行います。
※ 取り外し工事や解体作業が必要な物や、収集に支障がある場合は、運び出し収集の対象外となります。

■申込方法　粗大ごみ収集を「粗大ごみ受付センター」へお申し込みの際に、「室内からの運び出し収集」をお申し出ください。

■申込先　粗大ごみ受付センター
電話番号 /043-302-5374
受付時間 /[平日]9：00 ～ 16：00　　[土]9：00 ～ 11：30
※祝日・休日・年末年始の受付はありません。
※休み明けはお申し込みが多いため、つながりにくくなります。

■窓　口

（中央区・美浜区）収集業務課	電話　043-245-5246	ＦＡＸ　043-245-5477
（花見川区・稲毛区）花見川・稲毛環境事業所	電話　043-259-1145	ＦＡＸ　043-257-6561
（若葉区・緑区）若葉・緑環境事業所	電話　043-292-4930	ＦＡＸ　043-292-4305

寝具乾燥サービス

■対象者　在宅でねたきりの１８歳～６４歳で、次のいずれかに該当する、寝具を衛生的な状態に保つことができない方
- 身体障害者手帳１・２級所持者
- 難病等により障害福祉サービスの支給決定を受けている方

■内　容　寝具類の月１回消毒乾燥、年１回丸洗いを行います。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

訪問理美容サービス

■対象者　在宅の重度肢体不自由者（１８歳～６４歳でかつ身体障害者１・２級）で、理容店又は美容院に行くことが困難な方

■内　容
- 理容師又は美容師を、自宅に派遣します（派遣にかかる費用は、市が負担します）。
- 調髪に伴うサービス料金は、自己負担となります。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

障害者家具転倒防止対策

■対象者　市内に住所を有する次のいずれかに該当する世帯のうち、自ら転倒防止金具を取り付けることが困難な方（重度障害者：身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ⓐ～Ａの２、精神障害者保健福祉手帳１級）
- 重度障害者のみの世帯
- 重度障害者及び２０歳未満の方のみの世帯
- 重度障害者及び６５歳以上の高齢者のみの世帯

■内　容　家具の転倒防止のための、金具取付費用の助成を行います（金具代は除きます）。
事前の手続が必要です。（詳細は１１９頁をご覧ください）

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

オストメイト用装具の預かり保管（大規模災害対策）

地震などの大規模災害時において、自宅の倒壊等により、オストメイト（人工肛門、人口膀胱の造設者）が、普段から備蓄しているストマ装具を使用できなくなることが想定されることから、オストメイトが日常的に使用しているストマ装具を預かり、保管します。

■対象者　市内に居住し、日常的にストマ装具を使用している方で、原則として、身体障害者手帳を所持する方

■保管場所　お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

■対象者　市内に住所を有する１８歳未満の方で、以下の要件すべてを満たす方
- 両耳の聴力レベルが、原則３０dB 以上７０dB 未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方
- 補聴器の装用が必要と医師に判断された方

■内　容　基準額の範囲内で、補聴器購入費用の３分の２の助成を行います。

■窓　口

障害者自立支援課	電話　043-245-5173	ＦＡＸ　043-245-5549

在宅巡回機能回復訓練

■対象者　市内に住所を有する在宅の肢体不自由者（１８歳以上）で通所困難な方

■内　容　施設や医療機関、訪問リハ等で機能回復訓練を受けられない方に対し、巡回訪問し訓練を行います。

■窓　口

千葉市療育センターふれあいの家	電話　043-216-5130	ＦＡＸ　043-277-0291

点字図書費支給

■対象者　在宅の視覚障害者（児）

■内　容
- 点字図書の購入費用を支給します。
- １年度に６タイトル２４巻を限度とします（１タイトルで２４巻を超えるときは、１タイトルとなります）。
- 自己負担：一般図書購入価格相当額
- 所得による制限があります。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

図書館サービス

自宅配本サービス　（※）	対象者：市内在住の身体障害者等で来館が困難な方 内　容：自宅に月２回、配本します。 図書等に関する相談を受けます。
郵送貸出サービス　（※）	対象者：市内在住の視覚障害者の方 内　容：自宅に点字図書や録音図書等を郵送します（送料無料）。
対面音訳サービス　（※）	対象者：市内在住の視覚障害者等の方 内　容：館内で図書等を対面にて読みます。

※ 事前に登録が必要です。

窓　　口	自宅配本サービス	郵送貸出サービス	対面音訳サービス	電　話	ＦＡＸ
中央図書館		○	○	043-287-3984	043-287-4067
みやこ図書館	○		○	043-233-8333	043-234-4187
花見川図書館	○			043-250-2851	043-250-2853
稲毛図書館	○		○	043-254-1845	043-284-4795
若葉図書館	○			043-237-9361	043-237-5163
緑図書館	○		○	043-293-5080	043-293-5100
美浜図書館	○			043-277-3003	043-278-4303

メール１１９・ＮＥＴ１１９緊急通報システム

■対象者　市内在住または、市内に通勤通学している聴覚障害者、言語障害者

■内　容

メール１１９	携帯電話やパソコンのメールで消防車や救急車を呼べます。
ＮＥＴ１１９	スマートフォンやタブレット端末からインターネット（Ｗｅｂ）を使って消防車や救急車を呼べます。ＮＥＴ１１９は、令和２年に新しく導入されたもので、メール１１９よりも容易に１１９番通報ができます。

■手　続　メール１１９とＮＥＴ１１９は事前登録が必要です。「申込書」をご記入の上、消防局指令課に提出してください。
提出方法は、郵送、ＦＡＸ、直接持参いずれも可能です。
利用案内書は、次の場所で入手できます。

- 消防局指令課
- 各消防署（電話３２頁参照）
- 各区保健福祉センター高齢障害支援課（電話・ＦＡＸ８頁参照）
- 千葉市消防局ホームページ
  メール１１９のご案内
  https://www.city.chiba.jp/shobo/keibo/shirei/119nokakekata.html
  ＮＥＴ１１９のご案内
  https://www.city.chiba.jp/shobo/keibo/shirei/chibanet119kinkyuutuuhou.html

■窓　口

名　　称	所　在　地	電　　話	ＦＡＸ
消防局指令課	〒260-0854　中央区長洲１－２－１ セーフティーちば７階	043-202-1673	043-202-1676

メール１１０番システム・ファックス１１０番

■対象者　言葉や聴覚に障害のある方、電話による１１０番通報が困難な方など

■内　容　言葉や聴覚に障害のある方などが、屋外等での事件や事故に遭われた時に、携帯電話や専用のＦＡＸ番号を利用して１１０番通報することができます。

■手　続

- インターネットに接続できる携帯電話等から、メール１１０番通報用アドレスにアクセスのうえ、受付画面に従って必要事項を入力して送信してください。
  １１０番通報アドレス：https://chiba110.jp
- 専用のＦＡＸ番号を使ってＦＡＸしてください。なお、通報の際に伝達しやすいよう、事件や事故の内容をあらかじめ記入した「ファックス１１０番緊急通報用紙」も用意していますのでご利用ください。
  ファックス１１０番専用番号　０１２０－１１０２９４
  ファックス１１０番緊急通報用紙　検索「千葉県警　ファックス１１０」

■窓　口

名　　称	所　在　地	電　　話	ＦＡＸ
千葉県警察本部 通信指令課	〒260-8668　中央区長洲１－９－１	043-201-0110 （代表）	0120-110294

ちばし安全・安心メール

■内　容　防犯・防災情報の電子メール配信サービスを行っています。

■手　続
- お手持ちのスマートフォン・携帯電話・パソコン等から「entry@chiba-an.jp」へ空メールを送信してください。
- 自動返信メールに記載の URL（登録用ホームページ）にアクセスします。
- 画面の指示に従って登録してください。

※ 空メールを送信できない機種は、本文に１文字以上入力してください。
※ 登録・情報利用料は無料です。ただし、通信料は自己負担となります。

■窓　口

地域安全課	電話　043-245-5264	ＦＡＸ　043-245-5155
防災対策課	電話　043-245-5113	ＦＡＸ　043-245-5597

電話・ＦＡＸによる災害時緊急情報配信サービス

■内　容
- 避難情報（避難指示など）、国民保護情報、津波情報などの緊急情報を電話またはＦＡＸで配信するサービスを行っています。
- 対象者はスマートフォン・携帯電話等をお持ちでない方や土砂災害警戒区域にお住まいの方です（ＦＡＸは聴覚に支障がある方を優先させていただきます）。
  スマートフォン・携帯電話等、メールを受信できる環境が整っている方は、ちばし安全・安心メール等をご利用ください。

■手　続　配信希望者は以下のいずれかの方法でお手続きをお願い致します。
- 郵送・FAX・メールの場合は千葉市ホームページより申請書をダウンロードして、必要事項を記入のうえ防災対策課へご提出ください。
  ＵＲＬ：https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/kikikanri/bosai/telfaxsaigaijikinkyujouhou.html
- 窓口に提出する場合は、市ホームページ・窓口（防災対策課・各区地域づくり支援課）で申請書を入手して、必要事項を記入のうえ、防災対策課・各区地域づくり支援課にご提出ください。（各区地域づくり支援課の電話番号は１１８頁をご覧ください。）

■窓　口

防災対策課	電話　043-245-5113	ＦＡＸ　043-245-5597

Ｙａｈｏｏ！防災速報

■内　容　スマートフォンアプリ「Yahoo！防災速報」を利用し、「自治体からの緊急情報」を配信しています。災害発生時や災害が発生するおそれのある場合に、避難所の開設情報や災害への注意喚起情報を配信しています。スマートフォンをお持ちの方はぜひご利用ください。

■手　続
- 下記のＱＲコードを読み込んでダウンロードしてください。

ios	Android

※アプリの設定方法等詳細については、ホームページをご覧ください。

千葉市　Ｙａｈｏｏ！防災速報　検索

■窓　口

防災対策課	電話　043-245-5113	ＦＡＸ　043-245-5597

防災行政無線のテレホンサービス

■内　容
- 防災行政無線で放送した最新の内容（放送から 24 時間以内）を電話で確認できます。
- 原則として最新の放送内容のみを提供します。
- ご利用には通話料がかかります。
- プリペイド式携帯電話、IP 電話などでは、利用できない場合があります。

■電話番号　０５０－５５３０－９９０７

■窓　口

防災対策課	電話　043-245-5113	ＦＡＸ　043-245-5597

消防情報メール

■内　容　消防情報の電子メール配信サービスを行っています。

■手　続
- お手持ちのパソコン・携帯電話・PHS 等から「chiba-fire@entry-f.mail-dpt.jp」へ空メールを送信してください。
- 自動返信メールに記載の URL（登録用ホームページ）にアクセスします。
- 画面の指示に従って登録してください。

※ 登録・情報利用料は無料です。ただし、通信料は自己負担となります。

■窓　口

消防局指令課	電話　043-202-1673	ＦＡＸ　043-202-1676

高齢者等ごみ出し支援事業

ごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害者の世帯から、家庭系ごみ（粗大ごみを除く）を週１回以上収集し、ごみステーションに排出する支援を行った場合、支援団体に対して補助金を交付します。

※ 補助金を受けるにはあらかじめ団体登録の手続きが必要です。

■対象団体　町内自治会、老人クラブ、マンション管理組合などの非営利活動団体等
ただし、政治活動又は宗教活動、その他公序良俗に反するなど補助の対象事業として適当でないと認められる活動を行っている団体は対象となりません。

■補助対象となる方　ごみ出しが困難な単身世帯で、次のいずれかの要件を満たした方。
ただし、同様の要件を満たす同居人がいる場合は対象世帯とする。

(1) 介護保険の要支援１・要支援２または要介護１から要介護５までの認定を受けている方
(2) 身体障害者手帳１級又は２級を所持する方
(3) 精神障害者保健福祉手帳１級を所持する方
(4) 療育手帳Ⓐ又はＡを所持する方
(5) その他市長が認める方

■補助金の内容
(1) 家庭系ごみ（粗大ごみを除く）を週１回以上、対象世帯から収集し、ごみステーションへ排出した場合
１，０００円／月／世帯
(2) 団体が補助を初めて受ける場合
１０，０００円（１回限り）

《お問い合せ先》		
高齢福祉課	電話　043-245-5250	ＦＡＸ　043-245-5548

その他のサービス

ボランティア活動支援

■内　容　在宅の知的障害者のボランティア活動を支援し、その活動の機会を提供します。活動は、清掃などを行います。

■窓　口

名　　称	所　在　地	電話／ＦＡＸ
千葉市手をつなぐ育成会	〒 263-0015 稲毛区作草部２－４－５	043-206-4050

障害者就労事業振興センター

■対象者　障害者施設、ワークホーム等

■内　容　障害者就労支援事業所等の生産・販売事業の活性化とそこで働く障害者の自立支援に向け、販路や受注拡大、商品開発、事業経営や活動に関する研修の実施、情報提供などを行います。

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 260-0017　中央区要町１２－８	043-202-5367	043-202-5368

障害者社会参加推進センター

■対象者　障害者

■内　容　仲間作りなど社会参加支援を行います。

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 260-0844　中央区千葉寺町１２０８－２ 千葉市ハーモニープラザ３階 （千葉市身体障害者連合会）	043-209-3281	043-209-3282

心のふれあいフェスティバル

■内　容
- 精神障害者同士及び地域住民との交流を図るため、千葉県・千葉県精神保健福祉協議会との共催により年１回開催します。
- 精神障害者関係団体等による演芸大会、作品展示、専門職による精神保健福祉に関する面接相談等を行います。

■窓　口

千葉市こころの健康センター	電話　043-204-1582	ＦＡＸ　043-204-1584

こころの健康フェスティバル

■内　容
- 精神保健福祉に関する理解を促進するため、年１回開催します。

■窓　口

千葉市こころの健康センター	電話　043-204-1582	ＦＡＸ　043-204-1584

電話リレーサービス

■対象者　聴覚や発話に困難がある方

■内　容
- 「電話リレーサービス」とは、聴覚や発話に困難のある方と聞こえる方との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより、電話で双方向につなぐサービスです。
- 24 時間 365 日対応、緊急通報・仕事のやり取り・病院への連絡・家族や友人との会話など、さまざまな場面で利用することができます。
- 本サービスを利用するためには、あらかじめ利用登録が必要となります。
  お持ちのインターネットにつながる端末（パソコン、スマートフォン、タブレットなど）に、電話リレーサービスのアプリをダウンロードし、利用者登録をしてください。
- 通話料・通信料は、発信者の負担となります。

■窓　口

一般財団法人日本財団 電話リレーサービス	電話　03-6275-0912	ＦＡＸ　03-6275-0913
	ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://nftrs.or.jp/	E-mail：info@nftrs.or.jp

デイケアクラブ

■対象者　精神障害者

■内　容　料理・手芸・音楽・スポーツ・施設見学等を通じて、仲間作りや社会復帰を支援します。

■窓　口	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

その他のサービス事業

事　業	内　容	窓　口
盲婦人家庭生活訓練	家庭生活に必要な日常生活訓練を行う。	千葉市視覚障害者協会 電話　043-421-1233
盲青年社会生活教室	社会生活に必要な知識の習得や体験交流のための講習を行う。	
中途失明者緊急生活訓練	歩行訓練並びに生活訓練を行う。	
中途失明者相談室	窓口相談：毎週木曜日（電話 043-312-0068）	
視覚障害者自立生活訓練	日常生活に必要な助言・指導及び自立生活訓練等を行う。	各区保健福祉センター 高齢障害支援課
		千葉市視覚障害者協会 電話　043-312-0068（専用番号）
点字図書・声の図書	点字・声（テープ）図書を貸出す。	視覚障害者総合支援センターちば 電話　043-424-2501 FAX　043-421-5179
点字市政だより	点字の市政だよりの発行を行う。	
声の市政だより	声の市政だよりの発行を行う。	千葉市療育センターふれあいの家 電話　043-216-5130
市議会だより点字版・録音版	市議会だよりの点字版・録音版（テープ・デイジー）の発行を行う。	視覚障害者総合支援センターちば 電話　043-424-2501
点字情報ネットワーク	登録者に新聞等の情報を週５回点字またはメールにより提供する。	千葉市身体障害者連合会 電話　043-209-3281
手話通訳者の派遣	コミュニケーション支援のため手話通訳者を派遣する。	各区保健福祉センター 高齢障害支援課
要約筆記者の派遣	コミュニケーション支援のため要約筆記者を派遣する。	
千葉県盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	重度の盲ろう者に通訳・介助員を派遣し、情報保障及び移動等の介助を行う。	NPO 法人千葉盲ろう者友の会 電話 /FAX 043-310-3008
千葉県盲ろう者向け通訳・介助員の養成	盲ろう者向け通訳・介助員として必要な知識・技術の講習を行う。	
千葉県盲ろう者向け生活訓練	盲ろう者向けコミュニケーション訓練、歩行訓練、福祉機器の操作訓練などを行う。	
手話通訳者の養成	手話通訳者として必要な知識・技術の講習を行う。	千葉市聴覚障害者協会 電話　043-308-6372 FAX　043-204-1616
ろうあ者社会生活教室	社会生活に必要な知識の研修、教養講座を行う。	
要約筆記者の養成	要約筆記者として必要な知識・技術の講習を行う。	
点訳・朗読奉仕員の養成	点訳奉仕員・朗読奉仕員として必要な知識・技術の講習を行う。	視覚障害者総合支援センターちば 電話　043-424-2390

あなたが使える制度お知らせサービス～ For You ～

■対象者　千葉市に住民登録している１６歳以上の方

■内　容　千葉市が保有する住民情報を活用して、対象制度の受給対象となる可能性がある方に、LINE やメールで申請時期等をお知らせするサービスです。（対象制度は P.2 ～ P.7 をご覧ください。）

＜登録方法＞
（１）スマートフォンで右の二次元コードを読み込んで千葉市公式ホームページへアクセスします
（２）ホームページの「登録番号申請はこちらから！」をタップします
（３）必要事項を入力し、登録番号を申請します
（４）２～３週間後に登録番号を記載したハガキが届くので、ハガキに記載された手順で利用登録します

＜あなたが使える制度お知らせサービスに関するお問い合わせ先＞

業務改革推進課	電話　043-245-5797	ＦＡＸ　043-245-5692

ちばしパラスポーツコンシェルジュ　スポーツを始めたい方はご相談ください！

■対象者　障害者（児）及びその家族、障害者支援施設、障害者団体、スポーツ団体など

■内　容
- 障害の種類や程度に合わせたスポーツの紹介やスポーツ講座・団体・サークルとのマッチングを行うなど、障害者の日常的なスポーツ活動への参加をサポートします。

■窓　口

ちばしパラスポーツコンシェルジュ（千葉ポートアリーナ３階）	電話　043-312-0605	ＦＡＸ　043-312-7076
開所時間	火曜日～日曜日　9:00 ～ 17:00（祝日、年末年始を除く）	
電子メール	paraspo-con@chibacity.spo-sin.or.jp	

千葉市身体障害者スポーツ大会

■対象者　４月１日現在、１３歳以上の身体障害者（児）
※心臓、じん臓、呼吸器、小腸、免疫、肝臓機能障害者は除く

■内　容
- 身体障害者スポーツの発展を図るとともに、社会の身体障害者に対する理解と認識を深め、身体障害者の自立と社会参加の促進を目的としています。
- 全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねて、年１回開催します。
- 競技内容

競技名	種目等
陸上	50m 走、100m 走、200m 走、400m 走、800m 走、1500m 走、スラローム、立幅跳、走幅跳、走高跳、砲丸投、ソフトボール投、ジャベリックスロー、ビーンバッグ投
水泳	25m 自由形、25m 平泳ぎ、25m 背泳ぎ、25m バタフライ、50m 自由形、50m 平泳ぎ、50m 背泳ぎ、50m バタフライ
フライングディスク	アキュラシー（5m、7m）、ディスタンス
アーチェリー	リカーブ、コンパウンド
卓球	一般卓球、サウンドテーブルテニス
ボッチャ	立位・座位

※障害区分によって、出場可能な種目が定められています。

■窓　口

障害者自立支援課	電話　043-245-5175	ＦＡＸ　043-245-5549

千葉市ゆうあいピック

■対象者　４月１日現在、１２歳以上の知的障害者（児）

■内　容
- 知的障害者スポーツの発展を図るとともに、社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加の促進を目的としています。
- 全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねて、年１回開催します。
- 競技内容

競技名	種目等
陸上	50m 走、100m 走、200m 走、400m 走、800m 走、1500m 走、4 × 100m リレー、立幅跳、走幅跳、走高跳、ソフトボール投、ジャベリックスロー
水泳	25m 自由形、25m 平泳ぎ、25m 背泳ぎ、25m バタフライ、50m 自由形、50m 平泳ぎ、50m 背泳ぎ、50m バタフライ
フライングディスク	アキュラシー（5m、7m）、ディスタンス
ボウリング	２ゲーム（予定）
卓球	シングルス

■窓　口

障害者自立支援課	電話　043-245-5175	ＦＡＸ　043-245-5549

千葉市精神障害者卓球大会

■対象者　４月１日現在、１３歳以上の精神障害者（児）（原則として、精神障害者保健福祉手帳等所持者）

■内　容
- 卓球を通じて、精神障害のある方が障害者スポーツの楽しさを体験し、その体力の維持・向上、精神面での充足を図るとともに、市民の障害者への理解を深めることにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的としています。
- 全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねて、年１回開催します。
- 競技内容　卓球（男女別シングルス）

■窓　口

千葉市こころの健康センター	電話　043-204-1582	ＦＡＸ　043-204-1584

千葉市精神障害者ソフトバレーボール大会

■対象者　４月１日現在、１３歳以上の精神障害者（児）（原則として、精神障害者保健福祉手帳等所持者）

■内　容
- ソフトバレーボールを通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、社会参加の促進を目的としています。
- 全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねて、年１回開催します。
- 競技内容　ソフトバレーボール

■窓　口

千葉市こころの健康センター	電話　043-204-1582	ＦＡＸ　043-204-1584

千葉市パラスポーツ振興補助金

■内　容　障害者のスポーツ活動参加を促進するため、障害者を対象としたスポーツ、運動やレクリエーションなどの教室や体験会を開催した際の費用の一部を助成します。

■窓　口

スポーツ振興課	電話　043-245-5622	ＦＡＸ　043-245-5592

千葉市障害者福祉大会

■内　容　障害者週間事業の一環として、障害者の自立の促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別を越えた交流を図ることを目的に、年１回開催します。

＜主なプログラム＞
- 公募作品（心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター）の最優秀賞受賞者表彰
- 全国障害者スポーツ大会千葉市代表選手紹介
- 体験・実践発表、演奏・演技発表（障害者又は関係者による発表）・著名人による講演会

■窓　口

障害者自立支援課	電話　043-245-5175	ＦＡＸ　043-245-5549

心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター募集

■対象者　心の輪を広げる体験作文・・・小学生以上（小学生区分、中学生区分、高校生区分、一般区分）
障害者週間のポスター・・・・小学生及び中学生（小学生区分、中学生区分）

■内　容
- 障害者週間に向けて、例年７月から９月上旬にかけて募集を行います。
- 応募作品の中から、最優秀作品等を選考し、全国の推薦作品が集まる審査会に千葉市の代表を推薦します。また、千葉市障害者福祉大会で最優秀賞受賞者の表彰を行います。

■窓　口

障害者自立支援課	電話　043-245-5175	ＦＡＸ　043-245-5549

5 医　療

自立支援医療（更生医療（18歳以上））／（育成医療（18歳未満））

■対象者　身体障害者（児）

■内　容
- 障害の軽減、進行の防止、機能の回復のための治療を行う場合、その費用の一部を公費負担する制度です。
- 人工透析療法、腎臓移植手術、心臓手術、整形外科手術、中心静脈栄養法（小腸）、肝臓移植手術、免疫機能改善等が対象です。
- 本人及び扶養義務者の市民税額等に応じて原則１割の自己負担があります。ただし、所得に応じて負担上限額が設定されています。また、継続的に相当額の医療費がかかる方（重度かつ継続）については、別途負担を軽減する制度があります。
- 所得による制限があります。
- 事前の手続が必要です。

■窓　口

◆更生医療	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

◆育成医療　　各区保健福祉センター健康課（すこやか親子班）

区	電　話	ＦＡＸ	区	電　話	ＦＡＸ
中央区	043-221-2581	043-221-2590	若葉区	043-233-8191	043-233-8198
花見川区	043-275-6295	043-275-6298	緑　区	043-292-2620	043-292-1804
稲毛区	043-284-6493	043-284-6496	美浜区	043-270-2213	043-270-2065

自立支援医療（精神通院医療）

※この制度は、「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象制度です。（詳細は41頁）

■対象者　通院により精神障害の医療を受けている方

■内　容
- 本人及び扶養義務者の市民税額等に応じて原則１割の自己負担があります。ただし、所得に応じて負担上限額が設定されています。また、継続的に相当額の医療費がかかる方（重度かつ継続）については、別途負担を軽減する制度があります。
- 所得による制限があります。
- 本人又は保護者（本人が１８歳未満の場合）の方の申請が必要です。

■窓　口

各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

精神障害者入院医療費の助成

■対象者　市内に住所を有する、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する精神障害者で、市県民税非課税世帯の方（入院時の食事療養費等は対象外です）

■内　容　精神障害治療のため１か月以上入院（措置入院を除く）した場合、保険診療の自己負担額の２分の１を助成します。

■窓　口

各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

心身障害者（児）医療費の助成

■対象者　国民健康保険、各社会保険、後期高齢者医療制度の被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する方

- 身体障害者：身体障害者手帳１～２級及び内部障害３級
- 知的障害者：療育手帳Ⓐ（Ⓐの１・Ⓐの２）～概ねＢの１
- 精神障害者：精神障害者保健福祉手帳１級

※６５歳以上で新たに重度の障害者の認定を受けた方は対象外となります。

■内　容

- 病院や薬局等の医療機関で診療を受けた場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担分について助成が受けられます（入院時の食事療養費等は対象外です）。
- 助成を受けるためには、事前に受給資格の認定申請を行う必要があります。
- 助成は、申請した月の１日の受診分から対象になります。ただし、受給券の発行は基本的に申請した月の翌月１日からとなります。
- 所得による制限（特別障害者手当の所得制限限度額を超える方は対象外）があります。※

※所得制限限度額を上回る方のうち、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）を受給中で、「重度かつ継続」に該当する方は所得による制限はありません。

■助成方法　**原則：「現物給付方式」**

■受給資格の認定を受けた方に交付する「心身障害者（児）医療費助成受給券」（以下「受給券」といいます。）を、受診の際にマイナ保険証と一緒に医療機関の窓口で提示して頂くと通院１回 / 入院１日につき、３００円又は無料の自己負担で診療が受けられます（所得によって自己負担額が異なります）。

※薬局での調剤はすべて無料となります。

※同じ月に同じ医療機関で５回以上の通院又は、５日以上の入院をした場合、申請頂くことにより５回（５日）目以降にご負担いただいた自己負担金をお返しいたします。

例外：「償還払い方式」

■下記の場合は「受給券」の使用はできません。医療機関の窓口で一旦健康保険の自己負担分をお支払いいただいた後、「心身障害者医療費助成金交付申請書」に医療機関で発行された領収書を添付の上、各区保健福祉センター高齢障害支援課にご提出ください。

（１）はり・灸・あんま・マッサージを受診した場合
（２）千葉県外の国民健康保険・千葉県外の後期高齢者医療制度に加入の方
（３）千葉県外の医療機関で受診された場合
（４）受給券を医療機関に持参するのを忘れた場合
（５）受給資格の認定から受給券の交付までの間に受診された場合。

（この他にも領収書の提出が必要な場合があります。詳しくはお問合せください）

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

心身障害者（児）医療費助成制度の利用にあたって

＜他の公費負担医療制度などの優先利用のお願い＞

心身障害者（児）医療費助成制度（以下「障害者医療費助成」）の受給券と、自立支援医療などの公費負担医療（以下「国公費負担医療」）の受給資格証等について、両方ともお持ちの方は、医療機関への受診に際しては、**必ず両方の受給資格証等をご提示ください。**
「国公費負担医療」が優先適用された後の自己負担額に対して「障害者医療費助成」を適用します。

- 「国公費負担医療」の受給資格証等を提示せず、「障害者医療費助成」の受給券のみを提示すると、診療のすべてに「障害者医療費助成」が適用されてしまい、本来、国や県の財源で賄える費用まで、千葉市の財源のみで賄うことになってしまいます。
  そこで、「障害者医療費助成」の制度継続のため、「国公費負担医療」の対象となる診療については、両方の受給資格証等をご提示いただきますようお願いいたします。
- 「障害者医療費助成」の申請時に、「国公費負担医療」が利用可能な場合には申請手続をご案内させていただく場合があります。

（障害者に係る国などの医療費助成制度）

自立支援医療（更生医療）	４４頁参照
自立支援医療（育成医療）	４４頁参照
自立支援医療（精神通院医療）	４４頁参照
小児慢性特定疾病医療費助成制度	５４頁参照
指定難病医療費助成制度	５４頁参照

＜「特定疾病療養受療証」の提示のお願い＞

加入されている健康保険から「特定疾病療養受療証（以下「受療証」）」が発行されている場合、医療機関への受診に際しては、**必ず受給券とともに「受療証」をご提示ください。**
「受療証」が適用された後の自己負担額に対して「障害者医療費助成」を適用します。

- 特定疾病療養費受療証の申請等については、各加入の健康保険の保険者にお問い合わせください。

＜「子ども医療費助成」等との選択のお願い＞

「障害者医療費助成」のほか、高校３年生相当年齢までのお子さんを対象とした「子ども医療費助成」は、いずれも千葉市の制度のため、**どちらも利用可能な方は、利用する制度を選んでいただきます。**

心身障害者（児）の歯科診療

■対象者　市内に住所を有し、一般の歯科診療所での治療が難しい、身体障害者（児）・知的障害者（児）で通院可能な方

■内　容　申込み受付後、治療可能か判定を行い、その後、治療計画を立て治療を開始します。

■窓　口

（公財）千葉市保健医療事業団	電話　043-238-9912	ＦＡＸ　043-238-9953
受付日時	月～金曜日　９：００～１７：００（祝日、年末年始を除く）	
診療日・診察時間	原則、毎週木曜日　９：３０～１２：３０（完全予約制）	

高齢者インフルエンザ予防接種

※この制度は、「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象制度です。（詳細は 41 頁）

■対象者　千葉市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方。

（１）　接種日時点で６５歳以上の方

（２）　接種日時点で６０～６４歳の方で、心臓・じん臓・呼吸器機能に身体障害１級の障害を有する方又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に身体障害者１級の障害を有する方

■内　容

- １０月から１月末までの間、市内の協力医療機関で接種を受けることができます。
- 自己負担額は１，８００円です。
  ただし、上記対象者のうち生活保護を受給している方、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受給している方、市民税非課税世帯の方は別途、確認書類の提出により、自己負担が免除されます。

■窓　口

医療政策課	電話　043-238-9941	ＦＡＸ　043-245-5554

高齢者肺炎球菌予防接種

※この制度は、「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象制度です。（詳細は 41 頁）

■対象者　千葉市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方。

＊過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方（任意接種含む）は対象外

（１）　接種日時点で６５歳の方

（２）　接種日時点で６０～６４歳の方で、心臓・じん臓・呼吸器機能に身体障害１級の障害を有する方又は、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に身体障害１級の障害を有する方

■内　容

- 市内の協力医療機関で接種を受けることができます。
- 自己負担額は３，０００円です。
  ただし、上記対象者のうち生活保護を受給している方、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受給している方、市民税非課税世帯の方は別途、確認書類の提出により、自己負担が免除されます。

■窓　口

医療政策課	電話　043-238-9941	ＦＡＸ　043-245-5554

補聴器等の購入費用に係る医療費控除の取扱いについて

■対象者　医療費による診療や治療を受けるために直接必要な、義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯、眼鏡などを購入した方。

■内　容

- 所得税の医療費控除の対象になる場合があります。
  ※詳しくは、お住まいの地域を所轄する税務署にお問い合わせください。

■窓　口

名　　称	所　在　地	電　話
千葉東税務署	〒 260-8577 千葉市中央区祐光１丁目１番１号	043-225-6811
千葉西税務署	〒 262-8502 千葉市花見川区武石町１丁目 520 番地	043-274-2111
千葉南税務署	〒 260-8688 千葉市中央区蘇我５丁目９番１号	043-261-5571

高齢者新型コロナ予防接種

※この制度は、「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象制度です。（詳細は 41 頁）

■対象者　千葉市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方。

（１）　接種日時点で６５歳以上の方

（２）　接種日時点で６０～６４歳の方で、心臓・じん臓・呼吸器機能に身体障害１級の障害を有する方又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に身体障害者１級の障害を有する方

■内　容

- １０月から１月末までの間、市内の協力医療機関で接種を受けることができます。
- 今年度の自己負担額は未定です。
  ただし、上記対象者のうち生活保護を受給している方、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受給している方、市民税非課税世帯の方は別途、確認書類の提出により、自己負担が免除・減免されます。

■窓　口

医療政策課	電話　043-238-9941	ＦＡＸ　043-245-5554

高齢者帯状疱疹予防接種

※この制度は、「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象制度です。（詳細は 41 頁）

■対象者　千葉市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方。

※過去に接種を終えている方（生ワクチンは１回、不活化ワクチンは２回）は対象外です。

（１）　令和７年度中に６５歳になる方（昭和３５年４月２日～昭和３６年４月１日生まれの方）

（２）　令和７年度中に７０歳になる方（昭和３０年４月２日～昭和３１年４月１日生まれの方）

（３）　令和７年度中に７５歳になる方（昭和２５年４月２日～昭和２６年４月１日生まれの方）

（４）　令和７年度中に８０歳になる方（昭和２０年４月２日～昭和２１年４月１日生まれの方）

（５）　令和７年度中に８５歳になる方（昭和１５年４月２日～昭和１６年４月１日生まれの方）

（６）　令和７年度中に９０歳になる方（昭和１０年４月２日～昭和１１年４月１日生まれの方）

（７）　令和７年度中に９５歳になる方（昭和５年４月２日～昭和６年４月１日生まれの方）

（８）　令和７年度中に１００歳以上になる方（大正１５年４月１日以前生まれの方）

（９）　接種日時点で６０歳～６４歳の方で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に身体障害１級の障害を有する方。

■内　容

- 市内の協力医療機関で接種を受けることができます。
- 公費負担で接種を受けられる回数は、生ワクチンは１人１回、不活化ワクチンは１人２回です。
- 自己負担額は、生ワクチン４，０００円 / 回、不活化ワクチン１０，０００円 / 回です。
  ただし、上記対象者のうち生活保護を受給している方、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受給している方、市民税非課税世帯の方は別途、確認書類の提出により、自己負担が免除・減免されます。

■窓　口

医療政策課	電話　043-238-9941	ＦＡＸ　043-245-5554

6 手　当

各種手当

（２０２５年４月１日現在）

区分＼手当	２０　歳　未　満		
	特別児童扶養手当※６	障害児福祉手当	市福祉手当（児）※６
受給者	保護者	本　人	保護者
障害程度※１	・重度（１級） 身体障害概ね１級、２級 知的障害Ⓐ～Ⓐの２ 精神障害（上記の障害と同程度のもの） ・中度（２級） 身体障害概ね３級 知的障害概ねＢの１ 精神障害（上記の障害と同程度のもの）	・身体障害概ね１級・２級 ・知的障害Ⓐ～Ⓐの２ ・精神障害児（常時要介護）	・身体障害１級・２級 ・身体障害３級～６級で６か月以上寝たきりの身体障害児 ・知的障害Ⓐ～概ねＢの１ ・精神障害１級
手当額（月額）※２	重度（１級）　56,800 円 中度（２級）　37,830 円	16,100 円	7,000 円 次のア、イ、ウのうち、いずれか２つ以上の障害がある方は 10,500 円 ア 身体障害１級または２級 イ 知的障害Ⓐ～Ａの２ ウ 精神障害１級
支給月	４・８・１１月	２・５・８・１１月	４・８・１２月
支給制限※３	・施設入所の場合は不可 ・所得制限あり（本人、配偶者及び扶養義務者）	・施設入所の場合は不可 ・所得制限あり（本人、配偶者及び扶養義務者）	
併給制限	障害による年金	・障害による年金 ・市福祉手当（児）	障害児福祉手当
支給方法	口座振込	口座振込	口座振込
必要書類	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・身体障害者手帳又は療育手帳※５ ・所定の診断書 ・保護者名義の口座番号がわかるもの（通帳） ・印鑑	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※４ ・身体障害者手帳又は療育手帳※５ ・所定の認定診断書 ・障害児名義の口座番号がわかるもの（通帳） ・印鑑	・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ・保護者名義の口座番号がわかるもの（通帳）

※１ あてはまらない方でも、障害の状態によって認められる場合があります。ご相談ください。
※２ 手当額は、２０２５年４月１日現在の金額です。
※３ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当は、毎年８月 12 日から９月 11 日までの間に、所得状況や世帯員の状況等を所定の様式で届け出ていただきます。
※４ 扶養義務者が住民票上で確認できれば省略できる場合があります。
※５ 各種手帳を所持している場合はご提出ください。
※６ この制度は「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象制度です。（詳細は P. ４１）

■窓　口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

（２０２５年４月１日現在）

区分＼手当	２０　歳　以　上	
	特別障害者手当	市福祉手当（者）
受 給 者	本　人	本　人
障害程度	著しく重度の障害があり日常生活において常時特別の介護を要する方	・身体障害１級 ・身体障害２級～６級で６か月以上寝たきりの方 ・知的障害Ⓐ～概ねＢの１ ・精神障害１級 ※６５歳以上で新たに重度の障害者の認定を受けた方は対象外となります。
手 当 額（月 額）※１	29,590 円	5,000 円 次のア、イ、ウのうち、いずれか２つ以上の障害がある方は 10,500 円 ア 身体障害１級または２級 イ 知的障害Ⓐ～Ａの２ ウ 精神障害１級
支 給 月	２・５・８・１１月	４・１０月
支給制限	・施設入所の場合は不可 ・継続して３か月を超える入院をする場合は不可 ・所得制限あり（本人、配偶者及び扶養義務者）※２	・施設入所の場合は不可 ・継続して３か月を超える入院をする場合は不可
併給制限	・市福祉手当（者） ・国福祉手当	・特別障害者手当 ・国福祉手当
支給方法	口座振込	口座振込
必要書類	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※３ ・身体障害者手帳または療育手帳※４ ・所定の認定診断書 ・障害者名義の口座番号がわかるもの（通帳） ・年金証書（支払通知） ・印鑑	・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ・障害者名義の口座番号がわかるもの（通帳）

※１ 手当額は、２０２５年４月１日現在の金額です。
※２ 特別障害者手当は、毎年８月 12 日から９月 11 日までの間に、所得状況や世帯員の状況等を所定の様式で届け出ていただきます。
※３ 扶養義務者が住民票上で確認できれば省略できる場合があります。
※４ 各種手帳を所持している場合はご提出ください。

■窓　口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

（２０２５年４月１日現在）

手当／区分	その他		
	児童扶養手当 ※１		
受給者	母親または父親（配偶者重度障害）		
障害程度	配偶者が国民年金法に定める障害等級の１級に該当する方		
手当額（月額）	区分	全部支給	一部支給
	児童1人	46,690 円	46,680 円～ 11,010 円
	以降2児童目	11,030 円を上限に加算 (※収入に応じて加算額の調整あり)	
支給月	奇数月（１、３、５、７、９、１１月）		
支給制限	・施設入所（児童）の場合は不可 ・所得制限あり （本人・配偶者・扶養義務者）		
併給制限	公的年金 （ただし、受給者及び児童が受給する公的年金額が児童扶養手当額を下回るときは、その差額分の手当を支給する）		
支給方法	口座振込		
必要書類	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・身体障害者手帳または療育手帳 ・所定の認定診断書 ・受給者名義の口座番号がわかるもの ・個人番号確認書類（マイナンバーカードなど） ・本人確認書類 ・基礎年金番号通知書など		

※１　この制度は「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象制度です。（詳細は P.41）

■窓　口　　各区保健福祉センターこども家庭課

区	電　話	ＦＡＸ	区	電　話	ＦＡＸ
中央区	043-221-2149	043-221-2606	若葉区	043-233-8150	043-233-8178
花見川区	043-275-6421	043-275-6318	緑区	043-292-8137	043-292-8284
稲毛区	043-284-6137	043-284-6182	美浜区	043-270-3150	043-270-3291

7 年　金

国民年金法によるもの（障害基礎年金）

■対象者　国民年金法の障害等級１・２級で、次のいずれかに該当する方
※ ６５歳前に初診日がある方に限ります。

- 初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日）において国民年金の被保険者である方または国民年金の被保険者であった日本国内に住所を有している６０歳以上６５歳未満の方で、保険料の納付要件を満たしている方が初診日から１年６か月経過したとき・症状が固定したときに、同法に定める障害の状態にある場合
ただし、６５歳未満で老齢基礎年金を繰り上げ受給している方は請求できません。
- ２０歳前に初診日がある病気やケガが原因で同法に定める障害の状態に該当する方が２０歳になった場合

■内　容

年金額［新規裁定者］	
	１級：　1,039,625 円＋子の加算額
	２級：　831,700 円＋子の加算額

※他の公的年金を受給しているとき、基準額以上の所得があるとき（20 歳前障害受給者）は、支給が停止されることがあります。
※生計を維持する婚姻していない子（18 歳到達年度の末日までの子か、20 歳未満で障害の等級が 1 級か 2 級の状態にある子）がいる場合は第 1 子･第 2 子は各 239,300 円､第 3 子以降は各 79,800 円加算されます。

■窓　口　各区市民総合窓口課
※国民年金第 3 号被保険者の期間に初診日がある方の受付は区役所ではできません。
※受付後の審査は日本年金機構が行います。

区	電　話	ＦＡＸ	区	電　話	ＦＡＸ
中　央　区	043-221-2133	043-221-2680	若　葉　区	043-233-8133	043-233-8164
花見川区	043-275-6278	043-275-6371	緑　　区	043-292-8121	043-292-8160
稲　毛　区	043-284-6121	043-284-6190	美　浜　区	043-270-3133	043-270-3196

厚生年金保険法によるもの（障害厚生年金・障害手当金）

■対象者　初診日に厚生年金に加入しており、保険料の納付要件を満たしている方が初診日から１年６か月経過したとき・症状が固定したときに、同法に定める障害の状態にある場合。

■内　容

障害厚生年金	障害の程度により１級～３級に分かれています。 ● １・２級　：　障害基礎年金に上乗せ支給 ● ３級　　：　厚生年金保険が独自に支給
障害手当金	障害厚生年金が支給される障害程度よりも軽い場合に一時金として支給されます。

■窓　口　事業所を管轄する年金事務所

管　轄　区　域	管轄事務所名	所　在　地	電　話
中央区・若葉区・緑区	千葉年金事務所	〒 260-8503 中央区中央港１－１７－１	043-242-6320
花見川区・稲毛区・美浜区	幕張年金事務所	〒 262-8501 花見川区幕張本郷１－４－２０	043-212-8621

福祉的措置によるもの（特別障害給付金制度）

■対象者　次のいずれかに該当する方で国民年金に任意加入していなかった期間中に初診日のある傷病により、現に障害基礎年金の障害等級１級・２級に該当していても障害基礎年金等の受給権がない方

- 昭和６１年３月３１日以前に、厚生年金保険・共済組合の加入者等の配偶者であった方や大学生等
- 昭和６１年４月１日から平成３年３月３１日までに学生・生徒であった方

■内　容

支給額	１級：	月額	56,850 円
	２級：	月額	45,480 円

※ 他の公的年金を受給しているとき、基準額以上の所得があるときは、支給されないことがあります。

■窓　口

各区市民総合窓口課	電話・ＦＡＸ　５２頁参照

国民年金保険料の法定免除

■国民年金被保険者

第１号被保険者	日本国内に住所を有する２０歳以上６０歳未満の農林業従事者、自営業者、自由業者、サービス業者、無職の方とその配偶者 ２０歳以上の学生、会社員の配偶者でも扶養になっていない方
第２号被保険者	厚生年金や各種共済組合の加入者
第３号被保険者	厚生年金や各種共済組合の加入者に扶養されている２０歳以上６０歳未満の配偶者

■対象者　国民年金第１号被保険者の方で障害基礎年金、ならびに被用者年金の障害年金（２級以上）を受けている方

■手　続　上記に該当したとき、または保険料の法定免除を受けていた人が上記に該当しなくなったときは、それぞれ１４日以内に年金事務所長あての「国民年金保険料免除理由該当・消滅届」に基礎年金番号通知書を添えて下記の窓口に提出します。

■窓　口

各区市民総合窓口課	電話・ＦＡＸ　５２頁参照

心身障害者扶養共済

■対象者　障害者（児）を扶養している方

■内　容　加入者が毎月一定の掛け金を払い込み、加入者が死亡・重度障害者になった場合、障害者（児）に終身年金を支給します。

加入要件	次のいずれかに該当する方を扶養している保護者 ① 身体障害者：身体障害者手帳１～３級 ② 知的障害者：療育手帳Ⓐ～Ｂの２ ③ 精神障害者：①又は②と同程度の精神に永続的な障害のある方 ④ ①又は②と同程度の身体に永続的な障害のある方
加入制限	年度当初（４月１日時点）で満６５歳以上の方は加入できません。 ※その他、特別な疾病または障害のある方は、生命保険会社の審査により加入出来ないことがあります。
掛金額	加入者の年齢により１口月額 9,300 円～ 23,300 円
年金額	月額 20,000 円 月額 40,000 円（２口加入）

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

8 難　病

難病等の方々が障害福祉サービス等の対象となります

難病等の対象疾病に該当する方は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の利用が可能です。また、対象が児童の場合は、児童福祉法による障害児支援も利用できます。

- 対象となるサービス：障害福祉サービス（２２頁）、障害児通所支援（２７頁）、日常生活用具（２８頁）、補装具（３３頁）
- 対象となる疾病：１１２～１１３頁の対象疾病一覧表をご確認ください。
- 手続きに必要な書類：対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定医療費（指定難病）受給者証等）

指定難病・特定疾患医療費助成

■対象者　国が指定した難病に罹患し、認定基準を満たした方

■内　容　指定難病・特定疾患の治療費を、保険診療の範囲内で自己負担分の一部または全額を助成します。

■窓　口	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

小児慢性特定疾病医療費助成

■対象者　国が指定した対象疾病に罹患し、認定基準を満たした 18 歳未満の方
※ただし、18 歳になる前から認定を受けていた場合で、18 歳になった後も引き続き治療が必要であると認められた方は、20 歳になるまでが対象です。

■内　容　小児慢性特定疾病の医療費を、保健診療の範囲内で、自己負担分の一部または全額を助成します。

■窓　口	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

在宅難病患者一時入院事業

■対象者　常時医学的管理が必要かつ症状の安定している神経・筋疾患の指定難病又は特定疾患患者の方で、在宅で介護を受けながら療養されている方

■内　容　千葉県が委託契約した医療機関における一時入院もしくは在宅レスパイト（訪問看護）が受けられます。

■窓　口	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

在宅人工呼吸器使用患者支援事業

■対象者　在宅で人工呼吸器を使用している指定難病又は特定疾患患者の方で、医師が診療報酬訪問看護を必要と認める方

■内　容　千葉市が委託契約した訪問看護ステーション等で、年間２６０回を限度に診療報酬の定められた回数を超えて行った訪問看護の費用を公費負担します。

■窓　口	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

スモンに対するはり・きゅう及びマッサージ治療研究事業

■対象者　スモン患者で、はり等による治療を希望する方

■内　容　千葉県が委託契約した施術所において、月７回を限度に、はり等の施術を受けることができます。

■窓　口		
	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

■対象者　先天性血液凝固因子障害等患者

■内　容　千葉県が委託契約した医療機関等において、先天性血液凝固因子障害等の治療費を保険診療の範囲内で助成します。

■窓　口		
	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

肝炎治療特別促進事業

■対象者　Ｂ型・Ｃ型ウイルス性肝炎患者でインターフェロン等の治療を受けられている方

■内　容　千葉県が契約した医療機関等において、１年間を限度に当該治療経費を保険診療の範囲内で助成します。

■窓　口		
	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

難病医師相談

■内　容　膠原病難病、神経・筋難病、消化器系難病の方及びその家族を対象に、専門医による個別相談を行っています。相談の募集は「市政だより」でお知らせします。

■窓　口			
	健康支援課	電話　043-238-9968	ＦＡＸ　043-238-9946

千葉市難病相談支援センター

■内　容　地域で生活する難病患者さんとそのご家族の日常生活上の悩みや不安への相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。

■窓　口

所　在　地	開所時間	電　話
〒260-8712 中央区仁戸名町673 独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター千葉東病院内	月曜日～金曜日 9:00～12:00／13:00～16:00 ※祝日、年末年始を除く	043-264-3118 ※面談は予約制

9 住　宅

住宅改造費助成

■対象者
- 身体障害者：身体障害者手帳１・２級
- 知的障害者：療育手帳 Ⓐ～Ａの２

■内　容
- 障害者が現に住んでいる家の浴室・便所・玄関等を障害者にあうように改造する場合、助成対象工事（指定業者による工事に限ります。）の費用を助成します。
- 新築・増築・工事開始後のものは対象となりません。また、１世帯につき１回のみの助成です。（※事前に手続きが必要です。）
- この住宅改造費助成事業と高齢者の住宅改修費支援サービスは、１世帯につき、どちらか１回のみの助成となります。
- 助成金額は 70 万円を上限とし、当該年度の市民税所得割額及び工事施工業者の本社所在地により、助成割合が下記のとおり異なります。
- 介護保険制度の住宅改修等、他の制度により助成の対象となる場合は、同時に申請していただきその助成相当額を工事費より控除します。
- 現地調査等の事前審査を受けていただくため、工事開始までに一定期間がかかります。

■補助率

区　分	助成割合	
	市内の業者を利用する場合	市外の業者を利用する場合
生活保護世帯・市民税非課税世帯 生活中心者の市民税所得割額が０円	２／２	
生活中心者の市民税所得割額 143,000 円以下	２／３	１／２
生活中心者の市民税所得割額 143,001 円以上 213,000 円以下	１／３	１／４
生活中心者の市民税所得割額 213,000 円を超える場合	助成対象外	

※２０１８年度から、政令市における個人住民税所得割の標準税率は、市民税が８％（従来は６％）となる一方、道府県民税が２％（同４％）となりました。政令市で課税される方は、実際の税額ではなく、従来の税率６％を適用した金額を市民税所得割額とみなして区分の判定を行います。

■窓　口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

障害者等住宅改造相談

■対象者　在宅の障害者または高齢者及びその家族の方で、住宅改造などにより日常生活を容易にしたい方、または介護をしやすくしたい方

■内　容　介護と福祉に精通した、専門的知識を有する相談員（住まいと福祉の会所属の一級建築士）及び作業療法士又は理学療法士が身体状況や家屋状況に応じたアドバイスをします。
例：間取りや段差解消などの改造／福祉機器の活用　など
- 必要に応じ相談員が改造検討する住宅に出向き、無料で相談に応じます。
- 相談日：第１・３火曜日　１３：００～１６：００（応相談）
- 事前に電話または窓口で予約が必要です。

※住宅改造費助成については、各区保健福祉センター高齢障害支援課へお問い合わせください。

■窓　口

名　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
千葉市障害者福祉センター	〒 260-0844 中央区千葉寺町１２０８－２ 千葉市ハーモニープラザ１階	043-209-8779	043-209-8782

住宅増改築相談

■対象者　障害者や高齢者に配慮した住宅の増改築（バリアフリー化工事など）をしようとする方

■内　容　公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター登録の増改築相談員（千葉市増改築相談員協議会会員）が相談に応じます。

相談日	第２金曜日　１０：００～１５：００
開催場所	各区役所　玄関ホール等（中央区は「きぼーる１階アトリウム」）

■窓　口

千葉市増改築相談員協議会	電話　043-285-3003

住宅確保要配慮者円滑入居支援（家賃債務保証料等助成）

民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住宅確保要配慮者（障害者、60 歳以上の高齢者など法律等で定められた方）のうち、一定の所得要件（＊1）を満たす方に対して、家賃債務保証料等を助成します。

- 以下の住宅へ入居する場合に、家賃債務保証会社等と保証契約を締結することで発生する保証料等について、初回分に限り６万円を上限額として助成します。（＊2）

＜千葉市民間賃貸入居支援住宅＞
→　すまいのコンシェルジュ（千葉市住宅関連情報コーナー）から情報提供を受けた住宅。

＜住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅＞
→　千葉市に所在する国のセーフティネット住宅システムに登録された住宅。

＊1　補助対象者ごとに要件が異なりますので、詳細は以下のお問い合わせ先にご確認下さい。
＊2　その他公的制度による同種の補助を受けている場合は対象外となります。

《お問い合わせ先》	
【千葉市民間賃貸入居支援住宅へ入居する場合】 すまいのコンシェルジュ （千葉市住宅関連情報提供コーナー）	043-301-6278
【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅へ入居する場合】 住宅政策課　住宅企画第二班	043-245-5853

グループホーム等家賃助成

■対象者　グループホーム等（グループホーム、知的障害者生活ホーム）に入居している障害者（生活保護の適用を受けている方を除く）

■内　容　グループホーム等の家賃を、月額 20,000 円を上限として助成します（償還払い）。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

公営住宅

■対象者

- 市営住宅、県営住宅ともに、車いす利用者専用住宅があります。
  （床に段差がなく、浴室・トイレを広めに設計した住宅です。）
- 市営住宅及び県営住宅では、下記障害に該当し一定の基準を満たす方がいる世帯は、当選確率が高くなる制度があります（所得制限があります）。
- 市営住宅及び県営住宅では、下記の障害者がいる世帯については入居収入基準が緩和されています（所得制限があります）。

障害区分	市営住宅	県営住宅
身体障害者	身体障害者手帳１～４級の方	
知的障害者	療育手帳所持者	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳所持者	

■窓　口

名　称	種　別	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
千葉市住宅供給公社 （令和６年７月16日移転）	市営住宅	〒 260-0013 中央区中央３丁目３－１ フジモト第一生命ビルディング２階	043-301-6271	043-301-6318
千葉県住宅供給公社	県営住宅	〒 260-0016 中央区栄町１－１６	043-222-9200	043-222-6750

千葉市居住支援協議会相談窓口（すまいサポートちば）

市の住宅部局・福祉部局、外郭団体、不動産関係団体で構成する千葉市居住支援協議会にて、住宅確保要配慮者（障害者、60 歳以上の高齢者など法律等で定められた方）の入居を支援するため、専用の相談窓口（すまいサポートちば）を設置しています。

■対象者

住宅確保要配慮者、家主・不動産事業者等

■内　容

【相談支援】

入居に関するお困りごとをお聞きして、課題整理などを行い、状況に応じて関連する福祉等の窓口を紹介します。

【情報提供】

民間法人が行う居住支援に関するサービスや、協力不動産店や物件情報を提供します。

【同行支援】

相談者の状況に応じて、物件内覧や契約手続きのため、同行支援を行います。

■開設日時

月曜日～金曜日　（祝日・年末年始を除く）9：00 ～ 12：00 ／ 13：00 ～ 17：00

《お問い合わせ先》	
すまいサポートちば （千葉市居住支援協議会相談窓口）	043-301-6273

ＵＲ賃貸住宅（旧公団住宅）の優遇制度等

■対象者　●身体障害者手帳１～４級の方、重度の知的障害等のある方を含む世帯

■内　容　●近居割・近居割ＷＩＤＥ
障害者や子育て中の親子などを含む世帯（優遇対象（被支援）世帯）とその親族（支援）世帯の双方が同一または隣接（２キロ圏内）するＵＲ賃貸住宅に近居することとなった場合、対象物件に新しくご入居いただく世帯の家賃が５年間５％割引かれる制度です。

■窓　口　上記優遇制度の詳細は下記の窓口にお問合わせください。

名　称	所　在　地	開所日・時間等	電　話
ＵＲ津田沼営業センター	船橋市前原西２－１４－５ 榊原第二ビル４階 ＪＲ総武線「津田沼」駅北口　徒歩２分 新京成線「新津田沼」駅　徒歩４分	開所時間：9:30 ～ 18:00 定休日：水曜日、年末年始	047-478-3711
ＵＲ稲毛海岸営業センター	千葉市美浜区高洲４－５－１０ ＪＲ京葉線「稲毛海岸」駅北口　徒歩３分	開所時間：9:30 ～ 18:00 定休日：水曜日、年末年始	043-270-5551

10 自動車

自動車燃料費等助成

※ 福祉タクシー利用券利用の方は対象となりません。

対象者	●身体障害者手帳１・２級 ●療育手帳Ⓐ（Ⓐの１・Ⓐの２）～Ａの２ ●精神障害者保健福祉手帳１級 ●特別児童扶養手当１級受給対象児童 ●障害児福祉手当または特別障害者手当受給者 ●福祉手当（経過措置）受給者 ●小児慢性特定疾病重症患者 ※助成対象自動車は、対象者１人につき１台（営業用自動車は除く）です。 ※既に他の対象者が本助成を受けている自動車は除きます。 ただし、同一世帯に複数の本助成の対象となる方がいる場合には、既に他の対象者が助成を受けている自動車についても対象とします。 ※福祉タクシー券を利用している方を除きます。
支給制限	●所得制限（本人、配偶者及び扶養義務者）あり
助成額	●下記の該当月に受給資格があった場合に、対象期間に対応する金額を支給月に振り込みます。 令和７年度の支給スケジュール（予定） 例：令和７年８月から令和８年２月まで受給資格があった場合 ・令和８年２月に 10,000 円（第１期、第２期分） ・令和８年８月に　5,000 円（第３期分） をそれぞれ登録している口座へ振り込みます。
申請時に必要なもの	●千葉市自動車燃料費等助成支給（更新）申請書（様式第１号） ●対象者の世帯の当該年度分の市町村民税に係る課税状況を証する書類 ●自動車検査証の写し（Ａ６サイズの電子車検証をお持ちの場合は、「自動車検査証記録事項の写し」が併せて必要です。） ●運転免許証の写し

対象期間	該当月	支給額	支給月
第１期	８月、９月、10 月	5,000 円	令和８年２月
第２期	11 月、12 月、１月	5,000 円	令和８年２月
第３期	２月、３月、４月	5,000 円	令和８年８月
第４期	５月、６月、７月	5,000 円	令和８年８月

毎年７月末に更新決定通知書及び現況届を利用者宛に送付いたします。その現況届を下記の窓口へ提出していただきます。（９月末締切）。

■窓　口

身体障害者 知的障害者	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ	８頁参照
精神障害者 小児慢性 特定疾病患者	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ	８頁参照

福祉タクシー利用券　※ 自動車燃料費助成利用の方は対象となりません。

対象者	●身体障害者手帳１・２級 ●療育手帳Ⓐ（Ⓐの１・Ⓐの２）～Ａの２ ●精神障害者保健福祉手帳１級 ●特別児童扶養手当１級受給対象児童 ●障害児福祉手当または特別障害者手当受給者 ●福祉手当（経過措置）受給者 ●小児慢性特定疾病重症患者 ※自動車燃料費等助成を受けている方を除きます。
支給制限	●所得制限（本人、配偶者及び扶養義務者）あり
割引方法	●一般タクシー（黄色券） 運賃が 2,600 円以内のときは半額（10 円未満切上）を割引する。 運賃が 2,600 円をこえるときは 1,300 円を割引する。 ●リフト付タクシー（水色券） 運賃が 11,000 円以内のときは半額（10 円未満切上）を割引する。 運賃が 11,000 円をこえるときは 5,500 円を割引する。 ※身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、確認のため、ご利用の際に手帳をご提示ください。 ※なお、身体障害者手帳または療育手帳の提示により料金が１割引になります（詳細は 78 頁参照）。
交付枚数	●年間３０枚（ただし、年度途中に新規申請を行った場合は、申請時期に応じて助成枚数が減少します。） ●人工透析を受けている方や、週２回以上通院されている方は、追加交付できます。
利用方法	●福祉タクシー利用券を運転手に渡して割引を受けてください。 ●千葉市福祉タクシー事業協力機関・・・利用券を交付する際に一覧表をお渡しします。
申請時に必要なもの	●千葉市福祉タクシー利用承認申請書（様式第７号） ●対象者の世帯の当該年度分の市町村民税に係る課税状況を証する書類

■窓　口

身体障害者 知的障害者	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ	８頁参照
精神障害者 小児慢性 特定疾病患者	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ	８頁参照

駐車禁止除外標章

■対象者　以下に該当する障害のある方ご本人（対象者は今後変更の可能性があります）

対象とする障害			等　　級
身体障害者手帳	視覚障害		１級から３級までの各級及び４級の１
	聴覚障害		２級及び３級
	平衡機能障害		３級
	上肢不自由		１級、２級の１及び２級の２
	下肢不自由		１級から４級までの各級
	体幹不自由		１級から３級までの各級
	運動機能障害（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による）	上肢機能	１級及び２級※
		移動機能	１級から２級までの各級
	内部機能障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸）		１級及び３級
	内部機能障害（免疫・肝臓）		１級から３級までの各級
療育手帳			重度（Ａ）
精神障害者保健福祉手帳			１級
小児慢性特定疾病児童手帳			色素性乾皮症の認定を受けている方

※ 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除きます

■窓　口　手続方法等、詳細については下記へお問い合わせください。

名　称	電　話	名　称	電　話
千葉中央警察署	043-244-0110	千葉南警察署	043-291-0110
千葉東警察署	043-233-0110	千葉北警察署	043-286-0110
千葉西警察署	043-277-0110	県警察本部交通規制課	043-201-0110

高齢運転者等専用駐車区間制度

■対象者
- 聴覚障害者又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている方
- ７０歳以上の方
- 妊娠中又は出産後８週間以内の方

■内　容　千葉市内１か所（西千葉駅北口ロータリー）に設置された高齢運転者等専用駐車区間において、以下の２つの条件を満たした場合にのみ駐車できる制度です。

（１）対象者自身が住居地を管轄する警察署に届け出た普通自動車（軽四を含む）を運転していること

（２）公安委員会から交付を受けた標章を同自動車の見やすい箇所に掲出していること

■窓　口　手続方法等、詳細については下記へお問い合わせください。

名　称	電　話	名　称	電　話
千葉中央警察署	043-244-0110	千葉南警察署	043-291-0110
千葉東警察署	043-233-0110	千葉北警察署	043-286-0110
千葉西警察署	043-277-0110	県警察本部交通規制課	043-201-0110

通所施設通所交通費助成

対　　象　　者	対象となる通所施設	助　成　額
●身体障害者手帳所持者 ●療育手帳所持者 ●発達障害者、又は、難病等の対象疾病に該当する方で、障害福祉サービスの支給決定を受けた者 ●心身障害者ワークホームの利用者として認められた者 ●障害児通所支援の支給決定を受けた者 ※事前に手続きが必要です。 ※「医療的ケア児（者）」及び「強度行動障害児（者）」の方は特例（タクシーによる通所が助成対象）になることがあります。	●障害者総合支援法に規定する、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う施設 ●地域活動支援センター ●児童発達支援センター ●心身障害者福祉作業所 ●ワークホーム ※詳細はお問い合わせください。	交通費の１／２ ※通所施設が交通費を助成している場合はそれを差し引いた額の 1/2
●精神障害者保健福祉手帳所持者	●障害者総合支援法に規定する、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う施設 ●地域活動支援センター ●保健福祉センターのデイケアクラブ ●精神障害者共同作業所 ●精神科デイケア等 ※詳細はお問い合わせください。	交通費の１／２ ※通所施設が交通費を助成している場合はそれを差し引いた額の 1/2

※「障害者総合支援法」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
※対象となる疾病：１１２～１１３頁の対象疾病一覧表をご確認ください。

■窓　口

身体障害者 知的障害者	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　　８頁参照
精神障害者	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　　８頁参照

身体障害者の運転適性検査

■対象者
- 身体に障害がある方で自動車の運転免許を取得しようとする方
- 運転免許取得後に障害を負った方

■内　容
- 適性検査、免許条件、自動車改造等についての教示
- 病気を患った方に対する運転免許の相談
- 検査は予約制で行っております。詳細は窓口へ電話等でお問い合わせください。

■窓　口

名　称	所　在　地	問合せ時間	電　話
千葉運転免許センター 安全運転相談係	〒 261-0025 美浜区浜田２－１	月～金曜日 （年末年始及び祝祭日を除く） ９：００～１６：００	043-274-2000 （※）

※音声案内が始まりますので、ダイヤルを 1 → 75 の順で押してください。

ちば障害者等用駐車区画利用証制度

■対象者　「障害者等用駐車区画」の利用を必要とする方で下表の区分及び交付基準のいずれかに該当する方

※運転免許証を有していることは要件ではありません。
※申請者は、要件に該当する個人です。代理人が受け取ることもできます。
※対象者は今後変更となる可能性があります。

■内　容　●「ちば障害者等用駐車区画利用証」を交付する制度です。
●利用証はルームミラー等にかけて掲示することができます。

区　分			交付基準	申請に必要な書類	有効期限
身体障害者	視覚障害		4級以上	身体障害者手帳	無期限（対象者としての基準に該当しなくなるまで）
	聴覚障害		3級以上		
	平衡機能障害		5級以上		
	肢体不自由	上肢	2級以上		
		下枝	6級以上		
		体幹	5級以上		
		脳原性運動機能障害 上肢機能	2級以上		
		脳原性運動機能障害 移動機能	6級以上		
	内部障害（免疫機能障害を含む）		4級以上		
知的障害者			療育手帳の障害程度の欄がAの2以上の者	療育手帳	
精神障害者			精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者			特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれかの書類 ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	
高齢者等			介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上である者	介護保険被保険者証	
妊産婦	単胎児		妊娠7箇月～出産予定日から1年の者	母子健康手帳	妊娠7箇月～出産予定日から1年（※1）
	多胎児		妊娠7箇月～出産予定日から3年の者		妊娠7箇月～出産予定日から3年（※2）
けが人等			医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	次に掲げる全ての書類 ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・身分証明書（保険証、運転免許証 等）	必要と認める期間（原則1年以内）

（※1）出産後は乳児と同乗の場合に限る。（※2）出産後は乳幼児と同乗の場合に限る。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照
各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

自動車運転免許取得助成

■対象者　身体障害者手帳所持者

■内　容
- 就労等の社会参加に伴い運転免許を新規に取得する場合に、免許取得に要した経費の３分の２が助成されます（限度額 10 万円）。
- 過去に運転免許を取得したことがある場合や、この助成を受けたことがある場合は、助成の対象外となります。
- 免許取得後１か月以内の申請が必要です。

■窓　口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

身体障害者用自動車改造費助成

■対象者　身体障害者で上肢・下肢・体幹機能障害１・２級の方

■内　容
- 就労等に伴い自ら所有し運転する自動車を改造する経費を、10万円を限度に助成します。
- 買換え等による２回目以降の改造については、４年以上使用しなければ助成の対象とはなりません。
- 所得の制限があります。
- 改造後１か月以内の申請が必要です。

■窓　口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

11 講習会

千葉市療育センターふれあいの家

- 創作的活動、スポーツ・レクリエーション等の講座を行っています。
- 受講料・参加費は無料（テキスト代及び材料費等一部実費をいただく事業もあります）。
- 開催時期等変更になる場合がありますので、詳細は「市政だより」をご覧ください。
- 下記の講座のほか、短期教室も随時開催しています。また各種相談・機能訓練も実施しています。
- 障害者やボランティアの方によるサークル活動も実施しています。
- 曜日・時間等が記載されているものについても休講日等がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

※の事業は、療育センター本館３階体育室（美浜区高浜４－８－３）での開催となります。

対象	事業名	内　容	開催時期			
			開催月等	曜日・時間等	回数	
視覚障害者	1から始めるサウンドテーブルテニス（アイマスク着用）	コーチの指導のもと公式ルールを初歩から学びます。全盲の方も弱視の方もみんなで楽しみます。	4～3月	第4金曜午後	計10回	※
	レクリエーション（旅行・体験会等）	文化、レジャー施設の体験を通し、参加者の親睦・交流を図ります。	年2回	詳細はお問い合わせください。		
聴覚障害者	聞こえにくくなった方の勉強会	耳が聞こえにくくなった方の、これからの生活に備える勉強会を行います。	5～7月	毎週火曜日午後及び5/14、6/11、6/18水曜午後	11回ｺｰｽ	
身体障害者	書道（半紙・色紙）	太筆・細筆を使い、さまざまな書き方をお手本にそって学んでいます。	4～3月	第2･4水曜午前	計18回	
	音楽療法教室	音楽の持つ力で心身や機能、生活の向上を目指します。気持ちのよいひと時を過ごして下さい。	5～3月	第2火曜午前	計10回	
	はじめてのボッチャ	障害状況に関わらず、楽しくゲームができます。	4～3月	第1木曜午前	計10回	※
	卓球（基本ルール習得）	コーチの指導のもとで基礎を学び、汗を流しています。	4～3月	第2･4水曜午後	計18回	※
	はじめてのパソコン	初めてパソコンにふれる方を中心に指導致します。	4～3月	第1･3水曜午後	計18回	
	絵手紙をはじめましょう	季節の草花や行事を絵手紙に描き留めます。基本を大切に指導します。	4～3月	第4水曜午後	計10回	
	アートDEふれあい教室	様々なジャンルのクラフトを体験して物作りの喜び、自分だけのオリジナルを楽しみます。	4～3月	第1･3火曜午前	計18回	
	ふれあいレク（リズム体操・ストレッチ）	家庭でも実践できるリハビリ体操やレクリエーションを行います。	4～3月	第2･4木曜午前	各18回	※
	ヨガビリー	リハビリを兼ねたヨガを身体の状態に合わせて無理なく行います。	5～3月	第2土曜午後	計10回	
	やさしい陶芸	粘土をこね、成形・絵付けまでゆっくり丁寧な指導のもと行います。	4～3月	第4火曜午前	計10回	
	写真撮影会	誰でも気軽に参加できる写真撮影会に出かけます。	春、秋	詳細はお問い合わせください。		
	レクリエーション（旅行・体験会等）	文化、レジャー施設の体験を通し、参加者の親睦・交流を図ります。	年2回			
家族・ボランティア	要約筆記講習会	聴覚障害のある方のために、リアルタイムに会話を書いて伝える技術です。	5～7月	毎週木曜日午後	10回ｺｰｽ	
	音訳講習会	視覚障害のある方へ「音声にて伝える」方法による情報保障の基礎を学びます。	9～12月	毎週火曜日午後	10回ｺｰｽ	
	手話講習会初級	聴覚障害のある方の現状や手話実技を初歩から学びます。	9～11月	毎週木曜日午後 毎週土曜日午前	各12回ｺｰｽ	
	手話講習会中級	初級修了程度の経験をお持ちの方を対象に手話実技の向上を目指します。	12～2月	毎週木曜日午後 毎週土曜日午前	各12回ｺｰｽ	
	点字講習会	視覚障害のある方の現状と点字の読み書きを初歩から指導いたします。	1～3月	毎週火曜日午後	10回ｺｰｽ	
	介護技術勉強会	家族や一般の方を対象に介護や福祉用具に関する知識を学び、車イス体験等を行います。	詳細はお問い合わせください。		年1回	
どなたでも	ふれあいフェスティバル	創作・パラスポーツ等の活動、手話・要約筆記・点字・音訳の体験、作品展示等。地域との交流を図りながら、楽しめるイベントです。	未定	詳細はお問い合わせください。		

所在地	電話	FAX
〒261-0003　美浜区高浜３－３－１	043-216-5130	043-277-0291

千葉市障害者福祉センター

- 創作的活動、スポーツ・レクリエーション等の講座を行っています。
- 受講料・参加費は無料（テキスト代及び材料費等一部実費が必要な講座もあります）。
- 受講者の募集は、「市政だより２月号」でお知らせします。
- 下記以外の講座を開講することもあります。また、各種相談や機能訓練も実施しています。
  ※曜日・時間等が記載されているものについても休講日等がありますので、詳細についてはお問い合わせください。
  ※災害等の状況により、予定・内容に変更が生じることがあります。

対象	事業名	内　容	開催時期		
			開催月等	曜日・時間等	回数
身体障害者	書道	書の基本と古典を重点に学びます。	4～3月	第1･3木曜午前	計18回
	水墨画	基本の筆使いを学びながら、個性を生かした作品を描きます。	4～3月	第2･4土曜午前	
	鉛筆・色鉛筆デッサン	鉛筆や色鉛筆を使って、デッサンの基本を学びます。	4～2月	第2･4土曜午前	
	手編み	手編みの基礎的な知識と技術をマスターして作品を編みます。	4～3月	第2･4土曜午後	
	はじめての細方眼編み	細方眼編みを基礎から学び、とじはぎなしでウェアを作ります。	4～3月	第1･3火曜午前	
	スマートフォン入門A	スマートフォンの基本操作を身につけ、活用技術を習得します。	4～3月	第1･3火曜午後	
	スマートフォン入門B		4～3月	第1･3水曜午後	
	スマートフォン入門C		4～2月	第2･4木曜午後	
	ハンドベル	コミュニケーションを図りながら、全員で合奏することの一体感や達成感を味わいます。	4～1月	第2･4水曜午前	
	大人のリトミック～歌・動・奏～	身体を使って音楽の楽しさを感じ、心身の健康の維持を図ります。	4～3月	第1･3水曜午前	
	硬式テニス入門	各ショットの基本動作を体験し、テニスを通じて健康管理と参加者同士のコミュニケーションを図ります。	4～3月	第1･3木曜午後	
	卓球（ラージボール）入門	身体を動かし、健康維持を目標にラージボールを楽しみます。	4～3月	第2･4火曜午後	
	インナーバランス体操	身体の深い筋肉群を鍛えながら、美しい姿勢、バランスの良い身体を目指します。	4～1月	第2･4水曜午後	
	ボッチャを楽しもう	ボッチャの技術を楽しみながら学習していきます。	4～2月	第2･4木曜午前	
	アーチェリー入門	基本動作を身につけ、試合形式の技術を習得します。	4～2月	第1･3土曜午前	
	リラックスストレッチ	怪我をしづらい健康的な身体作りを目指します。	4～3月	第1･3金曜午前	
	ダンスエクササイズ	ジャズダンスの基本の動きを習得します。	4～3月	第2･4火曜午前	
	ハワイアンリズムを楽しもう	ハワイの音楽のリズムを楽しみながら、身体を動かします。	4～3月	第1日曜午前	計10回

所在地	電話	FAX
〒260-0844　中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ1階	043-209-8779	043-209-8782

就職のための相談・援助

千葉障害者就業支援キャリアセンター

■対象者　就職を希望する（または現在就労している）障害者
障害者の雇用を検討している（または雇用している）事業主

■支援内容　障害者の就労支援、企業への障害者雇用支援を行います。

◆障害者への支援

業　務	内　容
相談業務	就労に関する相談を受けます。
センター内訓練	職業生活習慣を身に付けることを目的として準備訓練を行います。
職場実習	企業において職場実習を行います。
就職活動支援	応募書類作成、面接同行などにより、就職活動を支援します。
職場定着支援	障害者就業・生活支援センターとの連携により、職場訪問・余暇支援などを行います。

◆事業主への支援

業　務	内　容
相談業務	障害者の雇用相談、雇用継続に関する相談を受けます。
サポーター養成	精神障害者等サポーター養成研修を実施します。
広域企業支援員によるサポート	千葉県内の支援機関（企業支援員等）との連携により、広域における雇用をサポートします。

◆その他

業　務	内　容
地域連携	障害者就業・生活支援センターとの連携により、千葉市内の施設・関係機関のネットワークを構築・維持します。

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒261-0002　美浜区新港４３	043-204-2385	043-246-7911

障害者職場実習事業

■対象者　就職を希望する障害者、障害者の雇用を考えている事業主

■内　容　一般就労を希望している障害者の方を対象に、企業等で一定期間の職場実習を行います。

■職場実習の流れ

事前連絡	●電話またはメールでご連絡いただき、担当者より実習実施にあたり必要な情報をお聞きします。 ●千葉障害者就業支援キャリアセンターへの来所相談の日程調整をします。
相談・申込	●就労に関するこれまでの経緯や、現在の求職状況、希望職種や職務内容等についてお聞きします。 ●申込書を記入して提出いただきます。（状況によっては、実習まで時間がかかる場合や実習のご提案が出来ない場合もありますので、ご了承ください。）
マッチング	●障害のある方と企業の双方の希望により、職場実習開始の手続きを行います。
実　習	●障害のある方と企業の双方の意向を基に、実習の実施計画を作成し計画的に実習を進めます。
継続支援	●実習終了後も継続的に千葉障害者就業支援キャリアセンターがサポートします。

■窓　口

障害者自立支援課	電話　043-245-5175	FAX　043-245-5549

千葉障害者職業センター

■対象者　就職を希望している（または現在就労している）障害のある方、うつ病等のため休職中で職場復帰を希望している方

障害者の雇用等について検討している（または現在雇用している）事業主

■内　容　障害のある方に対しては、就職に向けた相談、職業評価、職業準備支援、職場適応に向けたジョブコーチ支援、職場復帰に向けたリワーク支援等を行っています。
また、事業主に対しては、障害者の雇い入れや雇用管理のための相談・支援を行っています。

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 261-0001　美浜区幸町１－１－３ ハローワーク千葉４階	043-204-2080	043-204-2083

障害者雇用促進就職面接会

■対象者　就職を希望する障害者
障害者の雇用を計画している事業所

■内　容　障害者の就労を支援するため、障害者の雇用を計画している事業所と、就職を希望している身体・知的・精神障害者をそれぞれ募集し、両者を一堂に集め、就職面接会を千葉市、公共職業安定所、千葉県等の共催で開催します。

■窓　口

雇用推進課	電話　043-245-5278	FAX　043-245-5558
千葉公共職業安定所（ハローワーク千葉）	電話　043-242-1181 部門コード：32 #	FAX　043-245-7023
千葉南公共職業安定所（ハローワーク千葉南）	電話　043-300-8609 部門コード：31 #	FAX　043-300-8619

求職登録

■対象者　就職を希望する方

■内　容　居住地を管轄する公共職業安定所に求職の登録をしてください。

■窓　口

名　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
千葉公共職業安定所（ﾊﾛｰﾜｰｸ千葉） 専門援助部門	〒 261-0001 美浜区幸町１－１－３　３階	043-242-1181 部門コード：43 #	043-242-1163
千葉南公共職業安定所（ﾊﾛｰﾜｰｸ千葉南） 専門援助部門	〒 260-0842 中央区南町２－１６－３ 海気館蘇我駅前ビル３階・４階	043-300-8609 部門コード：43 #	043-300-8619

職業訓練

職場適応訓練

■内　容

- 実際の職場で作業訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせることを目的とします。訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施します。
- 訓練期間は６か月（中小企業での訓練及び重度の障害者に係る訓練は１年）以内
  なお、短期の職場適応訓練は２週間（重度の障害者に係る訓練４週間）以内
- 職場適応訓練生には、雇用保険の失業給付が支給されます。

■窓　口

名　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
千葉公共職業安定所（ﾊﾛｰﾜｰｸ千葉）専門援助部門	〒 261-0001 美浜区幸町１－１－３　３階	043-242-1181 部門コード：43 ＃	043-242-1163
千葉南公共職業安定所（ﾊﾛｰﾜｰｸ千葉南）専門援助部門	〒 260-0842 中央区南町２－１６－３ 海気館蘇我駅前ビル３階・４階	043-300-8609 部門コード：43 ＃	043-300-8619

千葉県立障害者テクノスクール

■対象者

- 校が指定する条件の全てを満たしている方。

■内　容

- 障害のある方に、各人の能力に応じた職業訓練を行う職業能力開発校です。
- 授業料は無料です。また、訓練に必要な工具道具類、教材類は無償で貸与されます。（ただし教科書等は自己負担です）。
- 訓練コース　DTP・Web デザイン、福祉住環境・CAD、PCビジネス、職域開拓、基礎実務、短期実務
- 訓練期間　６か月又は１年

■窓　口

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 266-0014　緑区大金沢町４７０	043-291-7744	043-291-7745

国立職業リハビリテーションセンター

■対象者　センターが指定する条件の全てを満たしている方。

■内　容　障害状況等に応じた職業訓練、職業指導を実施しています。

■窓　口

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 359-0042　埼玉県所沢市並木４－２	04-2995-1711	04-2995-1052

職親委託

■対象者　知的障害者

■内　容　職親として登録した事業経営者が知的障害者を預かり、生活指導・技能取得訓練を行います。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

生活福祉資金の貸付

経済的自立を助けるため、資金の貸し付けを行っています。

福祉資金（福祉費）の種類	貸付上限額の目安	据置期間	償還期間
生業を営むために必要な経費	4,600,000 円	6 月以内	20 年以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6 月程度 1,300,000 円 1 年程度 2,200,000 円 2 年程度 4,000,000 円 3 年程度 5,800,000 円	6 月以内	8 年以内
●冠婚葬祭に必要な経費 ●住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ●就職、技能習得等の支度に必要な経費 ●その他日常生活上一時的に必要な経費	各 500,000 円	6 月以内	3 年以内
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000 円	6 月以内	7 年以内
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	1,500,000 円	6 月以内	7 年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000 円	6 月以内	8 年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000 円	6 月以内	8 年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1 年を超えないときは　1,700,000 円 1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは　2,300,000 円	6 月以内	5 年以内

※貸し付けに当たっては条件があります。

■窓　口　千葉市社会福祉協議会　各区事務所

区	電　話	FAX	区	電　話	FAX
中央区	043-221-2177	043-221-6077	若葉区	043-233-8181	043-233-8171
花見川区	043-275-6438	043-299-1274	緑区	043-292-8185	043-293-8284
稲毛区	043-284-6160	043-290-8318	美浜区	043-278-3252	043-278-5775

13 税　金

所得税・住民税

■対象者　本人・同一生計配偶者が障害者、扶養親族に障害者がいる方

■内　容

区　分	所得税	住民税
特別障害者控除	所得金額から 40 万円が控除	所得金額から 30 万円が控除
	身体障害者手帳　1・2級 療育手帳　Ⓐ～Aの2 精神障害者保健福祉手帳　1級	
障害者控除	所得金額から 27 万円が控除	所得金額から 26 万円が控除
	身体障害者手帳　3～6級 療育手帳　Bの1・2 精神障害者保健福祉手帳　2・3級	

※同一生計配偶者または扶養親族が同居特別障害者の場合は、所得税は 75 万円、住民税は 53 万円控除されます。詳しくは税務署または市税事務所にお問い合わせください。

※ 65 歳以上の方で、6か月以上ねたきりの状態が続いている方、認知症などで日常生活に支障のある方は、「障害者控除対象者認定書」により、障害者控除の申告が可能です。
詳しくは、お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課（8頁）へお問い合わせください。

■窓　口

	名　称	所在地	電話
所得税	千葉東税務署	〒 260-8577　中央区祐光1－1－1	043-225-6811
	千葉西税務署	〒 262-8502　花見川区武石町1－520	043-274-2111
	千葉南税務署	〒 260-8688　中央区蘇我5－9－1	043-261-5571

※ 税に関する詳しい内容は、国税庁ホームページにも掲載されています。
国税庁ホームページアドレス　https://www.nta.go.jp/

	名　称	所在地	電話	FAX
住民税	東部市税事務所市民税課 （中央区・若葉区・緑区）	〒 264-8582 若葉区桜木北 2-1-1 若葉区役所内	043-233-8140	043-233-8354
	西部市税事務所市民税課 （花見川区・稲毛区・美浜区）	〒 261-8582 美浜区真砂 5-15-1 美浜区役所内	043-270-3140	043-270-3227

※市税事務所が設置されていない区役所（中央・花見川・稲毛・緑区役所）には、税務証明や申告・相談の窓口として「市税出張所」をそれぞれ設置しています。

個人事業税

■対象者　両眼の視力（屈折異常のある人については矯正視力）が 0.06 以下の方

■内　容　あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復などの医業に類する事業を営んでいる場合、個人事業税はかかりません。

■窓　口　事業所を管轄する県税事務所

名　　称	管轄区域	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
千葉県 中央県税事務所	千葉東税務署 千葉南税務署 管内にある事業所	〒 260-8654 中央区都町２－１－１２	043-231-0161	043-231-4577
千葉県 千葉西県税事務所	千葉西税務署 管内にある事業所	〒 261-8508 美浜区真砂４－１－４	043-279-7111	043-279-9271

相 続 税

■対象者　日本国内に住所があり、相続または遺贈により財産を取得した方で、被相続人の法定相続人であり、かつ 85 歳未満の障害者

■内　容　障害程度・年齢に応じて下記の控除が受けられます。

- 障害者控除　　：85 歳に達するまでの年数 × 10 万円
- 特別障害者控除：85 歳に達するまでの年数 × 20 万円

■窓　口

名　　称	電　話
千葉東税務署	043-225-6811
千葉西税務署	043-274-2111
千葉南税務署	043-261-5571

贈 与 税

■対象者　国内に居住する特別障害者及び精神に障害のある方

■内　容　特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権を贈与により取得した場合で、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社などの営業所を経由して、所管税務署に提出することにより、信託財産の価格が６千万円（特別障害者以外の方は３千万円）までは、贈与税がかかりません。

■窓　口

名　　称	電　話
千葉東税務署	043-225-6811
千葉西税務署	043-274-2111
千葉南税務署	043-261-5571

自動車税・軽自動車税（環境性能割）（種別割）の減免

■対象者

●身体障害者手帳をお持ちの方で以下に該当する方

障害の区分	障害の級別	
視覚障害	１級～３級、４級の１※	
聴覚障害	２級・３級	
平衡機能障害	３級	
音声機能障害・言語機能障害	３級（喉頭摘出に係るものに限る）	
上肢不自由	１級・２級	
下肢不自由	１級～６級	
体幹不自由	１級～３級・５級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級・２級
	移動機能	１級～６級

障害の区分	障害の級別
心臓機能障害	１級・３級・４級
じん臓機能障害	１級・３級・４級
呼吸器機能障害	１級・３級・４級
ぼうこう機能障害	１級・３級・４級
直腸機能障害	１級・３級・４級
小腸機能障害	１級・３級・４級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	１級～３級
肝臓機能障害	１級～４級

※ 視覚障害の４級の１：視力障害
４級の２：視野狭さく

●療育手帳をお持ちの方で以下に該当する方
（１）Ⓐ（Ⓐの１・Ⓐの２）・Ａの１（軽自動車税（種別割）はＡの２を含む）
（２）Ａの２で「音声・言語又は上肢機能障害があり身体障害者手帳３級」の方

●精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの方（軽自動車税（種別割）は精神通院医療に係る医療受給者証もお持ちの方）

■内　容　●身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする親族が所有する自動車で、身体障害者等本人が運転するか、身体障害者等と生計を一にする親族が専ら当該身体障害者等のため（通学・通院等）に運転する場合、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有し、当該身体障害者等を常時介護している方（軽自動車税（種別割）については常時介護している親族）が専ら当該身体障害者等のため（通学・通院等）に運転する場合、１台に限り減免となります。（軽自動車税（種別割）は、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する親族が所有し、当該常時介護する親族が専ら当該身体障害者等のため（通学・通院等）に運転する場合も減免となります。）

■申請時期
●自動車税・軽自動車税（環境性能割）：自動車登録年月日より１か月以内
●自動車税（種別割）：下記の期限のうちいずれか遅い日まで
・納税通知書の納期限（５月３１日※）
・自動車登録年月日又は新規障害者手帳交付日から１か月以内
●軽自動車税（種別割）：納期限（５月３１日※）まで
※５月３１日が土曜日または日曜日の場合は、翌月曜日が納期限となります。

■窓　口　必要書類等、内容及び手続きの詳細については下記へお問い合わせください。

税の種類	名称	所在地	電話	ＦＡＸ
自動車税・軽自動車税（環境性能割）自動車税（種別割）	千葉県自動車税事務所	〒260-8523 中央区問屋町１－１１	043-243-2721	043-243-2555
	千葉県中央県税事務所	〒260-8654 中央区都町２－１－１２	043-231-0161	043-231-4577
	千葉県千葉西県税事務所	〒261-8508 美浜区真砂４－１－４	043-279-7111	043-279-9271
軽自動車税（種別割）	東部市税事務所市民税課（中央区、若葉区、緑区）	〒264-8582 若葉区桜木北２－１－１ 若葉区役所内	043-233-8137	043-233-8354
	西部市税事務所市民税課（花見川区、稲毛区、美浜区）	〒261-8582 美浜区真砂５－１５－１ 美浜区役所内	043-270-3137	043-270-3227

14 教　育

千葉市養護教育センター

特別な支援を要する子どもの教育相談や教職員の研修、指導方法等の研究、教育情報の提供などを行っています。

所　　在　　地	相談専用電話	ＦＡＸ
〒 261-0003　美浜区高浜３－２－３	043-277-1199 （月～金曜日９：００～１７：００）	043-277-1852

特別支援学校・特別支援学級

特別支援学校・特別支援学級は、心身に障害があり、教育上特別な配慮や支援を必要とする児童生徒のための学校（学級）です。
学校での教育・支援のほか、重度の心身障害や入院中のため通学困難な児童生徒に対し、家庭や病院に教員が訪問して教育を行っています。

◆関係特別支援学校一覧

学　校　名	電　話	学　校　名	電　話
県立仁戸名特別支援学校（病）	043-264-5400	県立袖ケ浦特別支援学校（肢・病）	043-291-6922
県立千葉特別支援学校（知）	043-257-3909	千葉大学教育学部附属特別支援学校(知)	043-258-1111
県立桜が丘特別支援学校（肢）	043-231-1449	千葉市立養護学校（知）	043-265-9293
県立千葉聾学校（聴）	043-291-1371	千葉市立第二養護学校（知）	043-256-1950
県立千葉盲学校（視）	043-422-0231	千葉市立高等特別支援学校（知）	043-388-0133

※ 病：病弱、知：知的障害、肢：肢体不自由、聴：聴覚障害、視：視覚障害

◆市内特別支援学級設置校
- ●小学校　１０７校中　１０５校
- ●中学校　　５３校中　　４８校　　詳しくは、教育委員会ホームページをご覧ください。

■窓　口	千葉市教育委員会教育支援課	電話　043-245-5938	FAX　043-245-5982

通級指導教室

通級指導教室は、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、障害による困難の改善・克服を目的とした指導を受けるための教室です。通級指導教室には、ことばの教室、きこえの教室、LD 等通級指導教室があります。詳細は、教育委員会ホームページをご覧ください。

◆発音、吃音、言語発達、きこえが気になる児童の相談・指導
- ●ことばの教室・きこえの教室設置校

ことばの教室　小学校　１４校　　きこえの教室　小学校　　４校
※きこえにくさのある中学生を対象とした相談・指導は、千葉県立千葉聾学校で行っています。

■窓　口	千葉市教育委員会教育支援課	電話　043-245-5938	FAX　043-245-5982

◆ LD、ADHD、自閉症スペクトラム等がある児童生徒の指導
- ● LD 等通級指導教室設置校

小学校　７校　　中学校　６校

■窓　口	千葉市養護教育センター	電話　043-277-1199	FAX　043-277-1852

郵便等による不在者投票

■対象者　下表の○印に該当する身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳の障害名	障害の程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	×
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○		○
免疫、肝臓の障害	○	○	○

※身体障害者手帳所持の有無にかかわらず、介護保険被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が要介護５と記載されている方も対象となります。

■内　容　選挙の際、自宅等で郵便等による不在者投票をすることができます。

■手　続　⑴郵便等投票証明書の交付申請
あらかじめ、お住まいの区（名簿登録地）の選挙管理委員会にて、「郵便等投票証明書」の交付を申請してください。なお、申請書は、各区選挙管理委員会にあります。
千葉市選挙管理委員会事務局ホームページからダウンロードすることもできます。
ホームページアドレス　https://www.city.chiba.jp/senkyokanri/

⑵投票用紙等の請求
選挙の際には、区選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている方あてに、投票用紙等の請求書が送られますので、必要事項を記入し「郵便等投票証明書」を付して投票用紙等を請求してください。

⑶投票手続
本人あてに郵送された投票用紙に候補者名等を記載し、区選挙管理委員会に郵送してください。

代理記載制度

■対象者　郵便等による不在者投票ができる方で、上肢又は視覚の障害の程度が１級の身体障害者手帳所持者

■内　容　区選挙管理委員会にあらかじめ届け出た代理記載人に、投票に関する記載をさせることができます。

■手　続　郵便等投票証明書の交付申請に加えて、代理記載人の申請・届出等の手続が必要となります。
なお、申請書は、各区選挙管理委員会にあります。
千葉市選挙管理委員会事務局ホームページからダウンロードすることもできます。
ホームページアドレス　https://www.city.chiba.jp/senkyokanri/

■窓　口　各区選挙管理委員会（区役所総務課・地域づくり支援課内）

区	電　話	ＦＡＸ	区	電　話	ＦＡＸ
中央区	043-221-2104	043-221-2159	若葉区	043-233-8121	043-233-8162
花見川区	043-275-6191	043-275-6719	緑区	043-292-8104	043-292-8158
稲毛区	043-284-6104	043-284-6149	美浜区	043-270-3121	043-270-3191

投票所での投票

投票所では、障害のある有権者が安心して投票できるよう、様々な用意をしています。

- 投票所入り口に段差解消スロープを設置しています。
- 受付には、指をさして用件を伝えることができるコミュニケーションボード（点字兼用）や投票用紙の記入欄の位置がわかる投票用紙記名補助具のほか、老眼鏡や拡大鏡も用意しています。また、筆談もできますのでお気軽にお声かけください。
- 車いすが必要な方は、投票所の係員にお声かけください。
- 車いすに乗ったまま投票用紙に記載できる背の低い記載台もあります。
- 投票の秘密や秩序の維持が守られる場合には、介助者と一緒に投票所内へ入場することができます。

投票支援シートを用意しています。

- 投票する際に必要な支援を記入できる投票支援シートを用意しています。投票所の係員に申し出ることが困難な方はご利用ください。
- 投票支援シートはホームページからダウンロードできるほか、各投票所にも備えています。

代理投票

■対象者　ご自分で投票用紙に記載することができない方

■内　容　投票所の係員が投票用紙への記載を代筆します。希望される方は、投票所の係員にお申し出ください。介助者や家族の方が代筆することはできません。

◆窓　口　各区選挙管理委員会（区役所総務課・地域づくり支援課内）

点字投票

■対象者　点字投票を希望される方

■内　容　投票所に小型点字器と点字の候補者氏名一覧を用意してあります。
希望される方は、投票所の係員にお申し出ください。

◆窓　口　各区選挙管理委員会（区役所総務課・地域づくり支援課内）

区	電　話	ＦＡＸ	区	電　話	ＦＡＸ
中　央　区	043-221-2104	043-221-2159	若　葉　区	043-233-8121	043-233-8162
花見川区	043-275-6191	043-275-6719	緑　　区	043-292-8104	043-292-8158
稲　毛　区	043-284-6104	043-284-6149	美　浜　区	043-270-3121	043-270-3191

選挙の候補者情報（選挙のお知らせ）

■対象者　視覚障害のある方で希望者

■内　容　市長選挙および市議会議員選挙では、候補者の政見を掲載した選挙公報の点字版・音声版を「選挙のお知らせ」として配布しています。
※市長、市議会議員選挙の選挙公報の音声版は、千葉市選挙管理委員会事務局ホームページにも掲載されます。　https://www.city.chiba.jp/senkyokanri/

■窓　口

視覚障害者総合支援センターちば	電話　043-424-2501

16 公共料金

ＪＲ旅客運賃の割引

■対象者　身体障害者手帳・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

■内　容　駅の窓口で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示することにより運賃が割引されます。
（身体障害者手帳の種別は 108 ～ 109 頁を参照。療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の種別は 110 頁を参照。）

種別	対象者（距離制限）	本人の年齢	適用乗車券	割引率
第1種	本人のみ（片道１００km を超える区間）	制限なし	普通乗車券	５割
	本人＋介護者１名（距離の制限なし）	１２歳未満	普通乗車券・普通急行券 回数乗車券	各５割
			定期乗車券	介護者のみ５割
		１２歳以上	普通乗車券・普通急行券 回数乗車券・定期乗車券	各５割
第2種	本人のみ（片道１００km を超える区間）	制限なし	普通乗車券	５割
	本人＋介護者１名（距離の制限なし）	１２歳未満	定期乗車券	介護者のみ５割

※障害者割引を適用した運賃を自動精算で利用できる Suica や PASMO の販売が、令和 5 年 3 月 18 日から始まりました。
具体的なサービス内容や購入方法等はご利用先の交通事業者等にお問い合わせください。

■窓　口

ＪＲ東日本お問い合わせセンター	電　話　050-2016-1600	8:00 ～ 21:00

ジパング倶楽部特別会員

■対象者　満６０歳以上の男性、満５５歳以上の女性で、身体障害者手帳をお持ちの方

■内　容　ＪＲ線を「片道、往復、連続」で２０１㎞以上利用する場合、特急券・グリーン券・座席指定券が割引されます。（新幹線「のぞみ」「みずほ」など一部対象外あり）
※年会費 1,400 円がかかります。令和８年３月より、「片道」で 101㎞以上利用する場合に変更予定

■申　込

一般社団法人 千葉市身体障害者連合会	電　話　043-209-3281 ＦＡＸ　043-209-3282

私鉄旅客運賃の割引

会社によって介護者、取扱区間、割引率等の取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは直接、各鉄道会社にお問い合わせください。

■窓　口　私鉄各社

タクシー運賃の割引

■対象者　身体障害者手帳・療育手帳所持者

■内　容　身体障害者手帳･療育手帳を提示し、写真による本人確認ができた場合、１割引になります。

■窓　口

一般社団法人　千葉県タクシー協会	電　話　043-307-7002

バス運賃の割引

会社により、内容・取扱い・割引が異なります。

※障害者割引を適用した運賃を自動精算で利用できる Suica や PASMO の販売が、令和 5 年 3 月 18 日から始まりました。
具体的なサービス内容や購入方法等はご利用先の交通事業者等にお問い合わせください。

■窓　口　詳細は、各交通事業者へお問い合わせください。

千葉モノレール運賃の割引

■対象者　身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

■内　容

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示することにより運賃が割り引かれます（身体障害者・知的障害者の種別はＪＲと同様です）。
- 割引の対象となる乗車券は、普通乗車券、回数券（小児回数券は除く）、定期乗車券です。
- 普通乗車券の磁気券による割引率は下表のとおりです。割引対象の取扱いは磁気券利用とＩＣ乗車券利用で異なります。また、回数券、定期券の取扱いも異なります。
  詳しくは駅窓口にお問い合わせください。
- 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第１種または第２種の記載があるものをお持ちの方が対象となります。

種 別	等級	対象者（利用者）	割 引 率
身体障害・知的障害	第１種	本人	５割
		介護者（１名まで）	５割
身体障害・知的障害	第２種	本人	５割
		介護者（１名まで）	（本人が１２歳未満の場合のみ） ５割
精神障害者保健福祉手帳	１級	本人	５割
		介護者（１名まで）	５割
精神障害者保健福祉手帳	２・３級	本人	５割
		介護者（１名まで）	（本人が１２歳未満の場合のみ） ５割

※就学前の子（乳児・幼児）に係る割引との併用はできません。
※身体障害者手帳の種別は 108 ～ 109 頁、療育手帳の種別は 110 頁をご参照ください。

■窓　口

千葉都市モノレール（株）千葉駅	電話　043-221-7588

国内航空運賃の割引

航空会社によっては、国内航空運賃の割引があります。

※療育手帳所持による割引は、事前にお住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課で証明を受ける必要があります。

■内　容　〈主な割引例〉

障害者手帳の種別	対象者	割引率
身体障害者手帳	本人＋介護者（１名）又は本人のみ	割引率は、航空会社・路線・搭乗時期等により異なりますので、詳細は各航空会社にお問い合わせください
療育手帳		
精神障害者保健福祉手帳		

■窓　口　各航空会社及び航空券販売所

有料道路通行料金の割引

事前に手続きをすることで、通行料金の割引が適用されます。なお、ETC 利用の場合、オンラインによる申請手続き（※２）が可能です。

	障害者本人が運転する場合	介護者等が運転する場合
対象者	身体障害者手帳所持者	身体障害者手帳第１種所持者 （身体障害者手帳第１種の範囲は 108 ～ 109 頁を参照） 療育手帳第１種所持者 （療育手帳第１種の範囲は 110 頁を参照）
対象となる自動車 ※１	本人又は親族等が所有する自動車 ※障害者１人につき１台登録可能 ※事業用、法人所有の車は対象外 ※親族等の範囲：配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等	
割引率	５割　※ ＥＴＣ利用の場合、時間帯による割引との併用はできません	
申請時に必要なもの ※２	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②運転免許証 ③自動車検査証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項が併せて必要です。） ④ＥＴＣカード（原則障害者本人名義に限る） ⑤ＥＴＣ車載器の車載管理番号が確認できる書類（セットアップ証明書等） } ＥＴＣ利用申請時のみ必要	
利用方法	申請後、本割引の適用条件を満たしている場合、手帳にシールを貼付いたします。 ●障害者手帳で割引を受ける場合 料金所で障害者手帳（シール貼付ページ）を提示する ●ＥＴＣ利用の場合　事前に登録したＥＴＣカードと車載器にて通行する	

※１　事前登録された自家用車を利用できない場合も、障害者割引の対象となるよう要件が緩和されております。詳細は有料道路事業者にお問い合わせください。

※２　ETC 利用申請される場合はオンライン申請も可能になります。
詳細は有料道路事業者にお問い合わせください。
NEXCO 東日本お客様センター　電話 0570-024-024（通話料有料）、03-5308-2424（通話料有料）

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

市営駐輪場利用料の免除

■対象者　身体障害者・知的障害者・精神障害者

■内　容　駐輪場の定期利用、一時利用
（ただし、管理棟のある駐輪場のみ受付。回数券利用、電磁ラック･ゲート式の駐輪場は免除対象外。）
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（ミライロ ID も含む）を提示することにより、利用料が免除となります。

■窓　口　各区地域づくり支援課と各駐輪場管理棟

区	電　話	区	電　話
中央区	043-221-2106	若葉区	043-233-8123
花見川区	043-275-6213	緑区	043-292-8106
稲毛区	043-284-6106	美浜区	043-270-3123

市営駐車場利用料の免除

■対象者　身体障害者・知的障害者・精神障害者

■内　容　駐車場の時間制利用（月契約制は不可）について身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（ミライロ ID も含む）を提示することにより、利用料が免除となります。
※定期的な利用はできません。
※自動二輪車は軽減の対象外となります。
※係員が不在の夜間の時間帯は精算機に備え付けのインターフォンで手続きをお願いします。

駐車場名	所　在　地	電　話	利用時間
千葉市栄町立体駐車場	中央区栄町３－８	043-223-6573	0:00 ～ 24:00

ＮＨＫ放送受信料の免除

■内　容　下記の窓口で放送受信料半額（または全額）免除申請書に証明を受けて、ＮＨＫ支局等に提出してください。（申請書は各窓口にあります）

対　象　者	免除額
身体障害者手帳、療育手帳（または知的障害の判定書）、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方のいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	全額免除
以下のいずれかに該当する方が世帯主で、かつ、放送受信契約者である場合 ●視覚障害・聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方（等級は問わない） ●身体障害者手帳１・２級をお持ちの方 ●療育手帳Ⓐ・Ａの１・Ａの２（または重度の知的障害の判定書）をお持ちの方 ●精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの方	半額免除

■窓　口

身体障害者 知的障害者	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ	８頁参照
精神障害者	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ	８頁参照

※ 放送受信料金については、ＮＨＫふれあいセンターナビダイヤル（0570-077-077）へお問い合わせください。

１０４（ＮＴＴ番号案内）料金の免除

■対象者　●身体障害者：身体障害者手帳所持者で、次のいずれかに該当する方

［●視覚障害１～６級　●聴覚障害２・３・４・６級
●肢体不自由１・２級（上肢及び体幹・運動機能障害）　●音声・言語・そしゃく機能障害３・４級］

●知的障害者：療育手帳所持者
●精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者

■内　容　あらかじめ申請することにより、ＮＴＴ１０４の電話番号案内を無料で利用できます。

■窓　口

ＮＴＴふれあい案内	電話　0120-104174

※令和８年４月より利用方法が変更になります。

携帯電話料金の割引

■対象者　身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

■内　容　ＮＴＴドコモ・ソフトバンク・au では、通話料等の割引等が利用できる場合があります。
割引内容等は携帯電話会社によって異なりますので、詳しくは各社にお問い合わせください。

■窓　口　携帯電話各社

ニュー福祉定期貯金（利率の特例措置）

■対象者　障害基礎年金、遺族基礎年金などのゆうちょ銀行所定の年金等を受給している方
※対象となる主な年金・手当等
［●障害基礎年金、遺族基礎年金などの障害・遺族年金（国民・厚生・共済年金）
●特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当］

■内　容　預入期間１年の定期貯金で、一般の１年ものの定期貯金の金利に年 0.10%（税引後 0.079685%）を上乗せした金利を適用します。

■窓　口　貯金業務を取り扱う郵便局またはゆうちょ銀行各支店
※詳しくはゆうちょ銀行にお問い合わせください。

水道料金の一部免除

※ この制度は、千葉市水道対象地域の方のみ「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象制度です。（詳細は 41 頁）

■対象者　（１）千葉県水道 対象地域の場合
●特別児童扶養手当受給世帯
●市民税（所得割）が非課税である世帯（同居を含む）で、以下の①～③のいずれかに該当する世帯
［①身体障害者世帯：身体障害者手帳１級又は２級の方がいる世帯
②知的障害者世帯：療育手帳Ａの２以上の方がいる世帯
③精神障害者世帯：精神障害者保健福祉手帳１級の方がいる世帯］

（２）千葉市水道対象地域の免除については、窓口にお問い合わせください。

■窓　口

名　　称	電　話	FAX
千葉県企業局県水お客様センター	0570-001-245	043-272-3333
千葉市下水道経理課（若葉区の一部・緑区の一部）	043-245-5409	043-245-5562
四街道市上下水道部経営業務課（若葉区御成台）	043-421-3683	043-421-3221

※四街道水道対象地域については免除制度の情報はありません。
最新の制度有無については四街道市へお問い合わせください。

下水道使用料の（一部）減免

※この制度は、「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象制度です。（詳細は 41 頁）

■対象者　世帯の全員（同居を含む）の市県民税（均等割及び所得割）が非課税で、以下の①～③のいずれかに該当する世帯
①身体障害者世帯：身体障害者手帳１級又は２級の方がいる世帯
②知的障害者世帯：療育手帳Ａの２以上の方がいる世帯
③精神障害者世帯：精神障害者保健福祉手帳１級の方がいる世帯

■内　容　基本使用料の全額及び月１０㎥までの従量使用料と、これらにかかる消費税等相当額が減免となります。

■窓　口

下水道経理課	電話　043-245-5409	FAX　043-245-5562

農業集落排水処理施設使用料の一部免除

■対象者　世帯の全員（同居を含む）の市県民税（均等割及び所得割）が非課税で、以下の①～③のいずれかに該当する世帯
①身体障害者世帯：身体障害者手帳１級又は２級の方がいる世帯
②知的障害者世帯：療育手帳Ａの２以上の方がいる世帯
③精神障害者世帯：精神障害者保健福祉手帳１級の方がいる世帯

■内　容　基本使用料の半額が減免となります。

■窓　口

下水道経理課	電話　043-245-5410	FAX　043-245-5562

有料施設使用料の免除

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（ミライロ ID も含む）を入館時に提示することで、以下の施設の使用料等が全額免除されます。

施設名		免除対象
千葉ポートタワー（電話 043-241-0125）		入館料（付添１人含む）
千葉市動物公園（電話 043-252-1111）		入園料（付添１人含む） 駐車場使用料（普通車）
千葉市美術館（電話 043-221-2311）		入館料（付添１人含む）
BOTANICA MUSEUM（電話 043-277-8776）		入館料（付添１人含む）
千葉市科学館（電話 043-308-0511）		入館料・プラネタリウム一般投影（1 日 1 回）（付添 1 人含む） ※企画展示・プラネタリウム特別投影は 2 割引です
プール	●中央区：千葉公園（電話 043-253-7844） ●花見川区：こてはし温水プール（電話 043-216-0090） ●若葉区：みつわ台第２公園（電話 043-254-0105） 北谷津温水プール（電話 043-228-5000） ●緑区：有吉公園（電話 043-291-1800） 古市場公園（電話 043-265-3005） ●美浜区：幸町公園（電話 043-241-5305） 稲毛海浜公園（電話 043-247-2771 ※入場料のみ免除） 高洲スポーツセンター（電話 043-279-9235）	利用料金（付添１人含む）

※他の施設でも、使用料が免除又は減額される場合がありますので、
詳しくは各施設にお問い合わせください。

17 ボランティア

千葉市ボランティアセンター

ボランティア活動の振興を図るため、千葉市社会福祉協議会が設置・運営しています。
- ボランティアについての相談・受付・紹介
- ボランティア情報の収集・提供
- 各種ボランティア体験講座や研修会の開催

所　在　地	開館日時	電　話	ＦＡＸ
〒 260-8618 中央区千葉寺町１２０８－２ 千葉市ハーモニープラザＢ棟３階	火～土曜日　　８：３０～１７：３０ （祝日、月曜祝日の場合の翌火曜日、年末・年始を除く）	043-209-8850	043-312-2886

◆各区ボランティアセンター　※ 区ボランティアセンターでもボランティアの相談を行っています。

区	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
中　央　区	〒 260-8511　中央区中央４－５－１ 中央保健福祉センター Qiball（きぼーる）内	043-221-2177	043-221-6077
花見川区	〒 262-8510　花見川区瑞穂１－１ 花見川保健福祉センター３階	043-275-6438	043-299-1274
稲　毛　区	〒 263-8550　稲毛区穴川４－１２－４ 稲毛保健福祉センター３階	043-284-6160	043-290-8318
若　葉　区	〒 264-8550　若葉区貝塚２－１９－１ 若葉保健福祉センター３階	043-233-8181	043-233-8171
緑　　区	〒 266-8550　緑区鎌取町２２６－１ 緑保健福祉センター２階	043-292-8185	043-293-8284
美　浜　区	〒 261-8581　美浜区真砂５－１５－２ 美浜保健福祉センター２階	043-278-3252	043-278-5775
開館日時（各区共通）　月～金曜日　８：３０～１７：３０ 土曜日（施設貸出のみ）及び毎月第２日曜日　９：００～１７：００ ※祝日及び年末・年始は休館			

千葉市民活動支援センター

ボランティアやＮＰＯの活動など、市民公益活動を促進するための拠点施設として運営しています。
- 市民公益活動に関する情報提供・相談、会議室等の提供

所　在　地	開館日時	電　話	ＦＡＸ
〒 260-0013 中央区中央２－５－１ 千葉中央ツインビル２号館９階	９：００～２１：００ ※日・祝日は 18：00 まで ※年末年始（12 月 29 日～ 1 月 3 日）は休館	043-227-3081	043-227-3082

チーム千葉ボランティアネットワーク

ボランティア募集や各種イベントの情報発信、研修等を実施してボランティア活動を支援しています。
ホームページアドレス　https://chiba-volunteer.com

障害福祉サービス事業所・障害者支援施設（日中活動系）

利用の手続及びサービスの内容については、２２～２５頁をご参照ください。

■中央区

事業所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
青い空	〒 260-0852 青葉町 1255-2							20				043-265-4424	043-265-4424
LITALICO ワークス千葉	〒 260-0015 富士見 2-15-11 IMI 千葉富士見ビル２階					20			有			043-223-6408	043-223-6410
LITALICO ワークス千葉駅前	〒 260-0015 富士見 2-7-7 富士見ハイネスビル４階Ｃ号室					20						043-301-3411	043-301-3413
LITALICO ワークス千葉中央公園	〒 260-0015 富士見 1-15-8 RC 千葉ビル９階Ｅ室					20			有			043-202-2106	043-202-2107
オリーブ亥鼻福祉作業所	〒 260-0856 亥鼻 2-10-16	35										043-227-6089	043-227-0952
独立行政法人 国立病院機構 千葉医療センター千葉東病院	〒 260-8712 仁戸名町 673									120	空床	043-261-5171	043-268-2613
ハピネス浜野	〒 260-0824 浜野町 649-1	60									6	043-264-4109	043-268-2257
みらい工房	〒 260-0813 生実町 1821-1	30										043-488-4649	043-488-4139
らいおん工房	〒 260-0831 港町 1-2							20				043-224-2844	043-224-2844
ブレイブ	〒 260-0808 星久喜町 942-5 ハイツ佐野 1-103										空床	043-497-2373	043-497-2127
チャレンジドジャパン 千葉センター	〒 260-0015 富士見 2-7-5 ハイネスビル９階					20			有			043-306-7705	043-305-7706
ウェルビー千葉駅前センター	〒 260-0028 新町 18-10 千葉第一生命ビル２階					20			有			043-302-7220	043-302-7221
ウェルビー千葉駅前第２センター	〒 260-0045 弁天 1-1-5 中村ビル３階					20			有			043-307-3167	043-307-3168
みらい工房だいち	〒 260-0804 赤井町 25-1	20										043-312-0710	043-312-0720
カフェ・ハーモニー	〒 260-0045 弁天 3-1							20				070-4325-3650	
ミレリア	〒 260-0854 長洲 1-23-4 オーチュー千葉中央ビル 302						20					043-306-6633	043-306-6634
Cocorport 千葉 Office	〒 260-0015 富士見 2-3-1 塚本大千葉ビル６階					14			有			043-301-4410	043-301-4411
Cocorport College 千葉キャンパス	〒 260-0013 中央 3-18-3 加瀬ビル 158-302 号室		20									043-441-6498	043-441-6499
Cocorport 蘇我駅前 Office	〒 260-0842 南町 2-9-4 マルエイ第６ビル３階					20			有			043-312-5083	043-312-5084
あらた SOGABASE	〒 260-0842 南町 2-22-14 エースハイム 204						20					043-309-4116	043-309-4117
グローアップ千葉	〒 260-0823 塩田町 385-2						20					043-216-2851	043-216-2852
らいおんホームそが	〒 260-0822 蘇我 4-12-18										空床	043-312-7772	043-312-7772
はーとやのパン	〒 260-0032 登戸 1-22-32 浜田ビル	10						10				043-248-8109	043-306-9917
ワークセンター 明日へのかけはし	〒 260-0012 本町 1-6-6 ２階、３階					6		14	有			043-216-2333	043-216-2400
オネット	〒 260-0834 今井 2-1-8 JCOURT SOGA１階						20					043-312-3480	043-312-3481
こころふる浜野	〒 260-0824 浜野町 1297-1	20									6	043-265-5700	043-265-5702
らぼろ	〒 260-0045 弁天 2-20-40					10		10				043-284-8770	043-284-8777

短期入所の「空床」とは、入所施設等において、入所者に利用されていない空き居室を用いて短期入所サービスを実施するものです。

■中央区（続き）

事業所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
千葉ダルク	〒 260-0841 白旗 3-16-7		25									043-209-5564	043-209-5565
りべらる	〒 260-0802 川戸町 468-1										空床	043-497-2373	043-497-2127
ジョブシティパートナーズ	〒 260-0013 中央 2-3-16 千葉センタースクエアビル 701・704 号室					20			有			043-305-5508	043-305-4778
ジョブシティ Duo	〒 260-0021 新宿 1-8-11 ID ビル 5 階							20				043-307-1186	043-307-1199
就労継続支援 B 型事業所 TODAY 亀岡	〒 260-0857 亀岡町 1-23 飯高ビル 1 階							20				043-301-6774	043-301-6775
チャコアカデミー	〒 260-0013 中央 2-9-8 千葉広小路ビル 201号		6					14	有			043-239-7770	043-239-7761
スカイ 千葉	〒 260-0015 富士見 2-15-1 ワラビビル 5F-C						20					043-202-5225	043-202-5226
ディーキャリア千葉オフィス	〒 260-0027 新田町 4-22 サンライトビル６階					20			有			043-306-6213	043-306-6214
らいおん神明	〒 260-0022 神明町 6-2 小川ビル 1 階	20										043-308-6372	043-445-7701
Alba 千葉	〒 260-0831 港町 9-5 ハイム・アートレス１階							20				043-239-6752	043-239-6753
就労継続支援 B 型事業所 TODAY 都町	〒 260-0001 都町 8-2-34 アンリベールＩ-1 階							20				043-312-1895	043-312-1896
アークサポート	〒 260-0013 中央 2-3-16 千葉センタースクエアビル 709 号室						20					043-307-2551	043-307-2551
イルミナジョブ＆カレッジ 千葉中央校	〒 260-0021 新宿 2-1-20 結城野ビル２ 2B					10	10					043-306-8144	043-306-8145
WORK STATION りべるたす	〒 260-0854 長洲 2-13-6	23	6					10				043-497-2373	043-497-2127
pre-WORK STATION りべるたす	〒 260-0802 川戸町 411 番地 7	20										043-497-2373	043-497-2127
就労移行支援事業所 リンクス千葉	〒 260-0028 新町 17-12 初芝ビル３F					20			有			043-239-6401	043-239-6402
あははのきち	〒 260-0844 千葉寺町 1214-7	10						10				043-497-3311	043-497-3312
ショートステイ クローバーハウス	〒 260-0823 塩田町 212- 2 コーポグリーン A103										空床	043-208-2272	043-208-2272
e-Team 千葉みなと	〒 260-0025 問屋町 1-55 シーオービル 8 階							20				043-301-3132	043-301-3139
みらい工房おおぞら	〒 260-0804 赤井町 20-1	20										043-312-6610	043-312-6615
就労継続支援 A 型事業所 スマートリンク	〒 260-0842 南町 2-15-3 第三山一ビル 4-B						20					043-309-9317	043-309-9318
就労移行 IT スクール千葉	〒 260-0015 富士見 1-12-7 C1-20 ビル 5 階					20						043-441-8448	
ドットワーク千葉駅前Ⅰ （就労移行支援・自立訓練）	〒 260-0027 新田町 4-22 サンライトビル 402号		10			10			有			043-305-4050	043-305-4052
オープンドア千葉	〒 260-0032 長洲 1-17-15 アネックス長洲 101号室							20				043-355-5120	
ドットワーク本千葉 （就労継続支援Ｂ型）	〒 260-0022 神明町 19-2 斉藤ビル 1 階							20				043-215-7207	043-215-7208
短期入所 千葉大森町	〒 260-0811 大森町 252-1										1	043-290-9755	043-290-9757
キラリ	〒 260-0013 浜野町６８４－１						10	20				043-441-5240	043-441-5241
就労移行支援事業所 Re:cafe	〒 260-0013 中央 3-5-1　7 階					20			有			043-310-3085	043-310-3085
ぐるーぷほーむ　えん	〒 260-0813 生実町 1155-1										空床	0436-98-5310	0436-98-5181
freeva 川戸	〒 260-0802 川戸町 510-1										2	043-312-9263	043-312-9264
リバノス	〒 260-0842 南町 2-15-3 第三山一ビル 3 階							23				050-5536-8612	050-3101-1221
ジョブシティ CANOW	〒 260-0013 中央 3-15-6 山長ビル 2 階		20									043-205-4898	043-205-4897

短期入所の「空床」とは、入所施設等において、入所者に利用されていない空き居室を用いて短期入所サービスを実施するものです。

■中央区（続き）

事業所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
ゆたかカレッジ千葉キャンパス	〒 260-0028 新町 24-9 千葉ウエストビル 104 号室		14			6						043-306-7536	043-306-7537
Cocorport College 千葉駅前キャンパス	〒 260-0028 新町 17-16 新町芳野ビル 3 階		20									043-307-1458	043-307-1459
Many	〒 260-0032 登戸 3-4-6 ヴィラ登戸 1F						20					043-306-5479	043-306-5482
ドットワーク蘇我 （就労継続支援Ｂ型）	〒 260-0842 南町 2-19-7 ビル高菜 3 階							20				043-420-8577	043-420-8578
Workul	〒 260-0013 中央 3-9-13 ＹＳビル 7 階							20				043-307-4750	043-307-4760
マルクカレッジ千葉中央	〒 260-0013 中央 3-5-1 千葉中央トーセイビル 7F-A		20									043-307-6713	043-307-6714
ドットワーク西千葉 （就労継続支援Ｂ型）	〒 260-0033 春日 2-9-9 ソシアプラザ 1 階							20				043-441-5226	043-441-5228
サブカルビジネスセンター千葉	〒 260-0015 富士見二丁目 9-13 WTC 千葉富士見ビル 6F							20				043-307-6114	043-307-6115
ウーリー千葉中央	〒 260-0013 中央 3-3-1 フジモト第一生命ビル 9 階							20				043-371-7386	043-371-7386
就労移行支援事業所 manaby 千葉中央事業所	〒 260-0013 中央 3-3-1 フジモト第一生命ビル 6 階					14						043-304-6203	043-304-6204
Un peu	〒 260-0045 弁天 1-3-6 デイキャッチ千葉駅前ビル 2 階 201 号室							20				043-215-8160	043-215-8161
ディーキャリア IT エキスパート 千葉オフィス	〒 260-0013 中央 3-3-8 日進センタービル 2 階 B 室					20						043-306-4995	043-306-4996
ドットワーク千葉駅前 （就労継続支援Ｂ型）	〒 260-0015 富士見 2-19-7 千葉富士見 LK ビル 2 階							20				043-307-5159	043-307-5310
就労継続支援 A 型事業所 allies	〒 260-0013 中央 3-4-8 コーノスビル 5 階						20					043-239-7537	043-239-7538
NicoLife	〒 260-0807 松ケ丘町 264-1	20										043-371-9426	
桜木	〒 260-0003 鶴沢町 5-27							20				043-306-1315	043-306-1316
リワークセンター千葉	〒 260-0015 富士見 2-7-5 9 階		20						有			043-223-7171	043-223-7172
みらい工房南生実町ホーム	〒 260-0814 南生実町 909-2										空床	043-308-9671	043-308-9670
四つ葉工房	〒 260-0022 神明町 204-15						20					043-310-3909	
ビーハック日中支援型 障がい者グループホーム千葉	〒 260-0813 生実町 989-1										1	043-312-6640	043-312-6645
就労継続支援Ｂ型事業所 ＴＯＤＡＹ弁天	〒 260-0045 弁天 1-8-13							20				043-307-1036	043-307-1037
就労継続支援Ａ型事業所 allies 蘇我	〒 260-0842 南町 2-15-19 ＭＴＫビル 5 階Ｂ室						20					043-308-3661	
就労継続支援Ａ型事業所 スマートリンク千葉中央	〒 260-0027 中央 3-19-37 Ｙ・Ｓビル 3 階						20					043-239-9330	
グローウィル千葉	〒 260-0027 新田町 1 番 1 号 IMI 未来ビル 7 階						20					043-239-6240	043-239-6241
ディーエンカレッジ 千葉キャンパス	〒 260-0013 中央 3-3-8 日進センタービル 2 階		20									043-445-8260	043-445-8263
あいびー千葉	〒 260-0031 新千葉 2-1-8 トーヨーテクノビル 401							20				043-241-8788	043-241-8789
ジョブタス千葉末広事業所	〒 260-0843 末広 3-37-6 フィールドハウス壱番館 101							20				043-488-6735	043-488-6738
ラシクラボ千葉中央	〒 260-0021 新宿 2-5-16 ＬＫパークビル 7 Ｆ							20				043-445-8938	043-445-8939
サンライズ千葉	〒 260-0833 稲荷町 2-3-23							20				047-458-1230	
オアシスちば	〒 260-0852 青葉町 1249-9 1 階		20									043-309-4442	
就労継続支援Ｂ型 社会就労センタールミア千葉	〒 260-0806 宮崎 2-1-5 アートヒルズ蘇我 1 Ｆ							20				029-846-2458	
ジョブサ千葉校	〒 260-0027 新田町 10-15 誠寿ビル 402 ビル 402					10						043-215-7717	043-215-7727

短期入所の「空床」とは、入所施設等において、入所者に利用されていない空き居室を用いて短期入所サービスを実施するものです。

■中央区（続き）

事業所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
3D & MUSIC JAM 千葉	〒 260-0013 中央 1-10-10 シャンポール第2千葉中央1F							20				043-441-8528	043-441-8528
ドットステイ蘇我 （医療多機能型生活介護）	〒 260-0834 今井 2-17-4 Dot FRONT 蘇我 1 階	7										043-310-6121	043-310-6152
就労継続支援Ａ型事業所 アビリティプラス	〒 260-0842 南町 2-15-19 ＭＫＴビル８階 C号室						20					043-310-5655	043-310-5656
就労継続支援Ａ型事業所 a-one	〒 260-0842 南町 2-15-19 ＭＫＴビル８階 A号室						20					043-310-5656	
わくわくＷＯＲＫ	〒 260-0024 中央港 1-1-8					10						043-306-4088	043-306-4089
生活介護事業所 アプリケアワークス蘇我	〒 260-0843 末広五丁目 11 番地 5 アストレアフォーレ末広　1FA	20										043-309-7346	043-309-7356
Ｓａｉｎｔ－Ｍａｒｃ	〒 260-0851 矢作町 155-2 La・Iris 1 階										空床	043-307-7266	043-307-7267
ＡＫＡＬＡ	〒 260-0033 春日 2 丁目 19-1 MS-90 ビル B1 左							20				043-304-5379	050-6865-5943
にじげん千葉	〒 260-0015 富士見 2 丁目 8-10 FLAG CHIBA 7F							20				043-306-4081	043-310-3489
デジタルパレット	〒 260-0015 富士見 2 丁目 9-13 WTC 千葉 富士見ビル 4F							20				080-9087-5043	
ドットワーク 千葉駅前 II （就労移行支援）	〒 260-0027 新田町 5-2 レフア千葉中央 2A					20						043-441-7742	043-441-7743
オープンドア千葉みなと	〒 260-0024 中央港 1-24-14 SEASCAPE 千葉みなと 3 階 2A 号室							20				043-355-5936	050-3588-4566
ラシクラボ千葉中央東口	〒 260-0014 本千葉町 1-1 日土地 千葉中央ビル 202 号室							20				043-441-4933	043-441-4934
障害者グループホーム みんなのレジデンス	〒 260-0824 浜野町 865-12										空床	090-6003-6054	
就労継続支援Ｂ型事業所 ゴールドリバース	〒 260-0022 神明町 206-3-202 号							20				080-3461-6446	

短期入所の「空床」とは、入所施設等において、入所者に利用されていない空き居室を用いて短期入所サービスを実施するものです。

■花見川区

事業所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
AMANEKU 千葉花見川　短期入所	〒 262-0012 千種町 354-2 市営千種団地 2-103										空床	070-1444-7760	050-3385-5021
オリーブインダストリー （オリーブハウスの従たる事業所）	〒 262-0005 こてはし台 2-1-1	10										043-301-3558	043-301-3557
オリーブハウス	〒 262-0001 横戸町 786-4	10						20	有			043-216-8211	043-216-8212
ステップちば	〒 262-0043 天戸町 757-3							20				043-258-1407	043-258-1389
畑町ガーデン	〒 262-0018 畑町 591-17	60									6	043-350-1550	043-350-1555
障害福祉サービス事業所 まぁぶるひろ	〒 262-0032 幕張町 5-391-3							25				043-274-3107	043-274-3107
ワーク幕張	〒 262-0032 幕張町 4-606	35										043-213-3773	043-213-3772
花見川ワークサポート	〒 262-0018 畑町 2895-1	6						14				043-274-1112	043-301-2510
こてはしガーデン	〒 262-0013 犢橋町 1684-1	20										043-306-9960	043-306-9961
ワークライフサポート プラクト	〒 262-0025 花園 1-18-5					20			有			043-273-2750	043-273-2751
manaby CREATORS 幕張本郷	〒 262-0033 幕張本郷 3-5-35 ベルハイム本郷台 1 階							20				043-307-9571	043-307-9572
マリン	〒 262-0033 幕張本郷 1-3-5 大岩ビル 206						20					043-301-6797	043-301-6798
ショートステイしろいつき	〒 262-0001 横戸町 1589-10										5	070-5581-1667	
ろーたす SEIJIN	〒 262-0016 西小中台 2-41-101	14				6						080-3553-1631	043-306-1632

短期入所の「空床」とは、入所施設等において、入所者に利用されていない空き居室を用いて短期入所サービスを実施するものです。

■花見川区（続き）

事業所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
工房かたくり	〒 262-0032 幕張町 5-162-1							20				043-272-5200	043-307-1522
あいむほーむ畑町	〒 262-0018 畑町 893 エリーゼ										空床	043-205-4480	043-205-4490
鉄腕アットホーム	〒 262-0013 犢橋町 172-10										空床	043-250-3500	043-250-3500
介護老人保健施設　晴山苑	〒 262-0042 花島町 149-1										空床	043-250-7352	043-286-0661
ちぐさホーム	〒 262-0011 三角町 49-1										空床	043-215-7424	043-215-8752
サポートステイ	〒 262-0032 幕張町 5-186-6										1	043-304-5179	043-304-5180 ※1
ＣＡＲＥＷＯＲＫＳ	〒 262-0018 畑町 432-1 畑町 ST ビル 102							20				043-215-7153	043-215-7153
パレット新検見川	〒 262-0022 南花園 2-5-4 須山ビル 301						20					043-307-5615	043-307-5617
グループホーム ビートルケア柏井	〒 262-0048 柏井 4-30-5										1	047-455-8427	047-455-8428
リサイクルキャンプ	〒 262-0003 宇那谷町 290-3							20				043-308-3761	043-308-3761
Pract Labo	〒 262-0022 南花園 2-2-17 シンセイビル 3 階		20									080-9433-4610	
シェアハウス ハックル短期入所	〒 262-0012 千種町 354-12										2	043-258-3100	043-258-3100
ドットワーク花見川 （就労継続支援Ｂ型）	〒 262-0012 千種町 77-8							20				043-305-4714	043-305-4715
グループホーム イノベル花見川	〒 262-0044 長作町 899										1	043-215-7242	043-215-7243
リアン幕張本郷	〒 262-0032 幕張町 1-5027 ガーデンコート幕張 1 階							20				043-307-4183	043-307-4184
てとてとグループホーム 花見川（空床型短期入所）	〒 262-0044 長作町 1245-1										空床	043-306-4734	043-306-4735
monococo	〒 262-0045 作新台 8-1-25							20				043-400-3154	
ベーカリーウィズ	〒 262-0041 柏井町 815-5							20				043-258-1132	043-258-1132
PIANO - ピアノ- 幕張本郷	〒 262-0033 幕張本郷 1-11-3 ワコービル 2 階							20				043-239-6541	043-239-6541
短期入所　千葉大日町	〒 262-0004 大日町 1460-2										2	043-216-5083	043-216-5084

短期入所の「空床」とは、入所施設等において、入所者に利用されていない空き居室を用いて短期入所サービスを実施するものです。
※１　空床型短期入所も実施。

■稲毛区

事業所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
あけぼの園	〒 263-0001 長沼原町 321-2	60						20				043-250-5992	043-250-5982
あやめ	〒 263-0005 長沼町 287-3	20										043-252-3810	043-306-2511
就労生活支援センター トライアングル西千葉	〒 263-0043 小仲台 2-6-1 京成稲毛ビル 205							20				043-206-7101	043-207-7153
父の樹園	〒 263-0001 長沼原町 321-3	6						50				043-257-7315	043-306-1833
グループホーム 父の樹	〒 263-0001 長沼原町 323-10										空床	043-205-4621	043-205-4622
でい・さくさべ	〒 263-0015 作草部 2-4-5	60										043-206-3861	043-206-3863
花まんま （オリーブハウスの従たる事業所）	〒 263-0024 穴川 3-11-22							10				043-239-6083	043-239-6083
ＰＡＬ稲毛	〒 263-0051 園生町 449-1 店舗棟 3 号						17					043-206-1340	043-206-1340
ワーク＆サポートすばる	〒 263-0054 宮野木町 395-2	20										043-305-5981	043-305-5987
おおぞら園	〒 263-0001 長沼原町 324-17							20				043-306-3912	043-306-3913
生活支援クラブラルゴⅡ （生活支援クラブラルゴの従たる事業所）	〒 263-0051 園生町 409-29	6										043-301-3043	043-301-3043

短期入所の「空床」とは、入所施設等において、入所者に利用されていない空き居室を用いて短期入所サービスを実施するものです。

■稲毛区（続き）

事業所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ	
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所			
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型						
地域生活支援センターふらる	〒 263-0015 作草部 2-4-6	20										043-207-4110	043-206-4220	
Ability Innovation Center	〒 263-0001 長沼原町 731-17							20				043-420-1126	043-420-1127	
じょぶ・さくさべ	〒 263-0015 作草部 2-4-35					8		12	有			043-239-7476	043-239-7477	
オリーブ轟	〒 263-0021 轟町 5-2-4	20					20	10				043-306-1600	043-306-1601	
サンタクロースファクトリー	〒 263-0053 柏台 1-19-105	20										043-215-7139	043-331-6849	
総活躍　イオン長沼	〒 263-0005 長沼町 112-2 区画 105.115-1							20				043-216-0101	043-216-0102	
青春道場　春風	〒 263-0054 宮野木町 1722-119	(10)										043-286-3969	043-286-3969	※2
短期入所 千葉園生町	〒 263-0051 園生町 1279-1										1	043-306-6690	043-306-6692	
ドットワーク園生 （就労継続支援Ｂ型）	〒 263-0051 園生町 420-1 園生町貸店舗２階Ａ号室							20				043-307-6861	043-307-6862	
生活クラブ風の村 あかとんぼ稲毛	〒 263-0051 園生町 1107-7	（5）										043-307-1184	043-253-8477	※3
青春道場	〒 263-0054 宮野木町 1722-147	(15)										043-286-2424	043-286-2213	※4
グループホーム イノベル稲毛園生町	〒 263-0051 園生町 519-11										1	043-239-5663	043-239-5664	
自然食　じねん	〒 263-0021 稲毛区轟町 1-7-25 １階・２階							20				043-306-2181	043-306-2182	
ドットホーム 千葉 （ナーシングホーム）	〒 263-0051 園生町 1281-1										2	043-441-6337	043-441-6338	
newlife	〒 260-0053 柏台 1-5-101						20					043-400-3339	043-284-7133	
じょぶず稲毛	〒 263-0031 稲毛東 3-6-17 ネットワン稲毛ビル４階						20					043-239-5650	043-239-5651	
ショートステイよりより	〒 263-0054 宮野木町 818-2										空床	080-7149-1888		

短期入所の「空床」とは、入所施設等において、入所者に利用されていない空き居室を用いて短期入所サービスを実施するものです。
※２ 介護保険法に基づく地域密着型通所介護と合わせて 10 名定員です。
※３ 生活介護、児童発達支援で合計５名定員です。
※４ 介護保険法に基づく地域密着型通所介護と合わせて 15 名定員です。

■若葉区

事業所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
アクティなかの	〒 265-0051 中野町 1574-31	30										043-228-6114	043-228-4651
あさひの丘	〒 265-0042 古泉町 132-11							30				043-228-4370	043-228-4150
桜が丘晴山苑	〒 260-0802 川戸町 7-1	24						16				043-312-3448	043-312-3449
桜 Labo ちば	〒 264-0032 みつわ台５丁目 36 番 19 号							20				090-8366-0036	03-6868-3205
PAL's Theater	〒 264-0013 太田町 95 番地 1	5										043-497-3373	043-497-3363
たかね園	〒 265-0061 高根町 710	40										043-307-0111	043-307-0117
千葉市桜木園	〒 264-0028 桜木 8-31-15	20								50	5	043-231-5865	043-231-7862
千葉光の村授産園	〒 265-0046 小間子町 1-8	25				6		20				043-228-5300	043-228-5400
中野学園	〒 265-0051 中野町 1574-31	80									9	043-228-6114	043-228-4651
まあるい広場	〒 264-0035 東寺山町 663-8	24									4	043-287-1022	043-287-0802
もくまお	〒 264-0016 大宮町 2110-4	28						12				043-208-0812	043-208-0823
若葉泉の里	〒 265-0053 野呂町 1791-3	60									8	043-228-3534	043-228-8700
はんもっく	〒 264-0026 西都賀 4-1-6 土屋ビル 201										1	043-304-5460	043-304-5461
ディアフレンズ大宮	〒 264-0016 大宮町 2838-1	20										043-312-6377	043-231-6105

■若葉区（続き）

事業所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
ほっとひといき	〒 264-0016 大宮町 2112-8	20										043-312-2727	043-265-5405
大宮	〒 264-0016 大宮町 3419-1							20				043-266-8441	043-310-7502
生活支援クラブラルゴ	〒 264-0037 源町 105-10	14										043-301-3043	043-301-3043
ファームなかた	〒 265-0043 中田町 2385-50							20				043-228-0770	043-308-7874
ドットステイ都賀Ⅱ （医療多機能型生活介護）	〒 264-0025 西都賀 3-31-5 本橋 ビル 1 階 102 号室	20										043-312-9447	043-312-9448
トラット	〒 264-0026 西都賀 3-9-1 西都賀 SS ビル 3 階						20					043-307-8972	043-307-8973
グループホームはらから	〒 264-0016 大宮町 3421-1										2	043-310-6766	043-310-6766
デイサポート和音	〒 264-0016 大宮町 3421-1	35										043-310-5645	043-310-5116
多機能型事業所ＩＴＳＵＭＯ	〒 264-0020 貝塚 2-2-3	17										043-310-7970	043-310-7971
やまぼうし	〒 264-0024 高品町 417-6										空床	043-235-8671	043-235-8671
ケアセンターひだまりの家	〒 264-0021 若松町 2173-6	(18)									(6)	043-497-5658	043-231-5111 ※5
サポートジェム	〒 264-0021 若松町 707-10							20				043-310-6836	043-310-6837
生活介護事業所 Mazekoze	〒 265-0076 下田町 1319-1	20										043-488-5190	
トミオヴィレッジ	〒 264-0024 高品町 250-1							20				043-312-4925	043-312-4970
就労継続支援Ｂ型事業所 TODAY 若松町	〒 264-0021 若松町 957-1							20				043-309-8165	043-309-8166
グループホームイノベル若葉下田	〒 265-0076 下田町 1096										1	043-497-2535	043-497-2536
エッセンス都賀	〒 264-0021 若松町 489-1										1	043-497-5120	043-497-5120
一般社団法人 笑楽	〒 264-0021 若松町 2135-10 千葉北ビル 5 階							20				043-308-8890	
生活介護イノベル若葉下田	〒 265-0076 下田町 1096	20										043-312-3671	043-312-3672
やまもりワークステーション	〒 264-0017 加曽利町 1603-7							20				043-214-8880	043-214-9222
クローバーわかば	〒 265-0007 御成台 1-14-9 高橋コーポ 201										2	043-308-3197	043-308-3198
ジョブタス千城台東事業所	〒 264-0002 千城台東 1 丁目 4-8							20				043-497-6602	043-497-6627
みなもとホーム	〒 264-0037 源町 561-8										1	043-376-2506	043-376-2506
リバノス都賀 （リバノスの従たる事業所）	〒 264-0026 西都賀 3-9-1 西都賀 SS ビル 4 階							31				050-5536-8612	050-3101-1221
リバノス桜木 （リバノスの従たる事業所）	〒 264-0021 若松町 2135-10 千葉北ビル 3 階 B 号室							122				050-5536-8612	050-3101-1221
短期入所クライス千葉高根町Ⅰ	〒 265-0061 高根町 346-1										6	043-309-4069	043-309-4079
短期入所クライス千葉高根町Ⅱ	〒 265-0061 高根町 350-1										2	043-497-6296	043-497-6297
IT オフィス桜木	〒 264-0029 桜木北 1-14-1-1 階							20				080-7487-1153	
のどかファーム	〒 265-0061 高根町 905-74							20				090-8518-0078	
トミオワーク源町	〒 264-0037 源町 562-3							20				043-441-6192	043-441-6583
OUR　RESIDENCE	〒 264-0020 貝塚 2-15-17										2	043-309-9855	043-309-9856
café symbiose	〒 264-0017 加曽利町 1751-1					10						043-310-6056	
日中サービス支援型グループホームひだまり東寺山	〒 264-0035 東寺山町 1067-1										1	043-306-6416	043-206-7007
ドットステイ都賀 （生活介護）	〒 264-0025 都賀 3-31-5 本橋ビル 1 階	20										043-312-2972	043-312-2973
ドットワーク千城台 （就労継続支援Ｂ型）	〒 264-0004 千城台西 1-37-8 スマプラビル 2 階							20				043-309-7363	043-309-7367
AMANEKU 千葉加曽利町 短期入所	〒 264-0017 加曽利町 1485-7										3	070-6484-7106	050-3385-5021

短期入所の「空床」とは、入所施設等において、入所者に利用されていない空き居室を用いて短期入所サービスを実施するものです。
※ 5　介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護と合わせての定員です。

■緑　区

事業所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
愛育園	〒 266-0005 誉田町 1-45-2									132	空床	043-291-1831	043-291-1857
アガペの里	〒 266-0003 高田町 109-2	50									4	043-293-5255	043-293-5256
エルピザの里	〒 266-0003 高田町 149-2	70									6	043-291-0761	043-291-0764
ガーデンセブン	〒 267-0057 大木戸町 1423-5	40									6	043-205-0053	043-205-0054
障害者支援施設 鎌取晴山苑	〒 266-0011 鎌取町 2810-23	100									8	043-265-2277	043-265-3388
銀河舎	〒 266-0005 誉田町 1-201							20				043-300-4741	043-300-4741
障害者支援施設 セルプ・ガーデンハウス	〒 267-0057 大木戸町 1423-3	33									6	043-295-7401	043-295-7406
障害福祉サービス事業所 セルプ・ガーデンハウス	〒 267-0057 大木戸町 1423-3	20										043-295-7401	043-295-7406
千葉県千葉リハビリテーションセンター 児童発達支援センター	〒 266-0005 誉田町 1-45-2	20										043-291-1831	043-291-1857
オリーブ鎌取福祉作業所	〒 266-0011 鎌取町 2810-8							40				043-266-3626	043-265-8667
就労継続支援はぁもにぃ	〒 267-0061 土気町 1727-4						15					043-308-5925	043-308-5925
更生園	〒 266-0005 誉田町 1-45-2		10		36	10			有		空床	043-291-1831	043-291-1857
からは～い	〒 266-0003 高田町 1784-2		15	20				18			空床	043-309-5071	043-309-5072
こころの風元気村	〒 266-0003 高田町 1789-1		20	20							空床	043-300-4440	043-300-4453
キャロットハウス	〒 267-0054 大高町 43 番 42							20				043-488-5140	043-488-5141
しいのみ園	〒 266-0003 高田町 1953-1	40									18	043-291-2941	043-291-2181
しいのみ園あい	〒 266-0005 誉田町 2-7-121 ふくろう屋２号店２階							20				043-312-3788	
しいのみ園こころ	〒 266-0005 誉田町 2-2307	20										043-488-5888	043-291-3353
しいのみ園こころの誉	〒 266-0005 誉田町 2-21-1090	20										043-309-8558	043-309-8523
しいのみ園こころの平山	〒 266-0001 平山町 526-3	20										043-488-5208	043-488-5212
びぃ～ぼ	〒 266-0002 平山町 2005-2	20										043-420-8635	043-420-8936
短期入所　千葉あすみが丘東	〒 267-0067 あすみが丘東 1-13-10										2	043-497-2161	043-497-2162
ドットワーク土気 （就労継続支援Ｂ型）	〒 267-0066 あすみが丘 5-1-4 Dot FRONT 土気							20				043-312-0583	043-312-0584
ワークショップ鎌取	〒 266-0007 辺田町 605-2							40				043-300-2330	043-300-3156
ふる里学舎あすみが丘	〒 267-0061 土気町 446-52	40										043-294-1211	043-294-1212
ビオラのうた	〒 267-0066 あすみが丘 5-5-5							20				043-377-4097	043-377-4097
フジェール	〒 266-0007 辺田町 605-2										空床	043-312-1233	043-300-3156
ノーマライゼーション未来	〒 266-0031 おゆみ野 3-24-2-202						20					043-312-4227	043-312-3086
イロドリ	〒 266-0031 おゆみ野 3-25-2							20				043-310-4170	043-310-4171
ウーリー鎌取 （就労継続支援Ｂ型）	〒 266-0031 おゆみ野 3 丁目 24-2 ASAJI ビル 201							20				043-293-5091	043-293-5091
グループホーム ビートルケア鎌取	〒 266-0002 平山町 2019-1										2	043-308-3882	043-308-3884
フレンズ障害福祉会	〒 266-0031 おゆみ野 1-14-7										空床	043-310-7841	043-310-7847
ワクワーク	〒 266-0026 古市場町 425-2							20				090-1774-7053	0475-72-1736
特定非営利活動法人 晃智会 DAISY	〒 267-0057 大木戸町 380-2	20										043-310-7522	050-3730-0272
smile STATION	〒 266-0014 大金沢町 380-23	20									3	043-312-4310	043-497-2127

短期入所の「空床」とは、入所施設等において、入所者に利用されていない空き居室を用いて短期入所サービスを実施するものです。

■緑　区（続き）

事業所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
Liberty	〒 266-0014 大金沢町 380-25										空床	043-312-8500	043-497-2127
ショートステイぐらっど誉田	〒 266-0005 誉田町 1-212-7										空床	043-306-7625	043-306-7624
短期入所　あすみが丘東	〒 267-0067 あすみが丘東 1-13-10										2	043-497-2161	043-497-2162
AMANEKU 千葉大 木戸町　短期入所	〒 267-0057 大木戸町 1405 番地 9										2	070-6484-7083	050-3385-5021
オリーブファミリア	〒 266-0011 鎌取町 2810-8										2	043-312-9265	043-312-9266

短期入所の「空床」とは、入所施設等において、入所者に利用されていない空き居室を用いて短期入所サービスを実施するものです。

■美浜区

事業所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
あらた稲毛海岸事業所	〒 261-0004 高洲 3-14-4 第二水野谷ビル６F						20					043-301-6815	043-301-6816
あらた海浜幕張ＷＩＢ ＢＡＳＥ	〒 261-7126 中瀬 2-6-1 WBG マリブウエスト26F						20					043-239-7996	043-239-7997
げんき	〒 261-0005 稲毛海岸 2-3-1	(5)										043-242-1230	043-248-2884 ※6
コスモス	〒 261-0005 稲毛海岸 2-3-1	25						15				043-238-5373	043-238-8666
さいわい	〒 261-0005 稲毛海岸 2-3-1	20										043-242-1230	043-248-2884
千葉市療育センター いずみの家	〒 261-0003 高浜 3-3-1 はまのわ２階					6		34				043-216-2465	043-270-1557
ディアフレンズ美浜	〒 261-0012 磯辺 2-21-1	60									8	043-303-0581	043-303-0583
でい・まさご	〒 261-0011 真砂 2-1-12	27										043-277-6641	043-277-6606
カフェバルコニー	〒 261-0012 磯辺 3-14-8							20				043-306-1840	043-306-1840
アビリティーズジャスコ 稲毛海岸センター	〒 261-0004 高洲 3-21-1 イオンマリンピア専門館 B1F					20			有			043-306-6824	043-306-6825
でい・まさご弐番館	〒 261-0011 真砂 2-3-1 真砂コミュニティーセンター１階	40										043-303-1188	043-303-6151
たんぽぽ	〒 261-0005 稲毛海岸 1-1-17										1	043-306-3708	043-306-3708
パレット稲毛海岸	〒 261-0004 高洲 3-14-5 細川ビル４階					20			有			043-305-5053	043-306-5054
総活躍　美浜	〒 261-0004 高洲 1 -24-3 木之花ビル３階							20				043-376-4726	043-376-4726
Camp 稲毛海岸	〒 261-0004 高洲 3-14-5 細川ビル５階							20				043-215-8875	043-215-8876
リハスワーク千葉美浜	〒 261-0004 高洲 3-14-6 STONY ビル２階							20				043-216-5360	043-216-5361
ドットワーク千葉みなと （就労継続支援Ｂ型）	〒 261-0001 幸町 1-2-2 桑田ビル 3B　1 号室							20				043-239-7072	043-239-7073
ドットワーク海浜幕張 WBG （就労継続支援 A 型）	〒 261-7129 中瀬 2-6-1 WBG マリブウエスト 2906 号室						20					070-3341-4812	043-307-5096

※6 生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービスで合計 5 名定員です。

障害者支援施設（居住系）

施設入所支援施設

障害者に対して、夜間、入浴・排せつ及び食事等の介護を行うとともに、日中、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護等）を行います。利用の手続は２２頁をご参照ください。

施　設　名	郵便番号	所　在　地	定員	電　話	ＦＡＸ
ハピネス浜野	260-0824	中央区浜野町 649-1	32	043-264-4109	043-268-2257
畑町ガーデン	262-0018	花見川区畑町 591-17	30	043-350-1550	043-350-1555
千葉光の村授産園	265-0046	若葉区小間子町 1-8	40	043-228-5300	043-228-5400
中野学園	265-0051	若葉区中野町 1574-31	60	043-228-6114	043-228-4651
若葉泉の里	265-0053	若葉区野呂町 1791-3	36	043-228-3534	043-228-8700
アガペの里	266-0003	緑区高田町 109-2	40	043-293-5255	043-293-5256
エルピザの里	266-0003	緑区高田町 149-2	60	043-291-0761	043-291-0764
ガーデンセブン	267-0057	緑区大木戸町 1423-5	40	043-205-0053	043-205-0054
障害者支援施設 鎌取晴山苑	266-0011	緑区鎌取町 2810-23	80	043-265-2277	043-265-3388
更生園	266-0005	緑区誉田町 1-45-2	56	043-291-1831	043-291-1857
しいのみ園	266-0003	緑区高田町 1953-1	40	043-291-2941	043-291-2181
障害者支援施設 セルプ・ガーデンハウス	267-0057	緑区大木戸町 1423-3	33	043-295-7401	043-295-7406
ディアフレンズ美浜	261-0012	美浜区磯辺 2-21-1	34	043-303-0581	043-303-0583

障害児入所施設

身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）を保護し、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援等を行う施設です。

原則として児童相談所で障害児入所施設を利用するための支給決定を受けた後、保護者が施設と契約を結び、市がこれに係る費用を給付します。

保護者の収入状況により利用したサービス費用の一部を負担していただきます（基本的に１割負担。障害福祉サービス制度と同様に、１か月に負担する上限額など各種軽減措置が定められています）。

福祉型障害児入所施設

施　設　名	郵便番号	所　在　地	定員	電　話	ＦＡＸ
オリーブファミリア	266-0011	緑区鎌取町 2810-8	20	043-312-9265	043-312-9266

医療型障害児入所施設

施　設　名	郵便番号	所　在　地	定員	電　話	ＦＡＸ
独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター 千葉東病院	260-8712	中央区仁戸名町 673	120	043-261-5171	043-268-2613
千葉市桜木園	264-0028	若葉区桜木 8-31-15	50	043-231-5865	043-231-7862
愛育園	266-0005	緑区誉田町 1-45-2	132	043-291-1831	043-291-1857

障害児通所支援事業所

利用の手続き及びサービスの内容については２７頁をご参照ください。

児童発達支援・放課後等デイサービス

※ 定員欄　　児発：児童発達支援、放デ：放課後等デイサービス

■中央区

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
AIAI PLUS 今井	〒 260-0834　今井 1-17-4	10		043-208-7286	043-208-7289
アイラブピース	〒 260-0012　本町 3-2-3 プラザ千葉中央ビル 2 階 202 号室	10		043-331-3390	043-331-3390
あすなろクラブ矢作	〒 260-0851　矢作町 936-14		10	043-301-5563	043-301-5574
あははの宇宙	〒 260-0844　千葉寺町 1214-7		10	043-497-3311	043-497-3312
アプリ児童デイサービス本千葉	〒 260-0854　長洲 1-18-7	10		043-441-7494	043-441-7495
アンダンテ蘇我	〒 260-0834　今井 2-10-2 第二山一ビル４階		10	043-266-2520	043-312-0868
アンダンテ蘇我南	〒 260-0842　南町 2-22-14-201		10	043-309-9688	043-309-9690
運動支援 GYM ANT	〒 260-0032　登戸 1-10-11 華林ビル２階	10		043-441-5866	043-441-5870
運動支援 GYM ANT 第２	〒 260-0027　新田町 19-12 ファミーユ喜１階	10		043-441-4625	043-441-4626
縁がわキッズ	〒 260-0813　生実町 944-1 ＩＴＯビル 105	10		043-497-6514	043-497-6516
Grip キッズ　千葉市役所前校	〒 260-0027　新田町 33-13 宍倉ビル１階		10	043-301-6388	043-301-6388
こどもサポート教室「きらり」新千葉校	〒 260-0031　新千葉 3-4-10	10		043-304-6616	043-304-6616
コペルプラス　蘇我教室	〒 260-0834　今井 2-11-27 蘇我ビル 201	10		043-312-5974	043-312-5975
コペルプラス　千葉中央教室	〒 260-0013　中央 1-10-5 パークサイド千葉３階	10		043-305-5840	043-305-5841
			10	043-307-1712	043-307-1841
コラゾン千葉中央	〒 260-0015　富士見 2-8-10 FLAG CHIBA ５階	10		043-307-8665	043-307-8665
児童発達支援事業所　くるぅと西千葉校	〒 260-0033　春日 2-23-5 和幸ビル２階	10		043-441-7587	043-441-7588
児童発達支援　ルルディ蘇我	〒 260-0822　蘇我 2-7-10 豊新商事ビル１階	10		043-488-6673	043-488-6673
ジョイーレ本千葉	〒 260-0854　長洲 1-22-2 プラーズ長洲 201	10		043-216-5153	050-3606-4266
ジョブサキッズ＆Ｕ１８千葉教室	〒 260-0032　登戸 1-13-22	10		043-246-3366	043-246-3386
ジョブサＵ１８千葉教室	〒 260-0028　新町 17-4 宍倉ビル２階		10	043-204-1690	043-204-2690
ジョブサＵ１８千葉第２教室	〒 260-0027　新田町 10-15 誠寿ビル 401 号室		10	043-301-6644	043-301-6639
スターキッズ千葉	〒 260-0032　登戸 1-23-16 AQUA GARDEN 六羊１Ｆ	10		043-441-6952	043-441-6953
多機能型事業所ぷれも	〒 260-0001　都町 1-55-2	10	10	043-234-6363	043-234-5655
千葉市療育センター すぎのこルーム	〒 260-0843　末広 3-22-21	30		043-216-2409	043-277-0220
千葉市療育センター やまびこルーム	〒 260-0843　末広 3-22-21	20		043-306-5106	043-277-0220
ちびっこルームあはは	〒 260-0844　千葉寺町 1213-1	10	20	043-497-3311	043-497-3312
チャコゼミナール	〒 260-0012　本町 1-4-16		20	043-307-5625	043-307-5626
チャコ千葉教室	〒 260-0012　本町 1-6-5 ダリアヤマカワビル１階、2 階		20	043-307-5625	043-307-5626
チャコ千葉教室（児童発達支援）	〒 260-0018　院内 2-17-25	10		043-225-6503	043-225-6525
てらぴぁぽけっと　千葉中央教室	〒 260-0013　中央 3-9-12 市原中央ビル２階	10		043-216-2148	043-216-2149
てらぴぁぽけっと　西千葉駅前教室	〒 260-0033　春日 2-10-8-305	10		043-307-9815	043-307-9817

■中央区（続き）

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
ドットジュニア　新千葉　第１教室 （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 260-0034　汐見丘町 23-1 千壽ビル１階 A 号室	10		043-441-7736	043-441-7737
ドットジュニア　新千葉　第２教室 （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 260-0034　汐見丘町 23-1 千壽ビル１階 B 号室	10		043-215-7155	043-215-7156
ドットジュニア　蘇我第３教室 （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 260-0834　今井 2-17-4 DotFRONT 蘇我２階	10		043-497-5427	043-497-5428
ドットジュニア　千葉中央 第１教室 （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 260-0012　本町 3-7-5 ベリスビル 201	10		043-307-6485	043-307-6486
ドットジュニア　千葉中央 第２教室 （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 260-0012　本町 3-7-5 ベリスビル 202	10		043-307-9730	043-307-9731
ドットジュニア　千葉中央 第３教室 （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 260-0012　本町 3-6-3 メゾン本町 201	10		043-306-3256	043-306-3257
ドットジュニア　西千葉教室 （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 260-0044　松波 2-9-1 ベルメゾン松波 104	10		043-301-6635	043-301-6636
ドットジュニア　浜野　第１教室 （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 260-0824　浜野町1160 A号室	10		043-312-7084	043-312-7085
ドットジュニア　浜野　第２教室 （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 260-0824　浜野町1160 B号室	10		043-312-8735	043-312-8688
ドットジュニア　都町　第１教室 （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 260-0001　都町 6-21-14 高井ビル１Ｂ	10		043-309-8177	043-309-8178
ドットジュニア　都町　第２教室 （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 260-0001　都町 6-21-14 高井ビル１Ａ	10		043-310-6397	043-310-6398
ドットステイ　蘇我 （医療多機能型生活介護）	〒 260-0834　今井 2-17-4 DotFRONT 蘇我１階	10		043-310-6121	043-310-6152
nine　あおばの森	〒 260-0844　千葉寺町 1202-3 フォレストあおば	10		043-497-6183	043-497-6184
笑顔（ニコニコ）	〒 260-0022　神明町 211-1		10	043-204-2350	043-204-2360
笑顔（ニコニコ）２号店	〒 260-0022　神明町 15-12	10		043-204-2350	043-204-2360
ハッピーテラス千葉中央教室	〒 260-0013　中央 3-9-13 Y.S ビル 102 号		10	043-307-5620	043-307-5621
はばたき千葉中央教室	〒 260-0013　中央 3-2-2 八田ビル５階	10		043-400-3109	043-401-3353
ハビー千葉教室	〒 260-0015　富士見 2-8-10 FLAG CHIBA ２階	10		043-306-7752	043-306-7753
ハピネス浜野	〒 260-0824　浜野町 649-1	6		043-264-4109	043-268-2257
ひかる東千葉	〒 260-0041　東千葉 2-32-19	10		043-307-1442	043-307-1442
プラスアップ蘇我教室	〒 260-0834　今井 3-3-1	10		043-265-3822	043-265-3823
プラスアップ・ラボ蘇我駅前教室	〒 260-0834　今井 2-10-3 東昇ビル２F		10	043-266-7870	043-266-7871
放課後等デイサービスウィズユー浜野駅前	〒 260-0824　浜野町 1388	10		043-309-8115	043-309-8116
ポメロ	〒 260-0003　鶴沢町 5-27		10	043-306-1315	043-306-1316
みらい工房たんぽぽルーム	〒 260-0804　赤井町 25-1		10	043-312-0710	043-312-0720
みらい工房たんぽぽルームそが	〒 260-0806　宮崎 2-6-26		10	043-235-7102	043-235-7103
みらい工房ひまわり	〒 260-0813　生実町 1821-1		10	043-488-4649	043-488-4139
LITALICO ジュニア千葉教室	〒 260-0045　弁天 1-2-10 日本瑞穂ビル５階	10	10	043-207-7530	043-207-7531
療育支援エフ　千葉中央教室	〒 260-0013　中央 3-9-12 LEREVE 千葉中央４F		10	043-307-1978	043-307-8947
わくわくすまいる蘇我校	〒 260-0842　南町 3-3-18 ヴィレッジハウス千葉南B棟１F	10	10	043-310-4915	043-310-4916
わくわくすまいる千葉新宿校	〒 260-0021　新宿 2-12-7 柳井ビル１号	10	10	043-306-8090	043-306-8091
わくわくすまいる千葉みなと校	〒 260-0024　中央港 1-1-6	10	10	043-310-3512	043-310-3513
わくわく WORK	〒 260-0024　中央港 1-1-8		10	043-306-6150	043-306-4089

■花見川区

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
AIAI PLUS 花見川	〒 262-0045　作新台 4-1-5	10		043-441-3670	043-441-3671
運動遊びと療育支援 こどもプラス幕張本郷教室	〒 262-0033　幕張本郷 2-34-19 レジデンスジョー 104	10		043-306-1982	043-306-1983
音楽療法 UNICO まくはり	〒 262-0033　幕張本郷 2-4-28	10		043-375-0919	043-376-5937
Ｃｏｌｏｒ	〒 262-0045　作新台 5-17-3	10		043-258-2507	043-301-6183
グローバルキッズメソッド１２３	〒 262-0045　作新台 8-1-20	10		043-239-6391	043-239-6392
コペルプラスジュニア幕張教室	〒 262-0032　幕張町 5-187-1 幕張センタービル４階		10	043-304-6186	043-304-6187
コペルプラス幕張教室	〒 262-0032　幕張町 5-187-1 幕張センタービル３階	10		043-441-4013	043-441-4014
児童発達支援・放課後等デイサービス でいじーさつきが丘	〒 262-0014　さつきが丘 2-1-1 ビューアイランドさつきが丘 114 号	10		043-306-1333	043-306-2925
児童発達支援・放課後等デイサービス ポニーナ幕張本郷	〒 262-0033　幕張本郷 2-8-9-201	10		043-307-1755	043-307-1745
スマイルアシスト幕張本郷	〒 262-0033　幕張本郷 2-9-1-105		10	043-296-8566	043-296-8566
スマイルファクトリー	〒 262-0033　幕張本郷 3-7-20 群山久 101		10	043-301-5505	043-301-5505
スマイルファクトリー作新台	〒 262-0045　作新台 7-4-16 ジュネス明光 A-103		10	043-306-7582	043-306-7582
童夢	〒 262-0032　幕張町 1-1319-45	10		043-301-3311	043-301-4488
ドットジュニア　新検見川教室 （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 262-0022　南花園 2-2-12 アコルデ新検見川１階	10		043-307-1250	043-307-1253
ドットジュニア　幕張第１教室 （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 262-0032　幕張町 4-614-5A号室	10		043-304-5007	043-304-5008
TRYRO	〒 262-0025　花園 1-8-20 第２花園ビル 201- B	10		043-307-7609	
nine　みずほ	〒 262-0026　瑞穂 3-15-9	10	10	043-301-3148	043-239-7612
虹とハシビロコウ	〒 262-0005　こてはし台 4-7-2	10		043-441-5522	043-441-5526
BRIDGE	〒 262-0025　花園 2-1-25 万仁ビル１階 D 号	10		043-307-8831	043-307-8832
BRIDGE 2	〒 262-0025　花園 1-9-10	10		043-311-1022	043-311-1023
BRIDGE 3	〒 262-0025　花園 1-19-11 田村ビル 203 号室		10	043-275-1112	043-275-1113
BRIDGE 4	〒 262-0032　幕張町 6-86-1 グランディールレーヴ幕張1階	10		043-307-5111	043-307-5112
BRIDGE 5	〒 262-0022　南花園 2-2-15 CI-23 ビル４階	10		043-301-6752	043-301-6753
BRIDGE 6	〒 262-0033　幕張本郷 2-21-1 幕張本郷ナーサリービル101	10	10	043-441-7722	043-441-7727
BRIDGE 7	〒 262-0033　幕張本郷 1-4-33 ウィステリアビル101		10	043-307-5677	043-307-5673
BRIDGE 9	〒 262-0022　南花園 2-1-3 山埼ビル３階		10	043-205-4922	043-205-4923
BRIDGE10	〒 262-0022　南花園 1-42-7 サニービル３階		10	043-307-4160	043-307-4161
ブロッサムジュニア 花見川教室	〒 262-0022　南花園 2-5-4 須山ビル 101 号室	10		043-301-3438	043-301-3439
放課後等デイサービス Hearty キッズ検見川教室	〒 262-0018　畑町 432-1		10	043-304-6232	043-304-6232
ぽの	〒 262-0043　天戸町 1279		10	043-216-5739	043-216-5739
幕張キッズ	〒 262-0032　幕張町 5-417-222 幕張グリーンハイツ 117 号	10		043-239-7210	043-272-2588
	〒 262-0032　幕張町 5-417-222 幕張グリーンハイツ 120 号		10	043-239-5177	043-272-0600
ゆめ	〒 262-0043　天戸町 1337-4	10		043-215-0080	043-215-0081
幼児教室セグナ	〒 262-0001　横戸町 1586-42	10		047-778-5243	043-258-0246
LITALICO ジュニア幕張本郷教室	〒 262-0033　幕張本郷 1-2-20 ビレッジ 105 ビル３階	10		043-350-3575	043-350-3576
			10	043-351-3011	043-351-3012
ろーたすくらぶ	〒 262-0016　西小中台 2-41-102	10		043-306-1631	043-306-1632

■稲毛区

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
AIAI PLUS 稲毛駅東口	〒 263-0043　小仲台 2-2-2 N's Quattro4B	10		043-305-5431	043-305-5432
稲毛駅前重症心身障害児支援事業所ボヌール	〒 263-0043　小仲台 6-5-11	5		043-307-1611	043-307-3342
運動遊びと療育支援 こどもプラス稲毛教室	〒 263-0024　穴川 3-1-20 第一武田ビル 1 階号室	10		043-239-9950	043-239-9955
グローバルキッズメソッド 127	〒 263-0051　園生町 956-4	10		043-239-6971	043-239-6972
こどもみらいひろば リスキッズ稲毛教室	〒 263-0043　小仲台 8-19-1 エスポワール小仲台 1F	10		043-301-6805	
こぱんはうすさくら西千葉教室	〒 263-0023　緑町 1-23-11	10		043-301-3915	043-301-4600
サンタクロース	〒 263-0053　柏台 1-5-101	10		070-5089-4383	043-331-6849
サンタクロース Jr	〒 263-0053　柏台 1-5-101 R-2,R-3	10		070-5089-4383	043-331-6849
サンタクロースもみの木	〒 263-0053　柏台 1-5-106	10		070-5089-4383	043-331-6849
児童デイサービス シエスタ	〒 263-0024　穴川 3-5-8 米山ビル 2 階	10		043-306-1398	043-306-1399
児童デイサービス シエスタ 2	〒 263-0051　園生町 468-87		10	043-356-0526	043-356-0526
児童発達支援クラブ　ハミング	〒 263-0051　園生町 390-20		10	043-254-0333	043-254-0333
児童発達支援クラブ　フォルテ	〒 263-0051　園生町 348-43	10		043-305-4900	043-305-4908
児童発達支援クラブ　メロディ	〒 263-0051　園生町 449-1 コープ野村園生 101	10		043-285-4610	043-216-2418
ジョイーレ アルトちばだいまえ	〒 263-0022　弥生町 4-37 弥生ビル 2 階	10		050-6861-9858	
ジョイーレ 稲毛	〒 263-0044　小仲台町 1341-1 中村ビル 301	10		043-205-4374	050-3606-4266
ジョイーレ 千葉大前	〒 263-0022　弥生町 4-36 アーバンハイツ 1 階	10		043-307-9304	
ジョブサU18 稲毛教室	〒 263-0043　小仲台 2-10-8 メル小仲台ビル 6 階		10	043-290-0690	043-290-0692
生活クラブ風の村あかとんぼ稲毛	〒 263-0051　園生町 1107-7	5		043-307-1184	043-253-8477
			10	043-309-0162	
生活クラブ風の村あかとんぼ作草部	〒 263-0015　作草部 1-15-17		5	043-445-8924	043-285-6877
ソーシャルサポートセミナーあらいぶ	〒 263-0031　稲毛東 3-4-11 グレース稲毛 202	10		043-304-6137	043-304-6137
地域生活支援センターふらる	〒 263-0015　作草部 2-4-6		10	043-207-4110	043-206-4220
チャコ 稲毛教室	〒 263-0043　小仲台 6-2-10-203、205	10		043-207-4088	043-207-4089
トーマス・クラブ稲毛教室	〒 263-0051　園生町 392-19		10	043-310-3905	043-310-3906
ドットジュニア長沼原第 1 教室	〒 263-0001　長沼原町 317-1 ラ・ポルテ・ヴィス 2A	10		043-310-3323	043-310-3325
ドットジュニア長沼原第 2 教室	〒 263-0001　長沼原町 317-1 ラ・ポルテ・ヴィス 2B	10		043-239-7016	043-239-7017
nine　そんのう	〒 263-0051　園生町 420-1 2 階　B 号室	10		043-445-8486	043-445-8487
nine　そんのう第 2	〒 263-0012　萩台町 664-50	10		043-306-9650	043-306-9651
はばたき　四街道山王教室	〒 263-0002　山王町 29-1 カサグランデ 1 F 103 号	10		03-6820-0601	
プログラミング療育放デイ エスタシオン稲毛教室	〒 263-0043　小中台 7-2-1	10		080-4686-3551	0438-98-1769
放課後等デイサービスぷるめりあ	〒 263-0002　山王町 186-10		10	043-400-2211	043-400-2201
WOW の樹　さくさべ	〒 263-0014　作草部町 925-1 千葉電子作草部ビル 1 階	10		043-216-2384	043-216-2384
WOW の樹　ちぐさだい	〒 262-0013　千草台 1-1-25-109		10	043-305-4854	043-305-4864
わくわくすまいる穴川校	〒 263-0024　穴川 2-4-4 リブファーム ANAGAWA 1F	10	10	043-306-5509	043-306-5297
わくわくすまいる西千葉	〒 263-0023　緑町 1-26-14 コンフォート田中 1 C	10	10	043-306-3407	043-306-7348
Wapi 穴川	〒 263-0024　穴川 3-5-27 上総ビル 101	10		043-307-5182	043-307-5183
Wapi 稲毛	〒 263-0043　小仲台 2-10-8 I Kビル小仲台 5 階	10		043-306-5731	043-306-5732

■若葉区

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
アースウェル	〒 264-0023　貝塚町 880-2	20	10	043-309-6245	043-309-6247
あーぶる	〒 264-0006　小倉台 4-19-1 作田ビル 2 階 A	10		043-497-6708	043-497-6718
運動学習支援教室 そら・ふね　西都賀	〒 264-0026　西都賀 2-20-2 第 5 フェニックス 201号	10		043-441-6757	043-441-6758
こぱんはうすさくら千城台教室	〒 264-0005　千城台北 1-27-1	10		043-497-6455	043-497-6499
コペルプラス イコアス千城台教室	〒 264-0005　千城台北 3-21-1 イコアス千城台 2 階	10		043-312-0106	043-312-0116
コペルプラス 都賀駅前教室	〒 264-0025　都賀 3-5-8 ハイ・レーゼ 1 階 A 号室	10		043-308-8514	043-308-8521
児童デイサービス STEP+	〒 264-0028　桜木 5-15-1		10	043-312-6655	043-234-5119
児童発達支援／放課後等デイサービス Olinace桜木	〒 264-0029　桜木北 2-23-25	10		043-312-5326	043-312-5327
重症心身障害児向け児童発達支援／ 放課後等デイサービス ふわっと	〒 264-0032　みつわ台 4-4-4	5		070-1577-5977	
重症心身障害児向け児童発達支援／ 放課後等デイサービス みつばち Ena	〒 264-0021　若松町 2090-64	7		043-372-8267	043-375-8523
たかね園	〒 265-0061　高根町 710		10	043-307-0111	043-307-0117
多機能型事業所　ＩＴＳＵＭＯ	〒 264-0020　貝塚 2-2-3	10		043-310-7970	043-310-7911
千葉市大宮学園児童発達支援センター	〒 264-0016　大宮町 3816-1	50		043-263-1560	043-263-2447
千葉市桜木園	〒 264-0028　桜木 8-31-15	20		043-231-5865	043-231-7862
ドットジュニア　小倉台教室 （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 264-0006　小倉台 3-2-1 寒川ビル 201	10		043-312-6067	043-312-6068
ドットジュニア　都賀第 1 教室 （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 261-0014　原町 776-2 A 号室	10		043-239-6022	043-239-6033
ドットステイ　都賀 （医療多機能型生活介護）	〒 264-0025　都賀 3-31-5 本橋ビル 1 階	10		043-312-2972	043-312-2973
nine　おぐらだい	〒 264-0006　小倉台 4-15-1-1	10		043-309-8088	043-309-8088
中野学園	〒 265-0051　中野町 1574-31	10		043-228-6114	043-228-4651
はじめのいっぽ	〒 264-0007　小倉町 1808-13		10	043-309-9741	043-309-9745
はばたき　小倉台教室	〒 264-0006　小倉台 3-4-4 N・K ビル 102	10		043-400-3125	043-312-2337
はばたき　千城台教室	〒 264-0004　千城台西 2-13-2 深町店舗 B1F	10		043-400-3228	043-310-6770
はばたき　千城台北教室	〒 264-0004　千城台西 1-39-5 FN ビル 1F	10		043-400-3241	
はばたき　都賀駅前教室	〒 264-0025　都賀 3-2-5 なかや第 2 ビル 303	10		043-400-2853	043-497-5308
PAL's Theater	〒 264-0013　太田町 95 番地 1		7	043-497-3373	043-497-3363
バンブーアイランド	〒 264-0026　西都賀 4-1-6 土屋ビル	10		043-304-5460	043-304-5461
放課後等デイサービス ウィズ・ユー若葉桜木	〒 264-0004　千城台西 1-4-2 ミズノヤ第一ビル 1 階	10		043-488-5157	043-488-5158
みつばちすてっぷ （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 264-0029　桜木北 3-4-50-B	10		043-372-0355	043-372-8066
みつばち Ritta （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 264-0029　桜木北 3-4-50-A	10		043-372-0355	043-372-8066
リトル青い空	〒 264-0016　大宮町 3419-1		10	043-263-7715	043-310-6062
わくわく bloom 千城台	〒 264-0004　千城台西 1-37-8 クリニックモール千城台 101 号室		20	043-312-3288	043-312-3289

■緑区

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
AIAI PLUS 土気駅南口	〒 267-0066 あすみが丘 1-19-2 大森ビル４階	10		043-497-2983	043-497-2984
うんどう☆ことばの教室	〒 266-0031 おゆみ野 3-24-2 ASAJI ビル１階	10	10	043-497-5884	043-497-5884
うんどう☆ことばの教室　Fun Place	〒 266-0031 おゆみ野 3-17-7 A 棟 203	10		043-488-6095	043-488-6095
宇宙キッズ	〒 266-0005 誉田町１丁目 790-33	10		043-488-4333	
縁がわ	〒 266-0031 おゆみ野 3-10-3 IT オフィス HANA301 号	10		043-312-8560	043-312-7540
鎌取晴山苑	〒 266-0011 鎌取町 2810-23		5	043-265-2277	043-265-3388
Grip キッズ 土気駅前校	〒 267-0066 あすみが丘 1-27-1 ウイロウビル II 102 号		10	043-497-6846	043-497-6849
こども発達支援ハートシード	〒 266-0031 おゆみ野 3-7-5	10		043-497-5111	043-497-5117
コペルプラス 千葉あすみが丘教室	〒 267-0067 あすみが丘東 1-20-17	10		043-290-9085	043-290-9086
コペルプラス 千葉おゆみ野教室	〒 266-0033 おゆみ野南 5-18-1 紳士服コナカおゆみ野店内	10		043-497-4878	043-497-4879
しいのみ園とも　たかだ	〒 266-0003 高田町 1953-1		10	043-291-2941	043-291-2181
しいのみ園とも　ひらやま	〒 266-0002 平山町 526-3		10	043-488-5208	043-488-5212
しいのみ園とも　ほんだ	〒 266-0005 誉田町 2-2307		10	043-488-5888	043-291-3353
児童発達支援事業所 ひかりぐみ	〒 267-0061 土気町 1626-5（２階）	10		080-9686-0932	043-294-2730
児童発達支援／放課後等デイサービス Olinaceおゆみ野	〒 266-0032 おゆみ野中央 4-23-1（２階）	10		043-420-8072	043-420-8073
児童発達支援／放課後等デイサービス Olinaceおゆみ野第２	〒 266-0032 おゆみ野中央 8-32-1（１階）	10		043-488-4888	043-488-4887
千葉県千葉リハビリテーションセンター 児童発達支援センター	〒 266-0005 誉田町 1-45-2	10		043-291-1831	043-291-1857
通所支援ベルテール　千葉おゆみ野園	〒 266-0032 おゆみ野中央 3-4-14	10		043-312-7617	043-312-7618
特定非営利活動法人　晃智会 DAISY	〒 267-0057 大木戸町 380-2	5		043-310-7522	0436-41-0028
ドットジュニア あすみが丘 第１教室（児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 267-0066 あすみが丘 2-17-15 ２丁目Ｍ店舗２階	10		043-488-5830	043-488-5835
ドットジュニア おゆみ野教室（児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 266-0032 おゆみ野中央 3-3-12- B 103	10		043-310-7023	043-310-7024
nine　おゆみ野	〒 266-0031 おゆみ野 4-23-4 グリーンおゆみ 102	10		043-312-1693	043-312-1694
ハートシード風	〒 266-0031 おゆみ野 3-7-5 鎌取セントラルマンション 106 号室	10		043-497-5111	043-497-5117
1st FILLTURE	〒 266-0031 おゆみ野 3-10-3 IT オフィスＨＡＮＡ 401	10		043-312-1181	043-308-5788
Ｂａｍｂｉ　Ｋｉｄｓ	〒 266-0031 おゆみ野 3-8-1 山太ビル２階 Ｆ号室	10		043-290-9227	043-290-9228
ふくろうハウス誉田	〒 266-0005 誉田町 2-24-143		10	043-300-2960	043-300-2961
ふたばのおうち	〒 266-0021 刈田子町 308-10	10		070-5593-3868	043-292-0333
Bring up みどり子ども発達センター	〒 266-0002 平山町 1921-4	20	10	043-310-6901	043-310-6902
Bring up もりのみ幼児教室	〒 267-0067 あすみが丘東 2-5-11	10		043-226-5001	043-226-5002
放課後等デイサービスさんぽ道	〒 267-0066 あすみが丘 3-8-5		10	043-308-6125	043-308-6788
ぽこあぽこ	〒 266-0002 平山町 2005-2	10		043-420-8635	043-420-8936
リハリンクス おゆみ野	〒 266-0031 おゆみ野 3-24-1 ｱｲ･ﾃｨｰ･ｵｰ おゆみ野Ｂ号室	10		043-290-9571	043-290-9572
リハリンクスキッズ おゆみ野	〒 266-0031 おゆみ野 2-2-1	10		043-235-7104	043-235-7164
リハリンクスセンター おゆみ野	〒 266-0011 鎌取町 69-11 グレース JOKO 店舗２	5		043-312-1294	043-312-7234
わくわくぎふと 鎌取	〒 266-0031 おゆみ野 3-37-2	10	10	043-308-3475	043-308-3476
WaktiV おゆみ野	〒 266-0033 おゆみ野南 6-2-3		10	043-308-7494	043-308-7495

■美浜区

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
AIAI PLUS 稲毛海岸駅南口	〒 261-0004　高洲 3-10-1 サンフラワービレッジ稲毛海岸4階	10		043-441-7867	043-441-7868
アフタースクールセンターむぎ畑	〒 261-0004　高洲 1-22-23 稲毛海岸ニイクラビル３階Ｂ		10	043-441-8825	043-216-2633
アプリ児童デイサービス稲毛海岸	〒 261-0005　稲毛海岸 1-3-5 第一ヤマヤスビル１階	10		043-306-3091	043-306-3092
げんき	〒 261-0005　稲毛海岸 2-3-1	5		043-242-1230	043-248-2884
こども発達支援事業所　エール幕張海浜	〒 261-0026　幕張西 2-7-2	10		043-304-5700	043-273-2267
コペルプラス　稲毛海岸教室	〒 261-0004　高洲 1-22-23 稲毛海岸ニイクラビル２階Ａ	10		043-305-5382	043-305-5383
さぽーととらい・いそべ	〒 261-0004　高洲 4-7-11-A106		10	043-306-6766	043-306-6770
ジョブサ U18 検見川浜教室	〒 261-0011　真砂 2-24-10 アンシャンテ 21　2 階		10	043-306-6009	043-306-6013
スタディラボ	〒 261-0004　高洲 3-11-3 第 2並木ビル 1F-B		10	043-306-3318	
スマイルファクトリー　稲毛海岸	〒 261-0005　稲毛海岸 4-14-5 シーサイドイナゲ 101		10	043-441-5111	043-441-5111
てぃだまち倶楽部検見川浜	〒 261-0011　真砂 2-24-8	10		043-445-8096	043-445-8098
てぃだまちジュニア　幕張ベイタウン教室	〒 261-0013　打瀬 3-7 パティオス 21番街	10		043-441-8012	043-441-8013
でい・まさご弐番館	〒 261-0011　真砂 2-3-1 真砂コミュニティセンター１階		10	043-303-1188	043-303-6151
ドットジュニア 高浜教室（児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 261-0003　高浜 5-17-9 松尾貸店舗 1 階	10		043-445-8781	043-445-8782
ドットジュニア 真砂 第１教室（児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 261-0011　真砂 5-21-3 ユアサビル 102	10		043-216-2537	043-216-2509
ドットジュニア 真砂 第２教室（児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒 261-0011　真砂 5-21-3 ユアサビル 101	10		043-306-5713	043-306-5715
NOOK KIDS　千葉みなと	〒 261-0001　幸町 1-16-8 幸町ビル２階	10		043-330-7072	043-330-7082
ハビー稲毛海岸駅前教室	〒 261-0004　高洲 3-14-1 和紅ビル３階	10		043-216-4293	043-216-4294
ハッピーテラス千葉みなと教室	〒 261-0001　幸町 1-16-5 かね庄 K1 ビル２階		10	043-307-7039	043-307-7099
フォレストキッズ稲毛海岸教室	〒 261-0004　高洲 3-14-8 花澤高洲ビル２F-B	10		043-270-2780	043-270-2780
ぷちスマイルファクトリー	〒 261-0004　高洲 1-16-15 ウインド稲毛 1-A	10		043-306-6899	043-306-6899
Bring up ちば 子ども発達センター	〒 261-0003　高浜 3-3-1	30	20	043-301-4570	043-301-4571
放課後等デイサービスウィズ稲毛海岸	〒 261-0004　高洲 3-14-5　6階		10	043-216-5547	043-216-5547
放課後等デイサービスウィズ・ユー千葉みなと	〒 261-0001　幸町 1丁目 7-1 千葉ガーデンタウン B棟 1階	10		043-441-8763	043-441-8764
らいおんハート遊びリテーション児童デイ稲毛海岸	〒 261-0004　高洲 4-5-13 稲毛ゆうゆう邸	10		043-441-6458	043-441-6459

居宅訪問型児童発達支援

事業所名	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
稲毛駅前重症心身障害児支援事業所ボヌール	〒263-0043 稲毛区小仲台 6-5-11	043-307-1611	
うんどう☆ことばの教室	〒266-0031 緑区おゆみ野 3-24-2 ASAJI ビル１階	043-497-5884	043-497-5884
リハリンクスおゆみ野	〒266-0031 緑区おゆみ野 3-24-1 アイ・ティー・オーおゆみ野Ｂ号室	043-290-9571	043-290-9572

保育所等訪問支援

事業所名	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
AIAI PLUS 稲毛駅東口	〒263-0043 稲毛区小仲台 2-2-2　N's Quattro4B	043-305-5431	043-305-5432
AIAI PLUS 稲毛海岸駅南口	〒261-0004 美浜区高洲 3-10-1 サンフラワービレッジ稲毛海岸４階	043-441-7867	043-441-7868
AIAI PLUS 今井	〒260-0834 中央区今井 1-17-4	043-208-7286	043-208-7289
AIAI PLUS 土気駅南口	〒267-0066 緑区あすみが丘 1-19-2　大森ビル４階	043-497-2983	043-497-2984
AIAI PLUS 花見川	〒262-0045 花見川区作新台 4-1-5	043-441-3670	043-441-3671
稲毛駅前重症心身障害児支援事業所ボヌール	〒263-0043 稲毛区小仲台 6-5-11	043-307-1611	043-307-3342
うんどう☆ことばの教室	〒266-0031 緑区おゆみ野 3-24-2　ASAJI ビル１階	043-497-5884	043-497-5884
うんどう☆ことばの教室 Fun Place	〒266-0031 緑区おゆみ野 3-17-7　A 棟 203	043-488-6095	043-488-6095
運動支援ＧＹＭ　ＡＮＴ	〒260-0032 中央区登戸 1-10-11　華林ビル２階	043-441-5866	043-441-5870
運動支援ＧＹＭ　ＡＮＴ２	〒260-0027 中央区新田町 19-12　ファミーユ喜１階	043-441-4625	043-441-4626
サンタクロース	〒263-0053 稲毛区柏台 1-5-101	043-215-7139	043-331-6849
サンタクロースＪｒ	〒263-0053 稲毛区柏台 1-5-101 R-2、R-3	070-5089-4383	043-331-6849
サンタクロースもみの木	〒263-0053 稲毛区柏台 1-5-106	043-215-7139	043-331-6849
児童発達支援・放課後等デイサービス ポニーナ幕張本郷	〒262-0033 花見川区幕張本郷 2-8-9-201	043-307-1755	043-307-1745
重症心身障害児向け児童発達支援／放課後等デイサービス みつばち Ena	〒264-0021 若葉区若松町 2090-64	043-372-8267	043-375-8523
ジョイーレ千葉大前	〒263-0022 稲毛区弥生町 4-36　アーバンハイツ１階	043-307-9304	
ジョイーレアルトちばだいまえ	〒263-0022 稲毛区弥生町 4-37　弥生ビル２階	050-6861-9858	
ジョイーレ本千葉	〒260-0854 中央区長洲 1-22-2　プラーズ長洲 201	043-216-5153	050-3606-4266
ジョブサ U18 千葉教室	〒260-0028 中央区新町 17-4　宍倉ビル２階	043-204-1690	043-204-2690
多機能型事業所 ITSUMO	〒264-0020 若葉区貝塚 2-2-3	043-310-7970	043-310-7911
千葉県千葉リハビリテーションセンター児童発達支援センター	〒266-0005 緑区誉田町 1-45-2	043-291-1831	043-291-1857
てらぴぁぽけっと 千葉中央教室	〒260-0013 中央区中央 3-9-12 市原中央ビル２階	043-216-2148	043-216-2149

保育所等訪問支援（続き）

事業所名	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
ＴＲＹＲＯ	〒262-0025 花見川区花園 1-8-20 第２花園ビル 201- Ｂ	043-307-7609	
はばたき小倉台教室	〒264-0006 若葉区小倉台 3-4-4	043-400-3125	043-312-2337
はばたき都賀駅前教室	〒264-0025 若葉区都賀 3-2-5 なかや第２ビル 303	043-400-2853	043-497-5308
はばたき千葉中央教室	〒260-0013 中央区中央 3-2-2 八田ビル５階	043-400-3109	
ふたばのおうち	〒266-0021 緑区刈田子町 308-10	070-5593-3868	043-292-0333
1 st FILLTURE	〒266-0031 緑区おゆみ野 3-10-3 IT オフィースＨＡＮＡ 401	043-312-1181	043-308-5788
BRIDGE ８	〒262-0022 花見川区南花園 2-2-15 CI-23 ビル 502	043-306-1274	043-306-1275
Bringup ちば 子ども発達センター	〒261-0003 美浜区高浜 3-3-1	043-301-4570	043-301-4571
Bringup みどり 子ども発達センター	〒266-0002 緑区平山町 1921-4	043-310-6901	043-310-6902
みつばちすてっぷ （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒264-0029 若葉区桜木北 3-4-50-B	043-372-0355	043-372-8066
みつばち Ritta （児童発達支援・放課後等デイサービス）	〒264-0029 若葉区桜木北 3-4-50-A	043-372-0355	043-372-8066
幼児教室セグナ	〒262-0001 花見川区横戸町 1586-42	047-778-5243	043-258-0246
LITALICO ジュニア千葉教室	〒260-0045 中央区弁天 1-2-10 日本瑞穂ビル５階	043-207-7530	043-207-7531
LITALICO ジュニア幕張本郷教室	〒262-0033 花見川区幕張本郷 1-2-20 ビレッジ 105 ビル３Ｆ	043-350-3575	043-350-3576
リハリンクスおゆみ野	〒266-0031 緑区おゆみ野 3-24-1 アイ・ティー・オーおゆみ野Ｂ号室	043-290-9571	043-290-9572
リハリンクスキッズおゆみ野	〒266-0031 緑区おゆみ野 2-2-1	043-235-7104	043-235-7164
わくわくすまいる穴川校	〒263-0024 稲毛区穴川 2-4-4 リブファーム ANAGAWA 1F	043-306-5509	043-306-5297
わくわくすまいる西千葉校	〒263-0023 稲毛区緑町 1-26-14 コンフォート田中１Ｃ	043-306-3407	043-306-3408
わくわくすまいる千葉みなと校	〒260-0024 中央区中央港 1-1-6	043-310-3512	043-310-3513
Wapi 稲毛	〒263-0043 稲毛区小仲台 2-10-8 ＩＫビル小仲台５階	043-306-5731	043-306-5732
Wapi 穴川	〒263-0024 稲毛区穴川 3-5-27 上総ビル 101	043-307-5182	043-307-5183

地域活動支援センター　※ 障害福祉サービス制度対象外

地域活動支援センターⅠ型

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を提供しています。また、地域の障害者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供や援助を行います。

施　設　名	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
支援センターはなみがわ	〒 262-0043　花見川区天戸町 757-3	043-258-1400	043-258-1389
地域生活支援センターふらる	〒 263-0015　稲毛区作草部 2-4-6	043-207-4110	043-206-4220
鹿鳴館（若葉泉の里）	〒 264-0016　若葉区大宮町 2112-8	043-312-2727	043-265-5405
やさし～ど（中野学園）	〒 267-0061　緑区土気町 1634 土気市民センター２階	043-205-8488	043-205-8488
ディアフレンズ真砂	〒 261-0011　美浜区真砂 2-3-1	043-304-6311	043-304-6322

地域活動支援センターⅡ型

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を提供しています。

施　設　名	所　在　地	定員	電　話	ＦＡＸ
ハートケアセンターちば	〒 260-0032　中央区登戸 3-4-6 ヴィラ登戸２階	20	043-248-1511	043-248-5555

地域活動支援センターⅢ型

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を提供しています。

施　設　名	所　在　地	定員	電　話	ＦＡＸ
けやきと仲間	〒 260-0044　中央区松波 2-5-9 小幡ビル２階	20	043-377-0738	043-377-0738
らいおん千葉	〒 260-0854　中央区長洲 1-33-14	20	043-224-7432	043-224-7432
リベラ	〒 260-0854　中央区長洲 2-21-1-205	22	043-201-0546	043-201-0546
トライアングル西千葉	〒 263-0043　稲毛区小仲台 2-6-1 京成稲毛ビル 205	19	043-206-7101	043-207-7153
あすぴれんと	〒 264-0025　若葉区都賀 3-21-9 BK ハイツ 305 号室	20	043-235-7250	043-235-7250
コミュニティサロンそら	〒 267-0061　緑区土気町 1727-4 藤屋北辰興産ビル１階	15	043-205-8110	043-205-7880
たけの子工房	〒 266-0007　緑区辺田町 131-6	30	043-292-1239	043-292-1239

その他施設等

知的障害者生活ホーム

※障害福祉サービス制度対象外

居住を求めている知的障害者が居室その他の設備を利用し、日常生活に必要な便宜を受ける場です。
なお、家賃助成制度があります（詳細は５７頁参照）。

■窓　口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

名　称	所　在　地	定員	電　話
りんごの家	花見川区幕張町５丁目	4	043-212-0189
働く仲間の家	若葉区都賀５丁目	5	043-233-1196
サンライズ千葉	若葉区都賀５丁目	4	043-233-1196
あしたばホーム	緑区土気町	4	043-294-9303
第二あしたばホーム	緑区土気町	4	043-294-9303

千葉聴覚障害者センター

手話通訳・要約筆記者の派遣や養成、字幕入りビデオ等の製作や提供、その他法律相談等の便宜をはかる施設です。

所　在　地	電　話	ＦＡＸ	メールアドレス
〒260-0022　中央区神明町 204-12	043-308-6372	043-308-5562	chibadeaf@deaf.or.jp

福祉ホーム

※ 障害福祉サービス制度対象外

居宅生活が困難な障害者が低額な料金で居室その他の設備を利用し日常生活に必要な便宜を受ける施設です。

施　設　名	所　在　地	定員	電　話
ディアフレンズ美浜	〒261-0012　美浜区磯辺２－21－１	5	043-303-0581

グループホーム

障害者が地域の中で共同生活を行う住居です。なお、家賃助成制度があります（詳細は５７頁参照）。

◆グループホーム（共同生活援助）
障害者の方に、主として夜間において、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■窓　口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

心身障害者ワークホーム

※ 障害福祉サービス制度対象外

在宅の身体・知的障害者が一般家庭の居室等を利用して集い、ふれあい、軽作業を行う場です。

名　称	所　在　地	定員	電　話
もなみ	〒 262-0018　花見川区畑町 591-19	8	043-271-5577
つばさ	〒 262-0025　花見川区花園 1-15-3	8	043-273-7454
ふれあい	〒 263-0004　稲毛区六方町 139-12 ライフサポートセンター 201 号	11	043-423-2881
ふれんど	〒 263-0004　稲毛区六方町 139-12 ライフサポートセンター 101 号	11	043-423-2881
デフ	〒 263-0031　稲毛区稲毛東 4-9-4	10	043-238-6563
協働舎	〒 263-0043　稲毛区小仲台 3-16-15　1 階	8	043-287-5706
ほほえみいなげ	〒 263-0043　稲毛区小仲台 6-5-12　メイソン植草 C-103	10	043-287-1984
悠々	〒 264-0004　若葉区千城台西 1-4-7	7	043-237-0760
たけのこ	〒 264-0007　若葉区小倉町 1220-13	12	043-234-7540
里山の仲間たち	〒 266-0007　緑区辺田町 598-2	8	043-291-3789
あすみが丘	〒 267-0066　緑区あすみが丘 6-34-4	9	043-295-0281

精神障害者共同作業所

※ 障害福祉サービス制度対象外

患者とその家族の方を中心に構成されているＮＰＯ法人もしくは医療従業者ボランティア等が中心となって設置運営している共同作業所です。

名　称	所在地	定員	電　話
千潮会作業所	〒 260-0012　中央区本町 3-4-1 カーサ・フェリーチェ 103 号	20	043-225-6741

福祉施設の製品をご利用ください

障害のある方々が通う多くの福祉施設では、自立した生活を営むための訓練の一環として、生産・販売活動を行っています。

食品、お菓子類、おしゃれ雑貨など様々な製品を作り、販売しています。そして製品の売り上げは、障害のある方にとっての生活支援、就労支援につながっています。

ひとつひとつの製品が、ご購入してくださった方のお気に入りの一品になることを目指しています。

これらの商品に出会う機会がありましたら、ぜひお手に取り、その良さを確かめてください。

製品は以下のお店で取り扱っています

■はーとふるメッセ千葉寺店
〒 260-0844　中央区千葉寺町 1208-2　千葉市ハーモニープラザ 1階

■はーとふるメッセ県庁店
〒 260-0855　中央区市場町１-１　千葉県庁中庁舎Ｂ１

製品に関する情報は以下のページにもあります

■NPO法人千葉県障害者就労事業振興センター
ホームページアドレス　http://www.jusan-kassei.or.jp/
＊販売会などのイベント情報を掲載しています

市役所・各区役所・各区保健福祉センター・千葉都市モノレール 千葉駅での販売も行っています

■販売場所・時間等の詳細は千葉市ホームページをご覧ください
ホームページアドレス
http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/lobby-hanbai.html

◆製品の一例です

■このページに関する問合せ先：　千葉市障害者自立支援課　　電話 043-245-5175

身体障害者障害程度等級表 （太実線より上は、第１種を、下は第２種を表す）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（1/4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（1/2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の２分の１以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
3級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） 2. 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70 点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して 10 センチメートル以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの	
5級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2. 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して 5 センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して 3 センチメートル以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの	

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		内部機能障害						
上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

備　　考

1. 同一の等級について 2 つの重複する障害がある場合は、1 級うえの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
2. 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は、6 級とする。
3. 異なる等級について 2 以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
4.「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5.「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

療育手帳障害程度基準表

障害程度			障害程度の基準
第１種	最重度	Ⓐ	知能指数がおおむね２０以下のもので、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもの
	重度	Ａの１	知能指数がおおむね２１～３５以下のもので、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもの
		Ａの２	知能指数がおおむね３６～５０以下のもので、重複の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもの
第２種	中度	Ｂの１	上記以外のもので、知能指数がおおむね３６～５０にあるもの
	軽度	Ｂの２	知能指数がおおむね５１～７５にあるもの

＊ただし、障害者相談センターにおける最重度の取扱いは下表による。

最重度	Ⓐの１	知能指数がおおむね２０以下のもので、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもののうち、身辺処理全般において常時の介護を必要とする程度のもの
	Ⓐの２	知能指数がおおむね２０以下のもので、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもので、Ⓐの１以外のもの

精神障害者保健福祉手帳障害程度等級表

障害等級		精神障害の状態
第１種	一級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第２種	二級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	三級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

【ヘルプマーク】・【ヘルプカード】・【ちば障害者等用駐車区画利用証】

名称	概要等
【ヘルプマーク】 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS 規格）。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 **問合せ先** **東京都福祉保健局障害者施策推進部企画課社会参加推進担当** **TEL：03-5320-4147** **※千葉市では、作成したヘルプマーク (ストラップ型) を配布しています。詳しくは障害者自立支援課へ　お問い合わせください。**
【ヘルプカード】 千葉県作成版	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは支援や配慮を必要としていることが分からない方が携帯することにより、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲の方に自身の障害等の支援や配慮を求めるカードです。 このカードには、援助が必要なことを知らせるための「ヘルプマーク」を表示しております。また、住所や緊急連絡先、配慮や手助けをして欲しいことを記入することができます。 配布場所：各区保健福祉センター 高齢障害支援課・健康課、障害者自立支援課、千葉市療育センターふれあいの家、青葉病院、海浜病院、千葉都市モノレール有人駅（千葉みなと、千葉、都賀、千城台）窓口 **問合せ先** **千葉県健康福祉部障害者福祉推進課** **TEL：043-223-2338　FAX：043-221-3977**
【ちば障害者等用駐車区画利用証】 	公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正利用を図り、障害者、介護が必要な高齢者、難病患者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方が同区画を利用しやすくなるよう、県や市町村が交付する利用証です。(利用証をお持ちの方が、必ずしも同区画に駐車できるとは限りません。) ※具体的な基準については、P64 をご覧ください。 申請窓口：申請は千葉県健康福祉指導課へ郵送、又は、各区保健福祉センター高齢障害支援課、健康課に持参してください。 **問合せ先** **〒260-8667　千葉市中央区市場町 1-1** **千葉県健康福祉部健康福祉指導課** **TEL：043-223-3924　FAX：043-222-6294**

サービス内容やご利用に関する質問は、各サービスの担当窓口へお問い合わせください。

障害福祉サービスの対象となる疾病一覧

（２０２５年４月１日より適用）

1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	IgA 腎症
4	IgG4 関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1p36 欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性膵炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTRA1 関連脳小血管病
33	HTLV-1 関連脊髄症
34	ATR-X 症候群
35	ADH 分泌異常症
36	エーラス・ダンロス症候群
37	エプスタイン症候群
38	エプスタイン病
39	エマヌエル症候群
40	MECP2 重複症候群
41	LMNB1 関連大脳白質脳症
42	遠位型ミオパチー
43	円錐角膜
44	黄色靭帯骨化症
45	黄斑ジストロフィー
46	大田原症候群
47	オクシピタル・ホーン症候群
48	オスラー病
49	カーニー複合
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
51	潰瘍性大腸炎
52	下垂体前葉機能低下症
53	家族性地中海熱
54	家族性低βリポタンパク血症１（ホモ接合体）
55	家族性良性慢性天疱瘡
56	カナバン病
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
58	歌舞伎症候群
59	ガラクトース-1- リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
60	カルニチン回路異常症
61	加齢黄斑変性
62	肝型糖原病
63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
64	環状 20 番染色体症候群
65	関節リウマチ
66	完全大血管転位症
67	眼皮膚白皮症
68	偽性副甲状腺機能低下症
69	ギャロウェイ・モワト症候群
70	急性壊死性脳症
71	急性網膜壊死
72	球脊髄性筋萎縮症
73	急速進行性糸球体腎炎
74	強直性脊椎炎
75	巨細胞性動脈炎
76	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）
77	巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
79	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）
80	筋萎縮性側索硬化症
81	筋型糖原病
82	筋ジストロフィー
83	クッシング病
84	クリオピリン関連周期熱症候群
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
86	クルーゾン症候群
87	グルコーストランスポーター１欠損症
88	グルタル酸血症１型
89	グルタル酸血症２型
90	クロウ・深瀬症候群
91	クローン病
92	クロンカイト・カナダ症候群
93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
94	結節性硬化症
95	結節性多発動脈炎
96	血栓性血小板減少性紫斑病
97	限局性皮質異形成
98	原発性肝外門脈閉塞症
99	原発性局所多汗症
100	原発性硬化性胆管炎
101	原発性高脂血症
102	原発性側索硬化症
103	原発性胆汁性胆管炎
104	原発性免疫不全症候群
105	顕微鏡的大腸炎
106	顕微鏡的多発血管炎
107	高 IgD 症候群
108	好酸球性消化管疾患
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
110	好酸球性副鼻腔炎
111	抗糸球体基底膜腎炎
112	後縦靭帯骨化症
113	甲状腺ホルモン不応症
114	拘束型心筋症
115	高チロシン血症１型
116	高チロシン血症２型
117	高チロシン血症３型
118	後天性赤芽球癆
119	広範脊柱管狭窄症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー
121	抗リン脂質抗体症候群
122	極長鎖アシル -CoA 脱水素酵素欠損症
123	コケイン症候群
124	コステロ症候群
125	骨形成不全症
126	骨髄異形成症候群
127	骨髄線維症
128	ゴナドトロピン分泌亢進症
129	5p 欠失症候群
130	コフィン・シリス症候群
131	コフィン・ローリー症候群
132	混合性結合組織病
133	鰓耳腎症候群
134	再生不良性貧血
135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎
136	再発性多発軟骨炎
137	左心低形成症候群
138	サルコイドーシス
139	三尖弁閉鎖症
140	三頭酵素欠損症
141	CFC 症候群
142	シェーグレン症候群
143	色素性乾皮症
144	自己貪食空胞性ミオパチー
145	自己免疫性肝炎
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
147	自己免疫性溶血性貧血
148	四肢形成不全
149	シトステロール血症
150	シトリン欠損症
151	紫斑病性腎炎
152	脂肪萎縮症
153	若年性特発性関節炎
154	若年性肺気腫
155	シャルコー・マリー・トゥース病
156	重症筋無力症
157	修正大血管転位症
158	出血性線溶異常症
159	ジュベール症候群関連疾患
160	シュワルツ・ヤンペル症候群
161	神経細胞移動異常症
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
163	神経線維腫症
164	神経有棘赤血球症
165	進行性核上性麻痺
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
167	進行性骨化性線維異形成症
168	進行性多巣性白質脳症
169	進行性白質脳症
170	進行性ミオクローヌスてんかん
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
174	スタージ・ウェーバー症候群
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
176	スミス・マギニス症候群
177	スモン
178	脆弱 X 症候群
179	脆弱 X 症候群関連疾患
180	成人発症スチル病
181	成長ホルモン分泌亢進症
182	脊髄空洞症
183	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
184	脊髄髄膜瘤
185	脊髄性筋萎縮症
186	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
187	前眼部形成異常
188	全身性エリテマトーデス
189	全身性強皮症
190	先天異常症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア

192	先天性核上性球麻痺
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
194	先天性魚鱗癬
195	先天性筋無力症候群
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
197	先天性三尖弁狭窄症
198	先天性腎性尿崩症
199	先天性赤血球形成異常性貧血
200	先天性僧帽弁狭窄症
201	先天性大脳白質形成不全症
202	先天性肺静脈狭窄症
203	先天性風疹症候群
204	先天性副腎低形成症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症
206	先天性ミオパチー
207	先天性無痛無汗症
208	先天性葉酸吸収不全
209	前頭側頭葉変性症
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む）
211	早期ミオクロニー脳症
212	総動脈幹遺残症
213	総排泄腔遺残
214	総排泄腔外反症
215	ソトス症候群
216	ダイアモンド・ブラックファン貧血
217	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
218	大脳皮質基底核変性症
219	大理石骨病
220	ダウン症候群
221	高安動脈炎
222	多系統萎縮症
223	タナトフォリック骨異形成症
224	多発血管炎性肉芽腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎
226	多発性軟骨性外骨腫症
227	多発性嚢胞腎
228	多脾症候群
229	タンジール病
230	単心室症
231	弾性線維性仮性黄色腫
232	短腸症候群
233	胆道閉鎖症
234	遅発性内リンパ水腫
235	チャージ症候群
236	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
237	中毒性表皮壊死症
238	腸管神経節細胞僅少症
239	TRPV4 異常症
240	TSH 分泌亢進症
241	TNF 受容体関連周期性症候群
242	低ホスファターゼ症
243	天疱瘡
244	特発性拡張型心筋症
245	特発性間質性肺炎
246	特発性基底核石灰化症
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
248	特発性後天性全身性無汗症
249	特発性大腿骨頭壊死症
250	特発性多中心性キャッスルマン病
251	特発性門脈圧亢進症
252	特発性両側性感音難聴
253	突発性難聴

254	ドラベ症候群
255	中條・西村症候群
256	那須・ハコラ病
257	軟骨無形成症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
259	22q11.2 欠失症候群
260	乳児発症 STING 関連血管炎
261	乳幼児肝巨大血管腫
262	尿素サイクル異常症
263	ヌーナン症候群
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B 関連腎症
265	ネフロン癆
266	脳クレアチン欠乏症候群
267	脳腱黄色腫症
268	脳内鉄沈着神経変性症
269	脳表ヘモジデリン沈着症
270	膿疱性乾癬
271	嚢胞性線維症
272	パーキンソン病
273	バージャー病
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
275	肺動脈性肺高血圧症
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
277	肺胞低換気症候群
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
279	バッド・キアリ症候群
280	ハンチントン病
281	汎発性特発性骨増殖症
282	PCDH19 関連症候群
283	PURA 関連神経発達異常症
284	非ケトーシス型高グリシン血症
285	肥厚性皮膚骨膜症
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
288	肥大型心筋症
289	左肺動脈右肺動脈起始症
290	ビタミン D 依存症くる病／骨軟化症
291	ビタミン D 抵抗性くる病／骨軟化症
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
293	非典型溶血性尿毒症症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症
295	皮膚筋炎／多発性筋炎
296	びまん性汎細気管支炎
297	肥満低換気症候群
298	表皮水疱症
299	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
300	VATER 症候群
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンコニ貧血
304	封入体筋炎
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群
307	複合カルボキシラーゼ欠損症
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	プラダ―・ウィリ症候群
313	プリオン病
314	プロピオン酸血症
315	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）

316	閉塞性細気管支炎
317	β－ケトチオラーゼ欠損症
318	ベーチェット病
319	ベスレムミオパチー
320	ヘパリン起因性血小板減少症
321	ヘモクロマトーシス
322	ペリー病
323	ペルーシド角膜辺縁変性症
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族Ｌ－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
329	ホモシスチン尿症
330	ポルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群
332	マルファン症候群 / ロイス・ディーツ症候群
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髄炎
336	慢性膵炎
337	慢性特発性偽性腸閉塞症
338	ミオクロニー欠神てんかん
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群
343	無βリポタンパク血症
344	メープルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	免疫性血小板減少症
349	メンケス病
350	網膜色素変性症
351	もやもや病
352	モワット・ウイルソン症候群
353	薬剤性過敏症症候群
354	ヤング・シンプソン症候群
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
357	4p 欠失症候群
358	ライソゾーム病
359	ラスムッセン脳炎
360	ランゲルハンス細胞組織球症
361	ランドウ・クレフナー症候群
362	リジン尿性蛋白不耐症
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
364	両大血管右室起始症
365	リンパ管腫症／ゴーハム病
366	リンパ脈管筋腫症
367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
369	レーベル遺伝性視神経症
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
372	レット症候群
373	レノックス・ガストー症候群
374	ロウ症候群
375	ロスムンド・トムソン症候群
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

「劇症肝炎」「重症急性膵炎」については２０１５年１月、「肝外門脈閉塞症」を含む 16 疾病については２０１５年７月、「正常圧水頭症」については２０１９年７月以降は対象外ですが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。詳細は、お住まいの区の高齢障害支援課にお問い合わせください。

福祉団体

団体への入会希望、その他ご質問等は以下の連絡先へお問い合わせください。

団体名	代表者等	〒	住所	電話	FAX
千葉市身体障害者連合会	国本雄一郎	260-0844	中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザ 3 階	043-209-3281	043-209-3282
千葉市視覚障害者協会	髙 梨 憲 司	260-0844	中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザ 3 階	043-312-0068	043-312-0068
千葉市聴覚障害者協会	国本雄一郎	260-0022	中央区神明町 204-12	043-308-6372	043-204-1616
※ 千葉市中途失聴・難聴者協会	平 岡 利 政	261-0001	美浜区幸町 2-18-1-202 橋本洋子様 方	043-245-0847	043-245-0847
千葉市身体障害者福祉会	高 山 功 一	266-0033	緑区おゆみ野南 1-26-14	043-375-9691	043-375-9691
千葉市オストミー協会	渡 辺 博 一	264-0024	若葉区高品町 899-1-1-606	043-287-5783	043-287-5783
京葉喉友会	白井久美子	260-0834	千葉市中央区今井 1-1-10	043-261-1356 shirai812@ jcom.zaq.ne.jp	043-261-1355
千葉市肢体不自由児者父母の会	友 野 ル ル	261-0012	美浜区磯辺 2-21-1 ディアフレンズ美浜内	043-303-0582	043-303-0582
千葉市ことばを育てる会	石 田 優 子	260-0007	中央区祐光 1-25-3 千葉市立院内小学校内	043-208-1568	043-208-1568
千葉市腎臓病患者友の会	小 川 光 雄	264-0021	若葉区若松町 444-20	043-231-2190	
日本心臓ペースメーカー友の会 千葉地区	角 田 善 治	261-0013	美浜区打瀬 3-5 マリンフォート 5-1804	043-275-5559	043-275-5559
千葉市重症心身障害児（者）を守る会	加藤 悦子	261-0005	美浜区稲毛海岸 2-3-1 さいわい内	043-242-1230	043-248-2884
全国脊髄損傷者連合会千葉県支部	露 崎 耕 平	261-0001	美浜区幸町 1-1-1 シーブレス 921	070-2024-6504	
NPO法人千葉盲ろう者友の会	加 藤 清 道	260-0026	中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター4階	043-310-3008	043-310-3008
千葉市手をつなぐ育成会	成 田 智 子	263-0015	稲毛区作草部 2-4-5 でい・さくさべ２階	043-206-4050	043-206-4050
千葉市自閉症協会	菊 池 裕 美	262-0025	花見川区花園 1-15-3		

※現在、「千葉市中途失聴・難聴者協会」は休会中。

団体名	代表者等	〒	住所	電話・ＦＡＸ
千花会 （千葉市精神障害者家族会）	齊藤 陟（たかし）	260-0012	中央区本町 3-4-1 カーサフェリーチェ103	043-261-6285
ファーム栗の木 （千葉市精神障害者北地域家族会）	貫井信夫	262-0043	花見川区天戸町 757-3	090-6568-4716
千南会 （千葉市精神障害者南地域家族会）	鴨 省次郎	266-0007	緑区辺田町 131-6	090-8943-0093
けやきと仲間の家	坂本雅雄	260-0044	中央区松波 2-5-9 小幡ビル 2 階	090-7272-9201
NPO 法人 KHJ 千葉県なの花会 （KHJ全国ひきこもり家族会連合会千葉県支部）	藤江幹子	260-0042	中央区椿森 1-2-2 志村荘 201	070-2191-4888
千葉断酒新生会		266-0003	緑区高田町 401-235 （林様 方）	043-292-1324 （林様 方）
千葉県断酒会		260-0811	中央区大森町 513-37 ツルオカハイツ 101	090-1207-2735 （阿井様 方）
つくし（ちば断酒友の会）		つくし（ちば断酒友の会）のホームページに記載 http://tsukushichiba.web.fc2.com/index.html		
千葉菜の花家族会（薬物依存症家族会）		260-0844	（開催場所） 中央区千葉寺町 1208 千葉市ハーモニープラザ	090-2543-7852 （黒川様 方）

千葉市のバリアフリー情報（施設等）のご案内

本市ホームページにおいて、県内の様々なバリアフリー情報を掲載した『ちばバリアフリーマップ』や、県内の公共交通に関するバリアフリー情報、より快適に市内観光を楽しむための観光コース等を紹介する『千葉市バリアフリー観光ガイドマップ』などをご案内しています。是非、活用ください。

千葉市 バリアフリー 観光 交通 で、検索

障害者の窓口

名称・所在地		電　話	ＦＡＸ	Ｅメールアドレス @ 以降は共通 @city.chiba.lg.jp
中央保健福祉センター 〒 260-8511 中央区中央４－５－１ Qiball（きぼーる）内	高齢障害支援課	043-221-2152 ・2153	043-221-2602	koreishogai.CHU@
	介護保険室	043-221-2198		
	健康課	043-221-2583	043-221-2590	kenko.CHU@
	こども家庭課	043-221-2149	043-221-2606	kodomokatei.CHU@
	社会援護第一課	043-221-2154	043-221-2164	shakaiengo1.CHU@
	社会援護第二課	043-221-2066		shakaiengo2.CHU@
花見川保健福祉センター 〒 262-8510 花見川区瑞穂１－１	高齢障害支援課	043-275-6462	043-275-6317	koreishogai.HAN@
	介護保険室	043-275-6401		
	健康課	043-275-6297	043-275-6298	kenko.HAN@
	こども家庭課	043-275-6421	043-275-6318	kodomokatei.HAN@
	社会援護課	043-275-6471	043-275-6904	shakaiengo.HAN@
稲毛保健福祉センター 〒 263-8550 稲毛区穴川４－１２－４	高齢障害支援課	043-284-6140	043-284-6193	koreishogai.INA@
	介護保険室	043-284-6242		
	健康課	043-284-6495	043-284-6496	kenko.INA@
	こども家庭課	043-284-6137	043-284-6182	kodomokatei.INA@
	社会援護課	043-284-6142	043-284-6153	shakaiengo.INA@
若葉保健福祉センター 〒 264-8550 若葉区貝塚２－１９－１	高齢障害支援課	043-233-8154	043-233-8251	koreishogai.WAK@
	介護保険室	043-233-8264		
	健康課	043-233-8715	043-233-8198	kenko.WAK@
	こども家庭課	043-233-8150	043-233-8178	kodomokatei.WAK@
	社会援護第一課	043-233-8156	043-233-8170	shakaiengo1.WAK@
	社会援護第二課	043-233-8158		shakaiengo2.WAK@
緑保健福祉センター 〒 266-8550 緑区鎌取町２２６－１	高齢障害支援課	043-292-8150	043-292-8276	koreishogai.MID@
	介護保険室	043-292-9491		
	健康課	043-292-5066	043-292-1804	kenko.MID@
	こども家庭課	043-292-8137	043-292-8284	kodomokatei.MID@
	社会援護課	043-292-8152	043-292-8162	shakaiengo.MID@
美浜保健福祉センター 〒 261-8581 美浜区真砂５－１５－２	高齢障害支援課	043-270-3154	043-270-3281	koreishogai.MIH@
	介護保険室	043-270-4073		
	健康課	043-270-2287	043-270-2065	kenko.MIH@
	こども家庭課	043-270-3150	043-270-3291	kodomokatei.MIH@
	社会援護課	043-270-3149	043-270-3195	shakaiengo.MIH@

名称・所在地		電　話	ＦＡＸ	Ｅメールアドレス @ 以降は共通 @city.chiba.lg.jp
千葉市役所障害者自立支援課 〒 260-8722 中央区千葉港１－１ 高層棟９階	企画班	043-245-5175	043-245-5549	shogaijiritsu.HWS@
	給付班	043-245-5173		
千葉市役所障害福祉サービス課 〒 260-8722 中央区千葉港１－１ 高層棟９階	指導班	043-245-5227	043-245-5630	shogaifukushi.HWS@
	施設支援班	043-245-5174		
	地域支援班	043-245-5228		
千葉市役所精神保健福祉課 〒 260-0025 中央区問屋町１－３５ 千葉ポートサイドタワー 11 階	精神保健福祉班	043-238-9980	043-238-9991	seishinhoken.HWS@
	通報対応班	043-238-9929		
千葉市障害者相談センター 〒 260-0844 中央区千葉寺町１２０８－２ 千葉市ハーモニープラザ１階		043-209-8823	043-209-8826	shogaishasodan.HWS@
千葉市東部児童相談所 〒 261-0003 美浜区高浜３－２－３		043-277-8820	043-278-4371	jidosodan.ECG@
千葉市西部児童相談所 〒 261-0003 美浜区高浜３－３－１　はまのわ３階		043-277-8821	043-277-8905	jidosodan.WCG@
千葉市こころの健康センター 〒 261-0003 美浜区高浜２－１－１６		043-204-1582	043-204-1584	kokoronokenko.HWS@
千葉市療育センター 〒 260-0843 中央区末広 3-22-21 043-279-1141（代） ※令和８年４月頃 まで仮移転中	療育相談所	043-216-2401	043-277-0220	—
	すぎのこルーム	043-216-2409		
	やまびこルーム	043-306-5106		
千葉市療育センター分館	いずみの家	043-216-2465	043-270-1557	—
	相談支援事業所ぱれっと	043-279-4311	043-279-4300	
	発達障害者支援センター	043-303-6088	043-279-1353	
	ふれあいの家	043-216-5130	043-277-0291	
千葉市障害者福祉センター 〒 260-0844 中央区千葉寺町１２０８－２ 千葉市ハーモニープラザ１階		043-209-8779	043-209-8782	—

地域による避難行動要支援者支援体制構築の紹介

町内自治会や自主防災組織、民生委員、ボランティアなど地域が一体となり、災害発生時の安否確認の方法などについて、特色ある取組みを行っています。

地域での取組みの一例

■「無事ですタオル」による安否確認
（黒砂北部自治会防災会）

災害発生時に、無事なら玄関にタオルをかけておく決まりです。このタオルにより、安否確認が一目でできます。

■問い合わせ先

中央区地域づくり支援課	043-221-2169
花見川区地域づくり支援課	043-275-6224
稲毛区地域づくり支援課	043-284-6107
若葉区地域づくり支援課	043-233-8124
緑区地域づくり支援課	043-292-8107
美浜区地域づくり支援課	043-270-3124
防災対策課	043-245-5113

■避難行動要支援者のための「見守りカード」作成
（千城台東町自治会）

見守りカードには緊急時の連絡先や医療情報が書かれています。

見守りカードは、どの家庭にもあり目立つ冷蔵庫の上段に入れる決まりで、災害発生時に避難行動要支援者の支援を行う際に役立てます。

「避難行動要支援者支援体制構築マニュアル」を改正しました

令和７年３月に、「避難行動要支援者支援体制構築マニュアル」を改正しました。今回の改正では、避難行動要支援者の支援体制構築の一助となるよう、避難行動要支援者名簿の活用方法について拡充を行っています。

これを機に、「避難行動要支援者名簿情報の提供に関する」協定の締結についてご検討ください。

大規模災害に備え、オストメイト用装具を預かります

地震などの大規模災害時において、自宅の倒壊等により、オストメイト（人工肛門、人工膀胱の造設者）が、普段から備蓄しているストマ装具を使用できなくなることが想定されます。

これらの事態に備え、千葉市では、オストメイトが日常的に使用しているストマ装具を預かり、保管することで、災害時においても、オストメイトが安心して日常生活を送れるようにします。

- **対 象 者**　千葉市に居住し、日常的にストマ装具を使用している方で原則として、身体障害者手帳を所持する方。
- **保管場所**　お住いの区の保健福祉センター高齢障害支援課

手続き方法等の詳細は、千葉市ホームページ（「千葉市　オストメイト用装具」と検索）をご覧いただくか、以下までお問い合わせください。

◉各区の保健福祉センター高齢障害支援課：電話・ＦＡＸ　８頁参照
◉障害者自立支援課：電話０４３－２４５－５１７５　ＦＡＸ０４３－２４５－５５４９

大地震の発生に備え
家具や冷蔵庫などの固定を支援します!

千葉市では、地震発生時に室内での被害を防ぎ、また、安全な避難経路を確保するため、転倒防止金具の取り付けを取付事業者に依頼し、施工した場合、その費用の一部を助成しています。

◆対象となる方

市内に住所を有する次のいずれかに該当する世帯のうち、自ら転倒防止金具を取り付けることが困難な方

(1) 65歳以上の高齢者のみの世帯
(2) 65歳以上の高齢者及び20歳未満の者のみの世帯
(3) 65歳以上の高齢者及び重度障害者のみの世帯
(4) 重度障害者のみの世帯
(5) 重度障害者及び20歳未満の者のみの世帯

※申請前に転倒防止金具を取り付けた場合には対象になりません。
※助成は1世帯で1回限りです。

重度障害者

- 身体障害者手帳1～2級
- 療育手帳Ⓐ～Aの2
- 精神障害者保健福祉手帳1級

◆助成制度の内容について

次の (1) ～ (2) の合算額を助成します

(1) 出 張 料　5,000円を上限
(2) 取付費用　家具1台あたり500円を上限 (5台まで)

※ 金具代及び助成額を超えた場合の差額は利用者負担となります。

<対象となる家具など>

タンス･食器棚等の家具、冷蔵庫･テレビ等の電化製品及び床置型の大型楽器など

<転倒防止金具など>

L字金具、チェーン式金具など、家具等の転倒を防止するための器具
(つっぱり棒、下敷きマットは対象外です)
※家具や金具が対象になるか不安な方は、お住まいの区の高齢障害支援課に事前にお問い合わせください。

◆申請方法

(1) 利用者は、家具転倒防止対策事業取付事業者一覧の中から事業者を選び、家具転倒防止金具の取り付けにかかる費用の見積書を依頼します。
(2) お住まいの区の高齢障害支援課へ 下記「申請に必要な書類」を提出します。
(3) 助成が決定した場合は、区高齢障害支援課から決定通知書及び助成券を利用者へ郵送します。
(4) 取付事業者による金具の取り付け後、利用者は取付事業者へ助成券を手渡すとともに、利用者負担額がある場合は、取付事業者に直接お支払ください。

◆申請に必要な書類

(1) 家具転倒防止対策事業助成申請書
(2) 同意書
(3) 取付事業者が作成した見積書 (取付事業者は一覧表の中からお選びください)

千葉市家具転倒防止対策事業取付事業者一覧

２０２５年３月 31 日現在

No.	事業者名	住　　所	電話番号	ＦＡＸ
1	Ｋａｉｇｏ　Ｂａｎｋ㈱	千葉市中央区川戸町 386 － 1	043-228-6511	043-228-6512
	（営業所）	千葉市緑区東山科町 14 － 32	043-228-6511	043-228-6512
2	孝和建商㈱	千葉市中央区汐見丘町 16 － 12	043-245-4111	043-244-9550
3	アフリスペック一級建築士事務所	千葉市中央区末広３－ 18 － 1	043-400-2669	043-332-7869
4	㈱千葉住宅サービス社	千葉市中央区本千葉町 10 － 23	043-224-4141	043-224-7817
5	㈱カラカマ工務店	千葉市中央区川戸町 431	043-264-1052	043-264-1162
6	㈱タイズ	千葉市花見川区作新台 6-15-12-202	043-216-9341	043-216-9393
7	㈱大栄工務店	千葉市花見川区幕張町２－ 1018 － 2	043-273-7720	043-271-4311
8	㈲丸七立川工務店	千葉市花見川区幕張町４－ 800 － 3	043-273-8782	043-273-1046
9	㈱マツカワ住器	千葉市稲毛区小仲台７－９－５ ＡＫビル	043-284-4126	043-284-4203
10	㈱トータルハウジング	千葉市稲毛区山王町 417 － 1	043-422-3701	043-422-3746
	（営業所）	千葉市稲毛区山王町 119 － 12	043-422-3701	043-422-3746
11	千葉土建一般労働組合 千葉支部	千葉市稲毛区天台５－ 24 － 8	043-290-0005	043-290-0050
12	㈱アルファーリフォーム	千葉市稲毛区緑町１－６－ 11	043-242-7131	043-242-7130
13	㈲スズユウ工務店	千葉市若葉区大宮町 2841 － 1	043-233-6090	043-231-0097
14	かしの木建設㈱	千葉市若葉区千城台西２－２－５	043-237-1886	043-237-4331
15	㈲三希工房	千葉市緑区おゆみ野 5-32-11-105	043-291-7422	043-292-3566
16	㈱ケアグリーン	千葉市美浜区真砂１－９－ 13	043-270-7711	043-270-7712
17	㈱サンキコーポレーション	千葉市美浜区真砂２－ 10 － 7	043-278-2133	043-278-2199

※事業者によっては一部地域の対応が困難な場合もあります。
　対応可能な地域については、直接事業者にお問い合わせください。

障害者に関するマーク②

名称	概要等
【ほじょ犬マーク】	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは、障害者差別に当たります。 **問合せ先** **厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室** **TEL：03-5253-1111㈹　FAX：03-3503-1237**
【オストメイトマーク】	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマークは、オストメイトである事と、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があることを表しています。 **問合せ先** **公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団** **TEL：03-5844-6265　FAX：03-5844-6294**
【ハートプラスマーク】	身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人を表しています。 **問合せ先** **特定非営利活動法人ハート・プラスの会** **メール：info@heartplus.org** **TEL：186-080-4824-9928**
【障害者雇用支援マーク】	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 ※実際に付与されるマークには、通し番号があります。 **問合せ先** **公益財団法人ソーシャルサービス協会 IT センター** **TEL：052-218-2154　FAX：052-218-2155**
【「白杖ＳＯＳシグナル」普及啓発シンボルマーク】	白杖を頭上 50cm 程度に掲げてＳＯＳのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖ＳＯＳシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるＳＯＳのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 **問合せ先** **岐阜市福祉部　障がい福祉課** **https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004678/1004681.html** **TEL：058-214-2138　FAX：058-265-7613**

これらのマークを見かけたら、ご理解とご協力をお願いします。
※巻頭にも障害者に関するマークの紹介がありますので、ご覧ください。

障害者福祉のあんない（2025年度版）
編集・発行　千葉市保健福祉局高齢障害部　障害者自立支援課
〒260-8722　千葉市中央区千葉港1-1　高層棟９階
電話　043-245-5175
FAX　043-245-5549
メール　shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp

各保健福祉センターの案内図

中央保健福祉センター

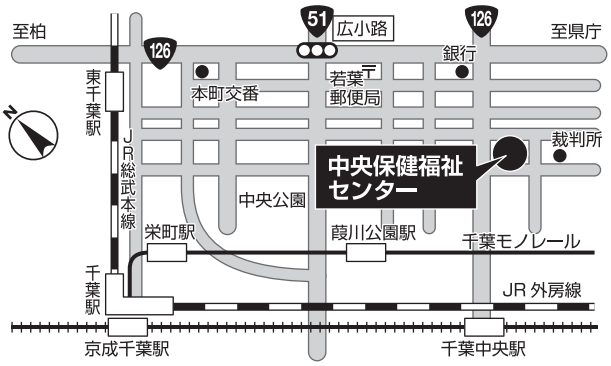

【交通】モノレール「葭川公園駅」下車徒歩４分
バス停「中央三丁目」下車徒歩１分

若葉保健福祉センター

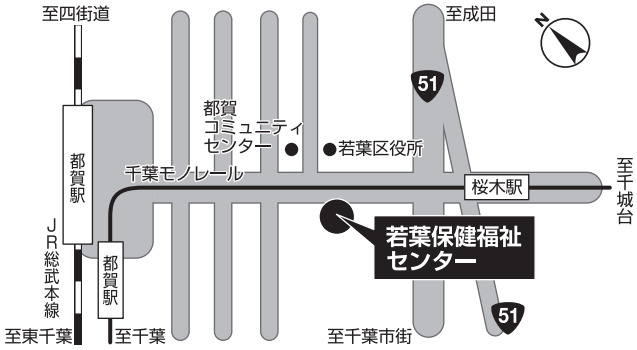

【交通】バス停「若葉区役所」下車徒歩１分
JR「都賀駅」下車徒歩 10 分

花見川保健福祉センター

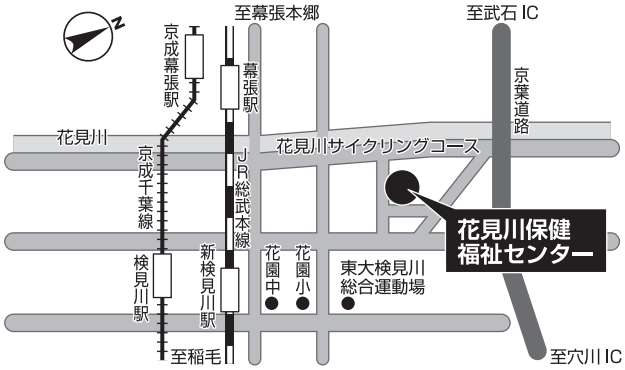

【交通】バス停「花見川区役所」下車徒歩１分

緑保健福祉センター

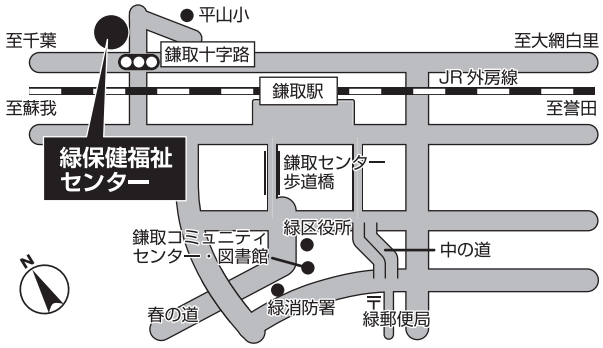

【交通】バス停「鎌取市営住宅」下車徒歩１分
JR「鎌取駅」下車徒歩８分

稲毛保健福祉センター

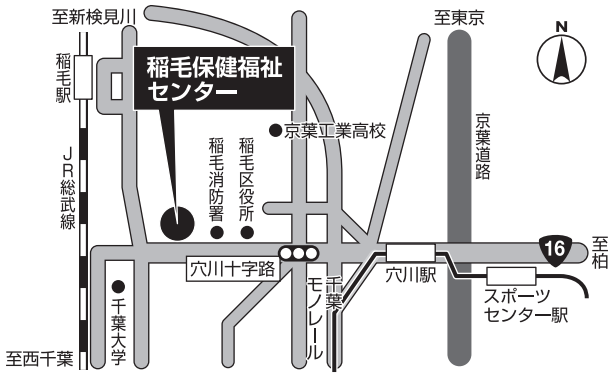

【交通】バス停「稲毛区役所」下車徒歩１分

美浜保健福祉センター

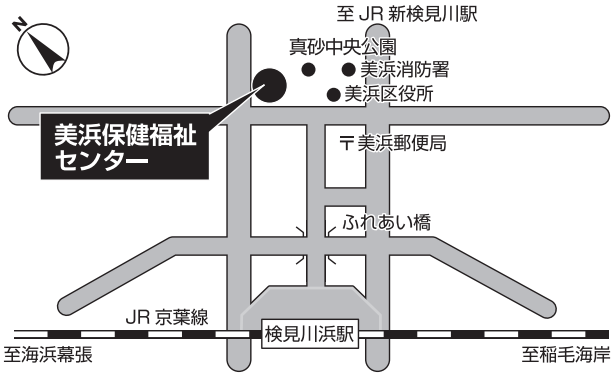

【交通】JR「検見川浜駅」下車徒歩８分